

二〇二二年度博士論文

中世説話研究―古記録・古注釈を中心に―

鶴見大学 大学院 文学研究科 日本文学専攻

河田 翔子

## 目次

### 序章

6

### 第一章 古記録の説話―『看聞日記』を対象として―

#### 第一節 「戸開閉」の怪異説話をめぐって

はじめに

16

一 『看聞日記』にみる「戸開閉」と「怪異」

16

二 平安・鎌倉期の記録・史書にみる「戸開閉」

19

三 記録・史書以外の資料の「戸開閉」

21

おわりに

25

#### 第二節 葉に詩歌を書くこと

はじめに―『看聞日記』の柿の葉に和歌を書く記事―

30

一 「葉に書く」和歌

31

二 『伊勢集』柿の葉に和歌を書く

34

三 「葉に詩を書く」説話

37

四 「葉に詩を書く」漢籍の影響	40
五 「葉に詩を書く」連歌資料	43
おわりに	45

第三節 『看聞日記』における貞成の評言―「呵法沙汰」の解釈をめぐって―	52
はじめに	52

一 「呵法(苛法)」の語意	52
二 古記録に於ける「呵法(苛法)」の用例	53
三 『看聞日記』に於ける「呵法」の用例	53
おわりに	54

## 第二章 古注釈の説話―本説を以て説く古今注を対象として―

第一節 勸修寺本「古今和歌集注」論統貂	57
はじめに―勸修寺本「古今和歌集注」とは―	57
一 勸修寺本「古今集注」所引の『古今集』本文	58
二 依拠する注説について―顕昭説と定家説―	60
三 「真観流古今集注」説の再検討	64

四	宮内庁書陵部蔵「古今集抄」所引「聞書」部の〈真観説〉との比較 おわりに	66
第二節	大和国武蔵野異聞―中世古今集注・伊勢物語注から人情本まで― はじめに―『古今集』一七番歌と『伊勢物語』第十二段所収歌の異同―	77
一―一	中世に於けるAみさご説	78
一―二	近世に於けるAみさご説	84
二―一	中世に於けるB安世説	86
二―二	近世に於けるB安世説	91
三	『和漢三才図会』に於けるAみさご説・B安世説の併記	94
四	江戸逢坂の地名由来譚C玄及藤説	95
五	『江戸名所図会』に於けるAみさご説・B安世説・C玄及藤説の併記 おわりに―人情本『其小唄恋情紫』牛込の奇談として―	97
第三節	小松帝説話をめぐって はじめに	117
一	古今注に於ける小松帝説話	118
二	伊勢注に於ける小松帝説話	121
三	正徹口伝の小松帝説話	127

- 四 常光院流に於ける小松帝説話  
五 百人一首注に於ける小松帝説話  
六 『塵塚物語』に於ける小松帝説話  
おわりに

初出（含掲載予定）一覧

146

138 136 133 129

## 序章

今日既に、「説話」「説話集」「説話文学」の類は古典文学研究上の術語となっているが、明治近代の評論文類の用例は、「説き語ること。説明して聞かせること」(『角川古語大辞典』(角川書店)「説話」項)という、漢字の字義どおりの意味であることを示している。それが、文学に関わる学問的語彙として定着してゆくのは、おそらくは、『今昔物語集』が文学研究の対象として認められてゆく、国語の教科書等にテキストとして採用されてゆくのと軌を一にするのであろう。「説話集」の用語は、芳賀矢一『攷証今昔物語集 天竺震旦部』(富山房、一九一三年六月)冒頭に「今昔物語は我が国の最古最貴の説話集である」と「書かれた頃から、学問的に定着した」(『日本古典文学大辞典』(岩波書店)「説話集」項。西尾光一執筆)と言うとおりである。同時に、「しかし、その内容や範囲は始めからはつきりしていたわけではなく」「研究の進展にともなって次第に拡充され、今日にいたっている」(同上)という、昭和五十九年(一九八四)時点での見解は、現在でもなお有効であると思われる。「神話・伝承・昔話・世間話・逸話・打聞話・思出話・歴史話・有職話・仏教話・詩歌話・芸能話・童話その他、口承もしくは書承によって伝承されたさまざまな話を集録した書物」である「説話集」は、「時としては、記録そのもの、見聞談の形をとったもの、作り物語の断片のようなものなど」(同上)を含んでいると見るのが、一般的であろう。そういった「説話」を集めた「説話集」の性質に従えば、その研究は、対象を、既に文学テキストとして認知されている、例えば『今昔物語集』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』等々といった文学テキストの説話集や説話に限るべきではないことは、当然である。本論が、現在までに古典文学研究上にはさほど顧みられることがなかった日記・記録およびいわゆる古注釈の類に基づいて、新たな「説話」を探ろうと試みる所以である。

史料や資料の中には、その文中に興味をそそられる不思議譚や驚異譚や応報譚や教訓譚等々がしばしば見えるけれども、それらを全て「説話」と認めるべきであるのか否かの答えは、「説話」の本質的な曖昧さも与って簡単ではない。つまるところ、「説話」とは何かを探りながら、史料や資料の中の「説話」的要素を探りつつ、それを「説話」の定義に還元していくことを積み重ねていくしかない、と考えるのである。本論は、その小さな営みに過ぎないことは言うまでもない。

本論は、二章から成る。第一章に於いて古記録に見える説話的要素を、第二章に於いて古注釈に見える説話的要素を、それぞれ追求して

考察を加えている。

伏見宮第三代貞成親王・後崇光院は、京極派に連なる歌人であり当時第一文芸化していた連歌も残すが、その最重要な著作は、応永二十三年（一四一六）から文安五年（一四四八）まで書き継がれた日記『看聞日記（御記）』であろう。紙背と別記を併せて、室町文化を伝える第一級の史料であることは疑う余地はない。政治・生活・『源氏物語』等の古典に関する記録に加えて、書名の文字どおり、貞成が見聞した社会・巷間の言説や風聞や落書の類が著録されているのである。同書を読み解き、そこに記された説話や説話的要素を抽出することを試みた次第である。しかしその際、記主貞成の表現方法の特徴（傾向）を見極めなければ、正しい理解を得られないことにも思い至った。

第一章「古記録の説話―『看聞日記』を対象として―」は、『看聞日記』自体の表現の検証であり、そこに認められる説話の考察でもある。第一節「戸開閉」の怪異説話をめぐっては、『看聞日記』内に建造物の戸が自ら開くこと、すなわち「戸開閉」が「怪異」と記されることに着目し、記主貞成が「戸開閉」をどのような現象と捉えていたのかを追求する。同日記に於いて「戸開閉」を「怪異」と記す例を追尋すると、貞成は「戸開閉」を災いの前兆とも捉え、それを「怪異」と表現していたことが分かる。比較として、『看聞日記』以前の平安・鎌倉期に書かれた記録・史書に見える「戸開閉」の例を見ると、イ神事の際の「戸開閉」、ロ神事以外での「戸開閉」いずれに於いても、それを「怪異」と表現する例は見られないのである。ただし、「戸開閉」が起きた後に、臨時奉幣や勅使発遣あるいは御卜等の対処がなされている例から、明示的には「怪異」と記さないまでも、平安・鎌倉期に於いても「戸開閉」が災いの前兆と解釈されていたことは明らかであろう。記録・史書以外に見える「戸開閉」については、a 夢想・託宣、b 仏の神通力、c 国家の危機、d 奇瑞の際に「戸開閉」が描かれており、a b c d いずれの例に於いても「戸開閉」が起る時は、神仏の意志・力が関連付けられて描かれているのである。貞成は、「戸開閉」を通して神仏の意志・力を意識し、それらが後に現世へ何かしらの影響を及ぼす前兆と捉え、「戸開閉」を「怪異」と記したのではないだろうか。この結論は、記録の表現の傾きとそこに見え隠れする説話的要素を追い求める方法の一つの発露である。

第二節「葉に詩歌を書くこと」は、常光院堯孝から柿の葉に書いた和歌を献上された貞成が「殊柿葉二書之条有<sub>二</sub>其例<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>感嘆<sub>一</sub>」と『看聞日記』に記すことに、説話的意味を認めた論である。なぜ柿の葉に和歌を書くことが感嘆に繋がるのか、植物の葉に詩歌を書く行為

にいかなる意味が込められているのか、について考察する意義を覚えるのである。「柿の葉」に詩歌を書くことは、和歌資料に於いては『伊勢集』冒頭に、男がかつて懇意にしていた女の許へ「柿の紅葉」に書いた歌を贈る例が見え、その他の資料に於いては『俊頼髓脳』と『今昔物語集』に、女官の詩を見て恋慕した男が「柿の葉」に唱和の詩を書きやがて二人が夫婦となるという説話が見えるのである。指摘されているように(1)、後者の「柿の葉」説話は、唐代以降の漢籍や室町期の連歌資料にも類話が見られ、中国の説話が日本に伝来し、やがて連歌の世界でも享受されているのである。葉に書く和歌に目を向けると、いずれの例も和歌を書く葉の植物と和歌の内容とが関連付けられており、各植物の葉に和歌を書き付けることによつて、その和歌の趣向や主張をより効果的に強調しようという意識の表れと捉えられる。『看聞日記』の堯孝詠でも、貞成に対する「ふかきめぐみ」と「柿」とを響かせ、貞成に対する尊崇の念の深さをより強く表したものと考えられる。「柿の葉」に記した尊崇の深さが、特に貞成を感嘆させた要因ではなかつたらうか。説話の要素を、通時・共時に検証する必要性が強く感じられるところである。

第三節『看聞日記』における貞成の評言―「呵法沙汰」の解釈をめぐって―は、『看聞日記』の庭田氏と田向氏との牆相論記事に於ける貞成の評言の意味を問う論である。当該記事は、年来庭田家のものとされてきた牆に対して「我牆」と主張した田向長資が、激昂の末に件の牆を破壊したという内容で、同記事内で貞成は長資の行為を「呵法沙汰」と評した。この貞成の評言は、先行研究では、「呵法」ではなく「阿呆」と解されたり(2)、「法をまげるとやなり方」と解されてきたが(3)、再検討を試みた。「呵法」の用例に即くと、古文書に於いては、莊園百姓等への厳しい年貢取立・寺領への容赦ない所課督促等を愁訴する訴訟文で用いられ、いずれも「激しい責め・督促」の意で用いられている。一方で、古記録に於ける用例では、特定の人物に課せられた所役や様々な物事に対する要求・催促・督促の意として用いられる例が散見する。『看聞日記』に於いては、当該記事の他にもう一例「呵法」の用例があり、これも「激しい要求・催促・督促」の意と解せるものである。以上のことから、牆相論記事に於いて貞成は、「呵法沙汰」という評言を用いて、長資の牆破壊という行動を敷地規模修正への「激しい要求・催促」だと評したと考えられるのである。これは、貞成の日記の表現の解釈をめぐる論で、説話とは直接的関係性は稀薄ではあるが、上述したとおり、貞成の日記の表現の特徴を見極めることが、そこから正しく説話的要素を析出するに不

可欠であると考えるのである。

中世特に室町時代のいわゆる古今注や伊勢注等の古注釈の類は、説話や説話的要素に満ちていて、むしろ和歌史研究では異端のようにも扱われてきたが、近年では、その文学史・文化史上の価値を正しく認める方向になってきている。説話研究では、もちろんこれを等閑視することはできない。そこで、古注釈個々の性質の問題にも論及しながら、そこに見える説話的要素を考察することを試みた。

第二章「古注釈の説話―本説を以て説く古今注を対象として―」は、中世古今注、即ち中世成立の『古今和歌集』の注釈書（以下「古今注」と呼ぶ）の内、特に「本説を以て説く古今注」（4）とされるものを主対象として、そこに見える説話的要素を抽出する試みである。

第一節「勸修寺本「古今和歌集注」論統貂」は、従来二本（5）の伝本が知られていた勸修寺本古今和歌集注（6）（以下、「勸修寺本」と呼ぶ）の新出伝本である鶴見大学図書館蔵本（7）を調査し、同本歌注の四季部を中心に考察を加えた。先行研究（8）に於いて「真観一派」による真観流の注釈書とされてきた勸修寺本が、はたして真観流と呼ぶに値するかを検討してみた。勸修寺本所引の『古今集』本文と『古今集』諸本とを比較検討した結果、同本所引『古今集』本文は非定家本系であることが明らかとなり、同本は、定家本系を古今伝授に用いたとされる二条家流とは異なる立場であることが分かるのである。また、勸修寺本が依拠する注説の素性については、後世の古今注へ大きな影響を与えた顕昭説（顕昭「古今集注」および『顕注密勘』『顕注』部）と定家説（『僻案抄』および『顕昭密勘』『密勘』部）に照らして、『僻案抄』に見える定家説に拠るものが最も多いが、二条家流の古今注のような定家に対する敬意表現は見られないのである。つまり、所引する『古今集』の本文ならびに注説の内容の面から、勸修寺本は二条家流の手による古今注ではないと判断されることになる。加えて、勸修寺本の注説と、宮内庁書陵部蔵「古今集抄」所引「聞書」部（9）に見える〈中納言家説〉・〈顕昭説〉・〈真観説〉（10）とを比較すると、勸修寺本の注説は〈真観説〉とは必ずしも一致せず、むしろ「顕注」に拠る〈顕昭説〉・〈中納言説〉と一致する例が見られるのである。以上から、勸修寺本を直ちに真観流の注釈書と見なすことはできないのである。記録の表現を追求することと同様に、古注釈の素性を見極めることは、その説話的要素の考察に不可欠であることは言うまでもない。

第二節「大和国武蔵野異聞―中世古今集注・伊勢物語注から人情本まで―」は、中世の古今注・伊勢物語注（以下、「伊勢注」と呼ぶ）

および近世の名所記・地誌類と人情本に見える「大和国武蔵野説」についての考察である。大和国武蔵野説とは、『古今集』一七番歌「春日野は…」と『伊勢物語』第十二段「武蔵野は…」歌の初句の異同をどうにか解釈しようとして作られたと思しき説である。大和国春日野の中に武蔵塚という塚があり、その周辺を武蔵野と呼ぶというのである。この大和国武蔵野説は、武蔵塚を「(小野)みさご」という架空の人物の墓とする説(以下、「Aみさご説」と呼ぶ)と、桓武天皇皇子良峯安世の墓とする説(以下、「B安世説」と呼ぶ)とに大別できる。A B両説とも、諸書により細部に違いが見られ、さらに近世に至ると、地名由来譚として名所記・地誌類に取られていく。特にAみさご説には、江戸の名所記・地誌類に於いて美女「玄及藤(さねかずら)」との悲恋が加えられ、江戸逢坂の地名由来譚(以下、「C玄及藤説」と呼ぶ)が登場する。これら大和国武蔵野異聞は、徐々に変容を遂げつつ、人情本にまで享受されていくことになる。本節では、中世古今注・伊勢注から近世人情本にまで至る大和国武蔵野異聞の変容と様相を追求してみた。中世・近世に於けるAみさご説およびB安世説を検討すると、両説とも収録される諸注諸書によりいくつか相違点が見られ、その相違点から、A B両説ともそれぞれ三つの類型に分け得る。また、正徳二年(一七一一)刊『和漢三才図会』に於いてAみさご説とB安世説が併記される例を検討すると、『和漢三才図会』では、B安世説は歌枕手向山の地名由来譚とされ武蔵野とは結びつけられず、逆にAみさご説は大和国武蔵野の地名由来譚とされ手向山とは結びつけられないのである。さらに、天和二年(一六八二)頃成立の江戸の地誌・随想『紫の一本』に、Aみさご説に美女「玄及藤」との悲恋を加えたC玄及藤説が見えるのである。C玄及藤説は、江戸逢坂の地名由来譚とされている点から、Aみさご説・B安世説と違い、近世以降に新たに作られた説と考えられる。またさらに、天保七年(一八三六)刊『江戸名所図会』に、大和国武蔵野の地名由来譚としてのAみさご説・B安世説と、江戸逢坂の地名由来譚としてのC玄及藤説とが併記される例がある。このような武蔵塚を介したAみさご説・B安世説の併記は、先行する『和漢三才図会』のようなA B両説併記の書による影響が考えられるのである。加えて、天保七年刊の人情本『其小唄恋情紫』(初編)に、Aみさご説とC玄及藤説とが江戸牛込の「奇談」として受け継がれるのである。そこでは、それ以前のAみさご説・C玄及藤説に加え、みさごと玄及藤二人の悲恋に関連するとされる「操塚」や「恋が崎」などといった新たな地名由来までが付加されている。以上のように、中世古今注・伊勢注に端を発し、地名由来譚として近世名所記・地誌類へと享受された大和国武蔵野異聞は、

さらに地名由来譚から「奇談」へと変容して、人情本にまで享受されている過程を辿ることができる。そこに、諸資料・諸作品による説話の扱いや説話的要素の発現の差違を見ることができるとも考えるのであるが、それはさらに他の事例の追求と併せて、追求したいと思う。

第三節「小松帝説話をめぐって」は、弘安十年古今集注（以下、「弘安十年注」と呼ぶ）（11）をはじめとした中世古今注や伊勢注・百人一首注など諸書に見える小松帝説話についての考察である。特に、小松帝説話を通じて各古今注・伊勢注・百人一首注諸書の関係性を明らかにしつつ、それらの注説を伝えた各流派の関係を追求すべく、その手掛かりを得ることが目的でもある。小松帝説話とは、光孝天皇即位の際、御所へ迎えるの車を遣わしたところ、周辺に生えていた松が車を避けたので、同天皇を「小松帝」とも称す、という説である。「弘安十年注」以下のいくつかの古今注は、『古今集』二一番歌詞書中の「仁和の御門」とは「仁和帝」と称される光孝天皇のことであるとし、さらに同天皇を「小松帝」とも称すと記し、その本説として小松帝説話を記している。伊勢注では、『伊勢物語』第百十四段の「仁和のみかど」とは光孝天皇のことであるとし、同天皇を「小松帝」とも称すとの説を記した上で小松帝説話を記す。百人一首注では、『百人一首』一五番歌の出典が『古今集』二一番歌であることから、古今注と同様に『古今集』二一番歌詞書中の「仁和の御門」にまつわる本説として小松帝説話を記すのである。常光院流の注釈書を除く古今注・伊勢注・百人一首注に於ける小松帝説話を比較し、常光院流の注釈書に於ける同説話、『臥雲日件録抜尤』（12）に於ける正徹口伝の同説話、『塵塚物語』（13）に於ける同説話をそれぞれ検証し、小松帝説話を通じて、各注釈書・諸書の間交流の有無を検証した結果、以下のことが明らかとなる。第一に、古今注の「毘沙門堂本古今集注」・「光広奥書本古今集秘抄」・「曼殊院本古今秘注抄」・「古今和歌集三条抄」、伊勢注の「十卷本伊勢物語注」「冷泉家流」、百人一首注の後陽成天皇『百人一首抄』と後水尾天皇『百人一首抄』所引「或秘抄」との間には、交流があった可能性がある。第二に、古今注の「弘安十年注」、伊勢注の「書陵部本伊勢物語抄」「冷泉家流」所引「或本」部・「東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註」との間にも、交流があった可能性がある。第三に、常光院流では、堯恵の古今注「延五記」・公夏の伊勢注「志能夫数理」「陽明文庫本」に小松帝説話が見え、おそらく公夏は、古今注として師の堯恵から聞いた同説話を自身の伊勢注に記したものと考えられる。第四に、『臥雲日件録抜尤』の正徹口伝と『塵塚物語』の小松帝説話は、伊勢注の「書陵部本伊勢物語抄」「冷泉家流」本体部のそれと近く、特に「書陵部本伊勢物語抄」「冷泉家流」本

体部」と『塵塚物語』には、特徴的な極めて近い類似表現が見られることから、この両書は非常に近い関係にあると考えられる。ここでは明らかにすることのできなかった問題も多々あるので、それらについては他日を期したいと考えている。

以上が、研究上の問題意識と志向する方法論とに基づいて、現時点までに著した各論の概要とその意義であり、これを以て一先ず、本書の序章としたい。今後の研究の展開については、本書の各論と同様に、古記録や古注釈等の、いわゆる文学作品以外の史料や資料類に「説話」を探り続ける方向性を保持しながら、さらに幅広く、絵画資料の類にも目を転じてみたいし、既知の説話文学作品の読み直しも試みてみたいと考えている。それにあたり、常に「説話」とは何か、という問いかけをすることを自らに課したいと思っている。

## 注

- (1) 鈴木元「紅葉のふみ―年中行事歌合の一首から―」、同「題葉譚」逍遙（両論文とも『室町連環 中世日本の「知」と空間』勉誠出版、二〇一四年十月に所収）。
- (2) 横井清『室町時代の一皇族の生涯』（講談社、学術文庫版二〇〇二年十一月）。
- (3) 位藤邦生「伏見宮貞成の生きかた―『看聞日記』に見られる「無力」について・応永期―」（広島中世文芸研究会『中世文芸叢書 別巻3』一九七三年一月初出。『伏見宮貞成の文学』清文堂、一九九一年二月所収）。
- (4) 片桐洋一『中世古今集注釈書解題（二）』（赤尾照文堂、一九七三年四月）、同『中世古今集注釈書解題（五）』（赤尾照文堂、一九八六年一月）。
- (5) 京都大学文学部古文書室（国史学研究室）の勸修寺文書中に納められた『古今和歌集注』（函架番号：勸修1984。江戸前期頃写）と、九州大学附属図書館音無文庫蔵『古今和歌集注』（函架番号：544/コ/58。文化八年（一八一）写）の二本。
- (6) 以下、古今注の各書名は、特に明記しない限り慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『古今集注釈書伝本書目』（勉誠出版、二〇〇七年二月）の「通称書名一覧」に拠る。

- (7) 『古今和歌集注』(函架番号：911・1351・K 貴。江戸前期頃写)。
- (8) 片桐洋一「一、「勸修寺本古今和歌集注」をめぐって」(注(4)所掲、片桐氏著書『中世古今集注釈書解題(五)』)。
- (9) 宮内庁書陵部蔵「古今和歌集抄」の「聞」部分。本書は「宗」と「聞」の二種類の注釈からなっており、注(4)所掲片桐氏著書『中世古今集注釈書解題(五)』に「聞」部分の解題と翻刻がある。注(6)所掲『古今集注釈書伝本書目』では「常縁古今和歌集聞書関連・両度聞書関連」と分類される。
- (10) 宮内庁書陵部蔵「古今集抄」所引「聞書」部には、注文の中に「中納言家」、「顕昭」、「真観御房」の説が引かれる。本論文では、これらを仮に〈中納言家説〉〈顕昭説〉〈真観説〉と表記する。
- (11) 片桐洋一「IV「弘安十年本歌注」の周辺」(注(4)所掲、片桐氏著書『中世古今集注釈書解題(二)』)に詳しい解題がある。「弘安十年注」諸本の内、「佐賀県立図書館本」と「初雁文庫本」が「弘安十年(注・一二八七年)丁亥七月十二日」の奥書を有する。ただし、片桐氏によると、「佐賀県立図書館本」は「初雁文庫本」の祖型である「弘安十年注」を増補したものである。「初雁文庫本」は祖型の「弘安十年注」の抄出であったとしても、転写の段階か、あるいは底本において若干の増補があったと考えられる。祖型の「弘安十年注」に最も近いのが、奥書を持たない「鷹司本」と「為家抄「弘安十年古今集歌注混入」」であるという。なお、本論文第二章第三節では、「弘安十年注」の本文は、祖型の「弘安十年注」に近いとされる「鷹司本」(宮内庁書陵部蔵本・鷹ノ402。国文学研究資料館日本古典籍総合目録データベースの画像データ)に拠った。
- (12) 康正三年(一四五七)六月四日条。
- (13) 卷一「小松天皇御事(付)石塔の事」。なお、『塵塚物語』は、天文二十一年(一五五二)または貞享三年(一六八六)以降成立とされる説話集。

第一章 古記録の説話―『看聞日記』を対象として―

## 第一節 「戸開閉」の怪異説話をめぐって

### はじめに

後崇光院伏見宮貞成親王（一三七二～一四五六）の日記『看聞日記』に、建造物の戸が自ら開くことが「怪異」と記される。それ以前の平安・鎌倉期の記録・史書の『小右記』、『中右記』、『玉葉』、『吾妻鏡』によれば、多くは神社仏閣の「戸開閉」の例が見え、いずれも御トや奉幣使等の対象とされてはいるが、それらを「怪異」とする記述は見られない。

他方で、説話集・縁起・軍記等につけば、「戸開閉」説話には、いくつかの類型があり、その多くは神仏の意志・力が関連付けられて描かれていたことが分かる。

「戸開閉」という現象を貞成は、平安時代の『小右記』や鎌倉時代の『玉葉』等が用いることのなかった「怪異」という語で表現した。そこには説話集・縁起・軍記等のように「戸開閉」を通して神仏の意志・力を意識し、それらを「怪異」と表現した可能性が考えられる。本稿は、これにつき論じるものである。

### 一 『看聞日記』にみる「戸開閉」と「怪異」

『看聞日記』内で「怪異」の語は六十七例見え、不思議な出来事を指す場合と、災いの前兆を指す場合に大別できる。

不思議な出来事を指すと考えられる例は、春日社宝前に忽然と深い穴ができ、日吉社小五月会で鳩・鹿が死んだ際の「春日社・日吉社有怪異」（応永二十三年（一四一六）五月二十一日条）や、伊勢神宮で宝物が紛失、石清水八幡宮で杉の木が枯れ、東寺が鳴動し境内の大

木が折れた際の「諸社有<sub>二</sub>怪異<sub>一</sub>」（永享三年（一四三一）七月十四日条）などである。

災いの前兆を指すと考えられる例は、鳥が伏見宮御所へ侵入し常御所の畳に糞をした際の「後思合、得度之怪異也」（応永三十二年五月十日条）（1）、夜に「タマシキ飛雨」であるという「魄飛雨<sup>ハクヒアメ</sup>」が降り、賀茂社の大木が顛倒・千本程が枯れた翌日に將軍足利義勝が逝去したことを受けての「此間天変、諸社怪異等果而如此」（嘉吉三年（一四四三）七月二十、二十一日条）などである。

『看聞日記』の「怪異」六十七例の内、建造物の戸が自ら開くことを「怪異」と記すのは、次に示す三例である。

① 応永二十五年（一四一八）二月二十一日条

（略）抑明盛<sup>（生息）</sup>・益直等<sup>（鳥田）</sup>注進、去正月十日六条殿後戸伊勢・八幡社御戸開了、（御戸二重皆開云々）、又鳥御堂内二入、怪異之間、年始隱蜜、此間仙洞披露申、在方被<sub>レ</sub>占之処、公家御薬事、御堂炎上之怪異云々、於<sub>二</sub>六条殿<sub>一</sub>七ヶ日大般若経被<sub>二</sub>転読<sub>一</sub>云々、

② 応永二十六年（一四一九）六月二十九日条

廿九日、晴、聞、北野御霊西方ヲ指テ飛云々、御殿御戸開云々、諸社怪異驚入者也、唐人襲来先陣舟一両艘已有<sub>二</sub>合戦<sub>一</sub>云々、大内若党兩人為<sub>二</sub>大将<sub>一</sub>海上ニ行向退治、其以前神軍有<sub>二</sub>寄瑞<sub>一</sub><sup>（奇）</sup>之由注進云々、

（頭書）「唐 人合戦事、実説不審云々、近日巷説誤多、」

③ 永享九年（一四三七）八月二十六日条

（略）抑聞、越前氣比社有<sub>二</sub>怪異<sub>一</sub>、宝殿御戸開、納置鎗矢三筋失云々、社家注進、仍御願書被<sub>レ</sub>進、草為清朝臣重服之間、在<sub>（音標）</sub>豊朝臣草進、清書事行豊朝臣可<sub>二</sub>存知<sub>一</sub>之由、伝奏内々申云々、熱田神殿西御前御戸開云々、但社家不<sub>二</sub>注進<sub>一</sub>云々、（略）

① 応永二十五年（一四一八）二月二十一日条の例は、元後白河院御所である六条殿の後戸および同敷地内にあつたかと思われる「伊勢・八幡社」（2）の御戸が開いたという記事である。またこの時、御堂の内に鳥が侵入したという。賀茂在方に占わせたところ、天皇の御病氣と伊勢・八幡社御堂炎上の「怪異」という結果であつた。そのため、対処として、六条殿に於いて七日間の大般若経転読が行われた。以上の文脈から、ここでの「怪異」は、災いの前兆を指すと考えられる。

② 応永二十六年六月二十九日条の例は、北野社の御霊が西方へ飛び、御殿の御戸が開いたという記事である。北野社の御霊が飛ぶという現象については、『満濟准后日記』 応永二十二年四月二十六日条に、同様に「北野御霊」が「辰巳方」を指して飛んだという記事が見える(3)。この時、北野社の御霊は「凶徒」である伊勢国司北畠満雅の軍勢を「御対治」のために飛んで行かれた、と考えられたい。満雅軍が「凶徒」とされるのは、後世に成立の『南方紀伝』、『伊勢国司記略』等によると、本来南北朝統一後も皇位は以前のまま南朝・北朝が交互に継承する約束であったのを、北朝の後小松天皇から皇子称光天皇へ譲位されたことに對し、南朝方の満雅がこれを「武家の謀らひ」(『伊勢国司記略』) だとして憤り挙兵したことによる。これにより満雅軍と足利義持軍(幕府軍)とが対立し、同年同月(応永二十二年四月) 二十日には幕府軍が伊勢国雲津川に陣を取り、「近日一合戦可<sub>レ</sub>在敷」(『満濟准后日記』 応永二十二年四月二十日条) と噂されたという。なお、北野御霊が飛んで行かれた翌日(二十七日条) には「北野御神馬等被<sub>三</sub>引献<sub>一</sub>云々、御異御出珍重由、参賀下<sub>三</sub>御所<sub>一</sub>了」と見え、北野社へ神馬が献上されたことが分かる。つまり、この時「北野御霊」は逆賊退治のために飛んで行かれた、と人々に解釈されたことが窺えるのである。『看聞日記』の例では、「北野御霊」の飛行が逆賊退治のためと解されたとは読み取れないが、同時代に先述の『満濟准后日記』の例等があることから、何かしら神の意志・力が関連付けられて解釈された可能性は考えられる。また、御霊の飛行とともに御殿の御戸が開いたことをも記すことから、「怪異」の語は、「北野御霊」の飛行と御戸が開いたこと両方を指すと思われ、意味としては不思議な出来事を指すと読める。

③ 永享九年(一四三七) 八月二十六日条の例は、越前国の気比神宮宝殿と熱田神宮神殿の御戸が開いた例である。この内、熱田社の御戸が開いたことについては、社家から注進されることもなく、「怪異」という語も用いられてはいない。気比社宝殿の御戸が開いたことについては、宝殿に納められていた鍬矢三筋が無くなったことと合わせて「怪異」とされている。対処としては、「御願書」が献上された。この願書にどのような趣旨が書かれたかは不明であるが、この「怪異」が神の意志・力と関連付けられて解釈されたからこそ願書が書かれたのではないだろうか。ここでの「怪異」は、不思議な出来事を指すと読めるか。

以上のように、『看聞日記』内で「戸開閉」を「怪異」とする三例の内、二例は不思議な出来事を指すと読めるが、一例は災いの前兆を

指していると思われるのである。では、何故「戸開閉」が災いの前兆と解釈されたのであろうか。次節でそれを考えてみたい。

## 二 平安・鎌倉期の記録・史書にみる「戸開閉」

『看聞日記』以前の平安・鎌倉期の記録・史書では、『小右記』、『中右記』、『玉葉』、『吾妻鏡』に「戸開閉」の例が確認できる。その内容によって、イ神事の際の「戸開閉」と、ロ神事以外での「戸開閉」に大別できる。多くはイ神事の際の「戸開閉」であり、それらは後に御卜や公卿勅使発遣が行われている。また、ロ神事以外での「戸開閉」の場合も御卜・奉幣使等の対象とされたことが分かるのである。

イ神事の際の「戸開閉」の例は、『中右記』永長二年（一一〇九七）十月十日条に見える同年九月十一日の例幣の際に伊勢神宮内宮の御戸が開かなかったという例をはじめ、『玉葉』文治四年（一一八八）十二月九日条、『吾妻鏡』嘉祿二年（一二三六）二月一日条、『同』建長四年（一二五二）五月一日条に見える。『中右記』の例では、例幣の際に御戸が開かなかったことに対し、当該記事の十月十日に軒廊御卜が行われ、「神事不浄、公家御薬者」という結果であったと記される。同月二十三日には臨時伊勢奉幣を行うことが決定し、翌月十一日に公卿勅使が伊勢神宮へ参宮した。公卿勅使は十四日に帰京参内し、今回の臨時伊勢奉幣の様子を報告したようである。その報告によると、内宮外宮の御戸は無事に開き官幣を納めることが出来たとのことで、記主藤原宗忠は「已無事障、有神感一敷」と感想を記している（『中右記』永長二年十一月十四日条）。

『玉葉』の例は、去年（文治三年）十一月二十二日に行われた大神宝の神事と、今年九月十一日に行われた例幣の際に、伊勢神宮外宮の御戸の鎖が固まり開かなかったという例である。この事態を受けて、当該記事の十二月九日に臨時伊勢奉幣が行われた。同記事内で記主九条兼実は、例幣から二ヶ月も経て初めて御戸が開かなかったことが奏上されたことに対して、「上卿・弁・官・外記等、皆以懈怠」と批判している。先例を調べたところ、延久年間（一一〇六九〜一一〇七四）には公卿勅使が発遣され、永暦年間（一一六〇〜一一六一）には臨時奉幣が行われた例があるという。今回は、鎖の修造を行うか、もし修造が不可能ならば明春に公卿勅使を発遣することとなった。翌年（文治

五年)三月二十三日条によると、公卿勅使の定めがあり、下された宸筆の宣命の中に「外宮御鎖洩固事」を含んだ六カ条が記されていた。つまり、御戸の鎖の修造は行われずに、公卿勅使が下されることになったのである。同月二十五日に公卿勅使は伊勢神宮へ進発し、翌四月三日に帰京した。翌日の四月四日条に、帰京した公卿勅使から藤原家実へ書状で外宮の御戸が無事に開いたことが伝えられたと記される。記主兼実は「此事実希代事也、世間有<sub>レ</sub>憑者歟」と感想を述べている。『玉葉』内で「有<sub>レ</sub>憑」の語は主に、i 神仏の力による頼みがあること、ii 病が回復へ向かう頼みがあることの二通りの用例が見えるが、ここではiの意味を持つと考えられる。『吾妻鏡』の例は、いずれも鶴岡八幡宮での御神楽の際に上宮神殿(嘉禄二年二月一日条)・宝殿(建長四年五月一日条)の御戸が開かなかったという例である。両日とも神主によって幕府へ注進され、御卜が行われたようである。なお、この『吾妻鏡』の例では、どちらも「如<sub>二</sub>辰時<sub>一</sub>者、神事不浄不信之上、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>火事<sub>一</sub>之由占<sub>二</sub>申之<sub>一</sub>」(嘉禄二年二月一日条)や「如<sub>二</sub>卯刻<sub>一</sub>者不快、午刻為<sub>二</sub>吉兆<sub>一</sub>云々、」(建長四年五月一日条)など、御戸が開かなかった時刻に注目されている点が特徴的であり興味深い。

口神事以外での「戸開閉」の例は、『小右記』万寿四年(一一〇二七)九月七日条の皇太后宮藤原妍子御所である枇杷殿(4)の戸が人も無く閉まったという例をはじめ、『中右記』康和四年(一一〇二二)十月七日条、『玉葉』治承四年(一一八〇)七月十四日条に見える。『小右記』の例は、実際に戸が閉じた様子を目撃したらしい女房の証言が記される。その証言によると、人の足音がして「御殿」の戸が引立てられたが、驚いて見てみると人はいなかったという。対処として御卜が行われ、「御薬・火事由、可<sub>二</sub>重慎給<sub>一</sub>者」という結果であった。したがって、ここでは、戸が閉じたことが災い(病氣・火事)の前兆と解釈されたことが分かる。『中右記』の例は、賀茂神社宝殿の御戸が開かなかったことを受けて、軒廊御卜が行われたという例である。さらに、六日後の十月十三日条には、奉幣使が賀茂社へ出立したことが記される。

『玉葉』の例は、春日若宮神社の御殿が鳴動し、御戸が開いたという例。また、開いた御殿からは二筋の鏑矢が音を立てて出て行き、白昼の出来事であったため衆人がこれを目撃したという。当該記事には、春日若宮社が鎮座する南都で大衆が蜂起し、興福寺別当僧正玄縁と一乗院法印信円が対立したことが記される。翌十五日条によると、これは去る十日に春日社の御神体を何者かが盗み出そうとしたため、大

衆がこれを奪われまいとして蜂起したことが発端であった。玄縁や社司等が同意の上、福原へ御神体をお移ししようとしたために大衆が玄縁を追い払おうとしたという説や、凶徒の所為であるという説が噂されたらしい。記主兼実は「真偽難知歟」と記している。

以上、平安・鎌倉期に書かれた記録・史書の「戸開閉」の例を、イ神事の際の「戸開閉」、ロ神事以外の「戸開閉」に大別した上で、それぞれを具体的に検証してみた。

イ神事の際の「戸開閉」では、いずれも例幣・奉幣・御神楽等といった神事の際に、戸が開かないことが記されており、対処としては、臨時奉幣・公卿勅使発遣・御卜が行われた。

ロ神事以外の「戸開閉」の例では、ひとりでに戸が閉じること、宝殿の戸が開かないこと、鳴動とともに戸が開くことの例が見え、対処としては、御卜や奉幣使発遣が行われた。

イ神事の際の「戸開閉」、ロ神事以外での「戸開閉」、どちらの例に於いても『看聞日記』のように「怪異」とする記述は見えない。しかし、先に述べたように、臨時奉幣・公卿勅使発遣・御卜等という対処がなされていることから、「戸開閉」が普通では無い出来事と意識されていたことが窺われるのである。また、イ神事の際の「戸開閉」の『中右記』永長二年十月十日条や、ロ神事以外の「戸開閉」の『小右記』万寿四年九月七日条の例では、「戸開閉」に対する御卜の結果が「神事不浄、公家御薬者」(『中右記』)や「御薬・火事由」(『小右記』)とされたことは、先に述べた通りである。これは前節で見た『看聞日記』①応永二十五年(一四一八)二月二十一日条で「六条殿後戸伊勢・八幡社」の「戸開閉」が御卜の結果、「公家御薬事、御堂炎上之怪異」とされたことと類似している。つまり、明示的には「怪異」と記さないまでも、平安・鎌倉期に於いて「戸開閉」が災いの前兆と解釈されていた例が確認できるのである。

### 三 記録・史書以外の資料の「戸開閉」

記録・史書以外の文献の例を見ると、「戸開閉」が起きる時は、次の四類型に整理できる。

a 夢想・託宣、b 仏の神通力、c 国家の危機、d 奇瑞。

ただし、a 夢想・託宣やb 仏の神通力の例は多いが、c 国家の危機とd 奇瑞は孤例である。これらを具体的に見ていこう。

a 夢想・託宣の例は、『誉田宗廟縁起』（誉田八幡縁起とも。平安後期〜鎌倉前期成立か）の他、『平家物語』、『源平盛衰記』、『古今著聞集』、『沙石集』、『北野本地』等に見える。『誉田宗廟縁起』の例は、欽明天皇代に応神天皇の宗廟の社壇に「八幡大菩薩」を勧請して「宗廟の神と仰ぎ奉」ったという「誉田宗廟」で、菅原道真が託宣を受けたという例である。光孝天皇代に、道真が河内国道明寺より当社へ参詣した折、夜に「社壇の御戸ををしひらきて、十五六歳許なる童子一人出来」て宝剣を手に託宣を下したのち、その宝剣を道真に授けたと記される。作中ではこの「十五六歳許なる童子」が何者かは明言されないが、童子の言葉を「託宣」と記すことから、神の化身か託宣を受けた（神が乗り移った）人物として描かれていることが分かるのである。

延慶本『平家物語』（第一本）「成親卿八幡賀茂二僧籠事」では、「妙音院入道殿」藤原師長が辞した左大将の座につくことを願った「新大納言」藤原成親が、「賀茂ノ上社」・「鴨御祖社」（下鴨神社）へそれぞれ七日間日詣でをし百度参りをした際に（5）、夢の中で「ユ、シク気高女房ノ御音」で「サクラ花賀茂ノ河風ウラムナヨチルヲバエコソ留メザリケレ」という託宣歌を得る、という場面がある。成親が夢で託宣歌を得る際に、神の御前と思しき場所で「神風」が吹き下り「御宝殿ノ御戸ヲ屹ト被<sub>レ</sub>押開<sub>レ</sub>タリケル」という描写が見えるのである。また、同様の場面を『源平盛衰記』は「大明神」が戸を押し開いたとし、長門本は延慶本に同じく「神風」によって戸が開くとし、覚一本は何によって戸が開かれたかは特に明記しない。つまり『平家物語』（延慶本・長門本）では「神風」が、『源平盛衰記』では「大明神」が、託宣を下す際に「戸開閉」を行っているのである。『古今著聞集』巻第二（釈教第二）「伝教大師渡海の願を遂げんが為に種々作善の事並びに宇佐宮託宣の事」では、伝教大師最澄が唐への「渡海の願をとげんがため」に様々な作善を行い、宇佐八幡宮で『法華経』を講じたところ「大菩薩」が託宣を下した、という場面で「戸開閉」が描かれる。八幡大菩薩は、久しく聞かない法音を聞いたこと、兼ねてからの最澄の様々な功德に「随喜」したことを述べ、その徳に謝するために「我<sub>ガ</sub>所持<sub>ノ</sub>法衣」を授けるといふ。そして、神が乗り移った「託宣人」が「みずから宝殿をひらき」、手に紫袈裟・紫衣をささげて最澄へそれらを授けたと記されるのである。ここでは、「大菩薩」が乗り

移った「託宣人」が戸を開いている。

『沙石集』巻第一「(七) 神明道心ヲ貴ビ給フ事」では、「山門(延暦寺)ノ為ニ焼払ハレ」てしまった三井寺(園城寺)が「人モ無キ寺ニ成」つてしまった頃、一人の寺僧が三井寺鎮守神である「新羅明神」へ詣でて通夜を行った際に、夢があったことを描く。その夢の中で、「明神」が「御戸ヲ押開キ」て寺僧の前へ姿を現すのである。明神の姿が「御心地ヨゲニ見」えることに驚いた寺僧は、三井寺の現状をお嘆きではないのか尋ねると、明神は勿論嘆いているが「此事ニヨリテ、真実ノ菩提心ヲ発セル寺僧一人アル事ノ悦バシキ」を語った。それを聞いた寺僧は、夢から覚めたのち発心したという。ここでは、『源平盛衰記』の例と同様に、神自身が「戸開閉」を行うと描かれているのである。鎌倉後期から南北朝期頃にかけて成立とされる『北野本地』では、後三条天皇代に仁和寺の僧西念が熊野那智神社へ百日詣でをした丁度百日目に夢で託宣を授かる、という場面に戸が開かれる。西念が那智神社で「臨終正念往生極楽ノ定日何ノ日ト云事」をお示し下さいと祈願した百日目の夜に、夢の中に「御戸ヲ開テ、七十余ノ老僧ノ、ヒタヒノナミキビシウ、首ノ霜サヘタルケダカキ御スガタ」が託宣を「示シ仰ラレ」た、とする。なお、その託宣とは、「汝ガ申所ノ往生ノ日、我心ニハカラヒガタ」く、北野社へ詣でてそちらで祈るが良いというものであった。西念は、託宣の通りに北野社へ参詣し再び百日詣をして、九十三日目に無事に「年来ノ願」が叶ったとする。ここで戸を開くのは「七十余ノ老僧」であり、それは「ケダカキ御スガタ」であったと記すことから、神の化身として描かれていると考えられるのである(6)。

b 仏の神通力の例は、『今昔物語集』に三例見える。巻第一「仏、教化難陀令出家給語第十八」では、一度は改心し出家を志した仏の弟難陀が、なおも妻への執着を捨てきれず、仏の外出中に妻の許へ向かおうする場面で「戸開閉」が描かれる。難陀が「仏ノ外ニ御座タル間ニ行ムト為ル」と、出ようとすると戸は「忽ニ閉ラレ」て「又他ノ戸ハ開」き、それならばと「其ノ開タル戸」から出ようとすると「其ノ戸ハ閉テ他ノ戸ハ開」き、全く出られないでいる内に仏がお帰りになり、結局「出ル事」は出来なかつたという。ここでは、「戸開閉」を行ったのが仏であるとは明確には記されない。しかし同説話中には、その後「戸開閉」と同じように、仏に掃き掃除を命じられた難陀が、早く掃除を終わらせて妻の許へ行こうとすると「自然ニ風」が起こって「塵ヲ吹返シテ」掃除を終えることが出来ずに仏が帰宅してしまう等

の描写があり、これらは不信心を起こした難陀に対する仏の神通力であることが読み取れるのである。巻第三「須達家老婢、得道語第十九」では、仏法僧を憎んだ老婢が仏を目の前にして逃げ出そうとした際に「戸開閉」が描かれる。須達長者の家に住まう老婢は仏法僧を誹謗したため、それを聞いた末利夫人は長者と計らい老婢を仏に会わせることにした。老婢は、仏を見て「驚キ騒ギテ心迷ヒ」恐怖に身の毛を逆立てて逃げ出した。その際、正門には仏がいたため老婢が「脇戸」から出ようとすると、「脇戸」は「自然ニ閉テ塞」った、と記される。また、それならばと老婢が扇で顔を覆うと、仏はその前にいて扇を鏡のように変えて目隠しにならないようにした。そして、東西南北、上にも下にも、「十方界」に仏の化身である「化仏」が「満ち」、同じ場に居合わせた仏法を信じぬ女たちは、悉く「邪見ヲ棄テ」て「仏ヲ礼拝」した。しかし、それでも改心しなかった老婢は、羅睺羅によって美しい女に変えられた後に、十善を説き聞かせられてようやく改心したという。ここでもやはり、「戸開閉」を仏が行ったとは明記されないものの、不信心者に対する仏の神通力の一つとして「戸開閉」が描かれていることが窺えるのである。

巻第九「震旦冀州人子、食鶏卵得現報語第二十四」では、隣家の鶏の卵を盗み食いしていた児への現報が描かれる際に「戸開閉」が見える。冀州に住む児は、隣家の鶏の卵を盗んでは焼いて食べていたが、ある朝一人の使者が児の許を訪れ「役所からの呼び出しなので、すぐに参るように」と告げた。服を着る間も与えず、使者は児を引立てて村の門の外に建つ小さな城へ連れて行った。その城の柱や扉は全て赤く染まっており、不審に思った児は、この城がいつから此処に建っているのかを使者の者に尋ねたが、使者は答えずに北門から児を城内へと入れた。児が入ると城の戸は忽ち閉じ、周りに人は誰もおらず、建物も一軒もなかった。城内の地面は全て「熱キ灰」であり、「蹠ヲ隠ス程」の火で覆われていた。児は叫び南門から出ようとすると、その門は閉じ、東門・西門・北門に向かったが「皆、南ノ門ノ如ク閉」じてしまった。門は、児が「不行ザレバ開」き、向かうと「即チ閉」じて「走り迷テ出ル事」が出来なかった。しかし、この児が見た城も火も村人には見えておらず、ただ「桑田ノ中」を「四方ニ走」る姿が見えたので、「此ノ児ハ、物ニ狂ヘルカ。田ノ中ニ独リ走ルハ」と噂された。後に父親に見つけられたが、児の膝から下は本当に焼けただけであり、遂に骨となり治ることはなかった、と記される。また、この事を末尾で「此レ、偏ニ、鶏ノ卵ヲ焼キ噉テ不長ザル罪也」と記すことから、児が城で足を焼かれ逃げ迷っても出られなかったのは、卵

を焼いて食べ卵を成長させなかった罪への現報であった、と説明されているのである。つまり、ここでは、不徳な行いをした者に対しての現報のひとつとして「戸開閉」が描かれているのである。

c 国家の危機の例は、南北朝末期以前に成立とされる『神明鏡』に見える。後宇多院代に蒙古襲来によって日本軍が壊滅し、日本国内が混乱状態となり、諸社にて祈祷が行われた際に「御祈祷感応」があつたことが記される。その感応の内に、「八幡ノ御宝殿」の扉が開き「馳轡ノ鳴音」が空に聞こえたこと、住吉神社の御戸が開き「神光」が西に輝いたことが記されるのである。ここでは、蒙古襲来という国家の危機に際しての「御祈祷感応」として「戸開閉」が描かれる。

d 奇瑞の例は、江戸前期頃に書かれたとされる『堺鏡』に見える。同書によると、道真が自ら彫刻した七天神の御影を祀つたという摂津国常楽寺で起きた「奇瑞」として、「戸開閉」が記される。そもそものは太宰府で作られた御影が延喜年間中に摂津国のいづれかの浜に打ち上げられ、「民家ノ側ニ靈祠ヲ」構えて「庶民」らが参詣していたという。しかし、一条天皇代の長徳二年（九九六）正月十八日に、その祠の宝殿の御戸が開き、御神体が飛行して常楽寺の「紅梅ノ樹頭」に安座するという「奇瑞」が起こつた、と記される。ここでは、『看聞日記』②応永二十六年（一四一九）六月二十九日条の例と同様に、御神体の飛行とともに御戸が開かれたと描かれている。

以上の例を見てみると、a 夢想・託宣の例では神自身や化身、託宣を受けた人物などが「戸開閉」を行い、b 仏の神通力の例では不信心を起こした者や不徳を行った者へ仏が見せた神通力や現報の一つとして「戸開閉」が描かれることが窺える。c 国家の危機とd 奇瑞の例は、孤例であるため今後さらに調査が必要ではあるが、現在見出し得た限りでは、a b c d いずれの例に於いても「戸開閉」が起こる時は、神仏の意志・力に関連付けられて描かれていることが分かるのである。

## おわりに

平安・鎌倉期の記録・史書である『小右記』、『中右記』、『玉葉』、『吾妻鏡』では、「戸開閉」は多くが神事の際に起きており、いずれも

臨時奉幣・公卿勅使發遣・御卜等の対象とされていた。また、神事以外での「戸開閉」に於いても、御卜の対象とされ、後に奉幣使が立てられた。いずれも「戸開閉」を「怪異」と記す例は見えないが、御卜等の対処がなされていることから、普通ではない出来事と解されていたことが分かり、さらに御卜の結果「神事不浄、公家御薬者」や「御薬・火事由」のように、災いの前兆とも意識されていたことが窺われるのである。

記録・史書以外の文献では、a 夢想・託宣、b 仏の神通力、c 国家の危機、d 奇瑞の際に「戸開閉」が描かれていた。a 夢想・託宣の例では、神自身もしくはその化身、さらには託宣を受けた人物（神が乗り移った人物）が「戸開閉」を行っていた。b 仏の神通力の例では、不信心を起こした者や不徳な行いをした者に対して仏が見せた神通力や現報の一つとして描かれていた。c 国家の危機の例では、蒙古襲来という国家の危機に際して祈祷が行われ、その感応として諸社の御戸が開かれたとする。d 奇瑞の例では、天神の御影が見せた奇瑞として神体飛行とともに御戸が開かれた。ただし、c 国家の危機とd 奇瑞の例は孤例であるため、今後さらに調査が必要である。以上の例から、a b c d いずれの例に於いても、「戸開閉」が起こる時は、神仏の意志・力が関連付けられて描かれるということが分かるのである。

『看聞日記』で記主貞成は、『小右記』、『中右記』、『玉葉』、『吾妻鏡』といった、平安・鎌倉期の記録・史書が明示的に記すことのない「怪異」という語を用いて「戸開閉」を記した。特に『小右記』、『中右記』では、御卜の結果「戸開閉」を「御薬・火事由」や「神事不浄、公家御薬者」として、災いの前兆と意識していたことが窺えるが、「怪異」と表現することはなかった。他方で、記録・史書以外の文献を見ると、「戸開閉」が起きる時は、いずれの例も神仏の意志・力が関連付けられて描かれているのである。貞成は、「戸開閉」を通して神仏の意志・力を意識し、それらが後に現世へ何かしらの影響を及ぼす前兆と捉え、「戸開閉」を「怪異」と記したのではないかと考えるのである。

## 注

(1) 貞成が出家したのは同年（応永三十二年）七月五日。この年二月十六日に皇太子小川宮（後小松院第二皇子。称光天皇同母弟。当時

二十二歳)が俄に薨去し、称光天皇には皇子がなかったことから後光厳院流は皇位継承者を失った。また六月二十七日には称光天皇と後小松院の不仲が露見、翌日には天皇が出家を志し内裏から出奔を企てるという事件が起こる。この出奔は「公務」が称光天皇の「叡慮」の通りにならないからとも言われ、また「去比貞成親王号伏見宮為院御猶子」ことが「叡慮」に背くことであつたからとも噂されたい。結局、將軍義持が院と天皇の仲を取り持ち、天皇の出家は思いとどまらせた(『薩戒記』応永三十二年六月二十八日条)。翌閏六月一日、義持は内裏へ参上し天皇と話し合い、三日に天皇の「叡慮趣」を院へ奏上した(『同』閏六月一、三日条)。この称光天皇の「叡慮」は具体的には記されず詳細不明だが、貞成を皇位継承者候補として後小松院の猶子としたことは納得し難かつたようで、同日、正親町三条公雅を通して後小松院から「可<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>出家<sub>一</sub>之由」が貞成へ仰せ下された。その際、院は「御位事ハ此御所ニ有<sub>二</sub>御器用<sub>一</sub>之間、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>御事闕<sub>一</sub>云々、為<sub>二</sub>御猶子<sub>一</sub>親王宣下事も有<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>之上者、無<sub>二</sub>予儀<sub>一</sub>之由」とも仰せ下した。ここでいう「御器用」とは彦仁(貞成一男。後の後花園天皇)を指すという。加えて、今春後小松院が出家を志した時に、貞成が「可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>御共<sub>一</sub>」と望み申し上げたことを取り上げ、「念<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>其節<sub>一</sub>之由」を仰せ下した。なお、後小松院の出家はこの年二月十八日と一度定まつたが、前述の小川宮薨去により消滅したようで、この当時院はまだ出家を遂げてはいない。貞成は、「若宮御事も有<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>仰旨<sub>一</sub>、条々迷惑仰天無<sub>レ</sub>極」と言うも、院へ「御沙汰之趣驚存、素懷事ハ去春望申上者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>事也、宣下以後念可<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>其節<sub>一</sub>之処、依<sub>二</sub>計会<sub>一</sub>于今遅引也、急<sub>二</sub>可<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>之由申入了」と御返事をした。ここでいう「宣下」とは、同年四月十六日の貞成親王宣下を指す。そして、翌七月五日に貞成は出家を遂げた(『看聞日記』応永三十二年閏六月三日、七月五日条)。なお、貞成出家までの経緯については、村田正志「後小松天皇の御遺詔」(『国史学』四七・四八、一九四四年二月)、『村田正志著作集 第二巻 続南北朝史論』思文閣、一九八三年八月所収)、横井清『室町時代の一皇族の生涯』(講談社、二〇〇二年十一月。底本は『看聞日記』―「王者」と「衆庶」のはざまにて―』そしえて、一九七九年十二月)に詳しい。

(2) 六条殿とは、元後白河院御所の一つであり、その場所を『日本歴史地名大系 京都府の地名』(平凡社、一九七九年九月)は『玉葉』にも「六条北、西洞院西」とある。現在の天使突抜四丁目の全域と小柳町・ト味金仏町の一部にあたる」とする。同書によると、

元は平業忠が「父信業邸を伝領したものと恐れ」という。さらに、この六条殿内の持仏堂として長講堂があった。後白河院没後、この長講堂は、六条殿とともに後白河院第六皇女の宣陽門院親子内親王へ伝えられ、「その後深草天皇を経てその子孫である持明院統に相伝。両統迭立時代から南北朝にかけては、持明院の経済的裏付けをなす荘園であり、室町期に入っても皇室経済を支える所領の一つであった」（『同』）という。『看聞日記』①応永二十五年（二四一八）二月二十一日条で御戸が開いたとされる「伊勢・八幡社」が、長講堂内にあつたのかどうかは定かではないが、近距離（同じく六条殿敷地内）に存在したことは同書で確認できる。同書内で「両社」と記されるのが「伊勢・八幡社」を指すことは、「酉斜六条殿参、（略）両社御前（伊勢・八幡）参、焼香奉願書」（以明盛籠之）、次本願御前参祈念」（永享六年（二四三四）正月十四日条）の例から窺え、この「両社」（伊勢・八幡社）を含む）の語は『看聞日記』中に十七例確認できる。その多くは、「次長講堂参、両社御影献供御」（永享七年十二月十二日条）や「六条殿両社神供御影御供等被進」（嘉吉三年（二四四三）五月十九日条）等、供物が献上される記事である。この「両社」への供物献上は定まった月に行われたようで、その月とは、「両社正・五・九月進之」（永享九年五月二十二日条）や「両社ハ正五九月三カ度」（永享十年九月十七日条）と記されることから、正月・五月・九月であつたことが分かる。なお、「御影供御ハ毎月進之」（同日条）とも見える。この「両社」が長講堂内にあつたかと読める例は先に挙げた「次長講堂参、両社御影献供御」（永享七年十二月十二日条）などの三例のみで、あとの十四例は、「源宰相六条殿参（布衣）、両社御影供御」（永享八年正月十三日条）等のように六条殿敷地内にあつたことしか窺い知ることができない。今後、同時代古記録なども参考に「両社」「伊勢・八幡社」の具体的な場所を検討していきたい。

(3) 『満濟准后日記』応永二十二年（二四一五）四月二十六日条に次のようにある（京都帝国大学文学部編『満濟准后日記』一九一八年六月〜一九二〇年十二月に拠る）。

廿六日、癸巳、天晴、北野御霊今夜亥刻御出、指辰巳方御飛由、公文所禅能注進云々、毎度御佳例、神威嚴重、凶徒早速御対治勿論歟、珍重々々、

(4) 『小右記』当該記事には「内<sub>レ</sub>夜御殿戸無<sub>レ</sub>人猛閉」と記されるのみで、「御殿」がどこを指すのか明確には記されない。この事を実資へ報告したという「中将」藤原資平とは、寿永四年当時皇太后宮権大夫兼左中将で(『公卿補任』)、同書内でもたびたび皇太后宮妍子の使いを務めている人物である。さらに資平は、その日、妍子が今晝御悩により「今南」と号する源倫子(妍子母)の「新造処」(『小右記』同年同月六日条)へ渡御されたことを同じく語っている。妍子は、それ以前、父道長より伝領したとされる「枇杷殿」へ居住していたことが同書内で確認できるため(万寿二年三月十二日条「枇杷殿(皇太后宮)」)、当該記事でいう「御殿」とは、枇杷殿を指すと考えられる。

(5) 覚一本は上賀茂社へ七日詣でたとする。『源平盛衰記』は、上賀茂社に仁和寺の僧を籠めて「孔雀経の法」を、「下の若宮」に三室戸寺の法印を籠めて「荼吉尼の法」を修せしめたことを先に載せ、後に、下鴨社へ七日間参籠したとする。長門本は延慶本に同じ。

(6) a 夢想・託宣の際の「戸開閉」は、このほか『古今著聞集』巻第一・巻第五、『義経記』巻第三、『日吉山王利生記』、『伊予三島縁起』、『文正草子』に六例見えるが、今回は取り上げなかった。

## 引用本文

\*引用本文は、次の諸書に拠り、表記は私に改めた。

誉田宗廟縁起、北野本地、神明鏡Ⅱ続群書類従本(続群書類従完成会)。堺鏡Ⅱ続々群書類従本(国書刊行会)。小右記・中右記Ⅱ大日本古記録本(岩波書店)。玉葉・看聞日記Ⅱ凶書寮叢刊本(明治書院)。吾妻鏡Ⅱ新訂増補国史大系本(吉川弘文館)。古今著聞集・沙石集・平家物語覚一本Ⅱ日本古典文学大系本(岩波書店)。今昔物語集Ⅱ新日本古典文学大系本(岩波書店)。伊勢国司記略Ⅱ斎藤徳蔵『伊勢国司記略』(拙堂会、一九三三年七月)。平家物語延慶本Ⅱ北原保雄・小川栄一編『延慶本平家物語 本文篇(上・下)』(勉誠社、一九九〇年六月)、盛衰記Ⅱ水原一考定『新定 源平盛衰記』(新人物往来社、一九八八年八月〜一九九一年十月)、長門本Ⅱ麻原美子・名波弘彰編『長門本 平家物語の総合研究 校注篇(上・下)』(勉誠社、一九九八年二月〜一九九九年二月)。

## 第二節 葉に詩歌を書くこと

### はじめに―『看聞日記』の柿の葉に和歌を書く記事―

『看聞日記』の応永三十年（一四二三）四月二日条には次のようにある。

（略）常光院参、垂水郷文書正文持参、支証明鏡之間無レ力、訴訟可レ閣之由仰レ之、其礼一献分（三百疋）献レ之、田向ニも同致レ礼云々、退出之時自ニ路次ニ献ニ一首、柿葉ニ書レ之、

けふよりぞ千代もあふがん伏見山竹のそのふのふかきめぐみを

彼家代々歌人也、遺風尤幽玄也、殊柿葉ニ書之条有ニ其例一、令ニ感嘆ニ、（略）

この播磨国垂水郷のことについては、同年三月十二日条に、前年から貞成が幕府に垂水郷領有権を所望していたのに対し異議ありとして、当地の知行に当たっていた常光院堯孝が「相伝文書」を持参したことが記される。同記事によると、堯孝は持参した相伝文書によって、今回の訴訟が「理訴」である次第を貞成に演説したという。貞成は、堯孝の言い分が道理にかなっているとして「可ニ思案」之由」を返答した、と記している。そして、当該記事である四月二日に、堯孝が今度は「文書正文」を持参したことにより証拠は明らかだとして、貞成は垂水郷の領有を諦めたのである（1）。堯孝は退出の時、路次から一首の歌を献じ、それを柿の葉に書いた。これに対して記主・貞成は、彼の家が代々歌人の家であることを記し「遺風尤幽玄也」と称賛した後に、特に堯孝が和歌を柿の葉に書いたことについて、其の例も有り、感嘆させることだ、と賛美している。

この翌日（四月三日）貞成は、堯孝に対して「ふしみ山とはるゝ宿はふりぬとも昔のあとを思ひ忘るな」、「和歌の浦や代々に変はらぬあとなればかひある玉の光をぞ見る」という返歌二首を贈っている。さらに四日には、堯孝から「和歌浦詠歌殊畏申」として、「照らし見

る光ぞたかき和歌の浦や代々におよばぬ浪の下草」という返歌が届いた。四日条で貞成は、「手筆等優美也」と再び堯孝を賞賛しているのである。

なぜ柿の葉に和歌を書くことが感嘆させることであるのか、また、その行為にはどのような意味が込められているのであろうか。さらに、右の「其例」とは具体的にどのような例を指すのであろうか。

本稿では、葉に書いたとする和歌の事例や、葉に詩歌を書く説話を取り上げ、漢籍から影響の可能性を検討しつつ、これに、「紅葉の文」の連歌資料も加えて、和歌・説話・漢籍・連歌に於ける、葉に詩歌を書くことの意味とその類型の変遷をたどりながら、右の問題を考えてみたいと思う。

## 一 「葉に書く」和歌

葉に書いたとする和歌の事例を、その特徴に従って分類してみると、以下のごとくである（私家集は Web 図書館版『新編私家集大成』、その他歌集は同『新編国歌大観』に拠り、表記は私に改めた。以下同じ）。

### ① 恋歌

イ 女ともだちの、常に言ひかはしけるを、久しく訪れざりければ、十月ばかりに、「あだ人の思ふといひし事の葉は」といふ古言を言ひかはしたりければ、竹の葉に書きつけてつかはしける

移ろはぬなに流れたる河竹のいづれの世にか秋をしるべき（後撰集・雑四・一二七二・読人不知）

ロ 懸想だつ人の許にいきて、花橘の葉に書きている

橘の香をむつましみなれ寄らむ花の姿もをりて見るべく（輔親家集（書陵部蔵本一五四・五四九）・一三二）

ハ 宮原に侍ける女に、草の葉に書きてさし入ける

いかにせむにひばえまさる(2) 恋草の茂らぬほどに逢ふよしもがな(清輔朝臣集(書陵部蔵本五〇一・四三)・冬・二八六)

## ②恋歌(恨みごと)

ニ 相模が久しく音せざりしかば、木の葉に書きて

木の葉だに風のたよりのとひ来るに人こそ人を忘れ果つめれ(伊勢大輔集Ⅱ類本(書陵部蔵本五〇一・五一)・四九)(3)

ホ 同じ姉、わづらひ侍りしころ、とかく障る事ありて、訪ひにも罷らざりしを、うらみをこせ侍るとて、葛の葉に書きつけて侍し

人知れずたのめばとだに思知れ風吹く野辺の葛の下露(平親清五女集(『冷泉家時雨亭叢書 中世私家集(九)』所収「女四宮家民部

卿 平親清五女集」・三二八)

## ③七夕

へ 七月七日、梶の葉に書きつけはべりぬ

天の川とわたる舟のかちの葉に思ふことをもかきつくるかな(後拾遺集・秋上・二四二・上総乳母)

ト 七月七日、梶の葉に書く

たなばたに物思ふことかきたらば今日は心も慰みなまし(待賢門院堀河集(書陵部蔵本五〇一・五七)・二三)(4)

チ 七月七日、梶の葉に物書きあへるを見るにも

別にし涙の露の玉章もなほかきあへず濡るゝ袖哉(権中納言実材卿母集(『冷泉家時雨亭叢書 中世私家集(九)』所収「権中納言実

材卿母集」・八二一)

## ④仏前供養・釈教

リ 藤式部清水に参りあひて、御前の御料に、御灯奉りつるを聞ゝて、櫛の葉に書ゝす

心ざし君にかゝぐるともし火の同じ光にあふがうれしさ(伊勢大輔集Ⅲ類本(『冷泉家時雨亭叢書 平安私家集(十)』所収「伊勢大

輔集」・一二。Ⅰ類本・一七。Ⅱ類本・八一)

又 延命寺供養し侍りけるととき、蓮の葉に書きつけ侍りける

年経れどすまぬ入江の濁りには清きはちすのいかで生ふらん（風葉和歌集・夏・二〇六・うつほの左大臣）

ル 按察大納言亭にて、往生要抄天道を講侍を聞て、庭の葛の葉に書きつけ侍る

思へたゞかざしの花の色も香もつみに萎ほるゝ天の羽衣（亜槐集（書陵部蔵本五二一・二九）・釈教・一一九八）

### ⑤前裁合

ヲ 康保三年内裏歌合の時一番の人人花を奉らしめ給うて、朝餉の御座の方に八十島をつくりて菊を植ゑさせ給へり、その菊の葉に

書きたりける歌

いくたびか霜は置きけん菊の花やそしまながら移ろひにけり（新千載集・秋下・五二八・詠人不知）

①恋歌の場合は、全て和歌を書いた葉の植物であるイ「（河）竹」、ロ「花橘」、ハ「草」が歌に詠み込まれている。イは、「河竹」が「流れ」の縁の「川」との掛詞ならびに「世」の掛詞の「節（よ）」の縁語の「（河）竹」として働いている。ロは、「花橘」が「橘の香」と「花の姿」（相手の女の美しい容姿）とに分けて詠み込まれている。ハの「草」は、「恋草の茂」（募る恋心を草の茂りに喩えて言う）として詠まれている。

②恋歌（恨みごと）のニ「木の葉」は、「風のたよりに」訪い来る「木の葉」と来ない「人」との対比で詠まれる。ホ「葛の葉」は、「風の吹きうらがへす葛の葉のうらみても猶うらめしきかな」（古今集・恋五・八二三・平貞文）や「葛の葉にうらみられたる花薄又こと人をまねくけしきに」（久安百首・秋・一二四七・待賢門院安芸）等、葛の葉の「裏見」に「恨み」を掛けて言う本意を踏まえて、言外に「恨み」を示す効果を助けている。

③七夕の「梶の葉」は、梶の葉に歌を書き七夕に供した習俗が実際に行われたことを示す例で、へは「梶」の同音の掛詞で天の川を渡る舟の「楫」を詠み込んだ、七夕に思いを寄せる述懐。残りの二首は、七夕に寄せて自らの心の慰撫や別離を愁歎するのである。

④仏前供養・釈教の際には、リ「楸」やヌ「蓮」等、仏前に供える植物の葉に和歌を書きつけているが、特にリの「しきみ（楸）」の葉

に書いた歌では、「心ざし君」に「しきみ(楳)」が物名のように詠み込まれてもいる。

⑤前裁合の例では、ヲ「菊の葉」に書いたと見え、菊が「色かはる秋の菊をば一年に再びにほふ花とこそ見れ」(古今集・秋下・二七八・読人不知)や「朝な朝な起きつつ見れば白菊の霜にぞいたく移ろひにける」(後拾遺集・雑・九一四・藤原公信)等、次第に変色する(移ろう)ことを言う本意どおりに詠じているのである。

以上をまとめると、当然ながら和歌を書く葉の植物と和歌の内容とが関連付けられているのだが、特に恋歌の場合の河竹や草あるいは七夕の梶の葉や仏前供養の楳に書く例では、植物の名が掛詞や比喻や物名として働き、また恋歌の花楸や(恨みごとの歌の)葛や前裁合の菊の葉に書く例では、各植物の和歌上の性質(本意)を提示するのを助けているのである。これは、各々の植物の葉に和歌を書き付けることによつて、その和歌の趣向や主張をより効果的に強調しようとする意識の表れとして捉えられるのではないだろうか。

## 二 『伊勢集』柿の葉に和歌を書く

さて、和歌資料ではあるが、「柿の紅葉」に和歌を書くという内容の比較的長文の詞書が、ある種の説話とも見なしうる例が『伊勢集』(西本願寺蔵三十六人集本)にある。同集巻頭に、次のように記されている(一部括弧内に要約を記した)。

(寛平のみかど宇多天皇の代〔伝飛鳥井稚子筆本・定家筆本「いづれの御代にか」大御息所と知られる御局に、大和国に親がいる人がいた。その人の親は「(娘を)並の男とは結婚させまい」と思っていたが、大御息所の御兄弟の男が大変熱心に求婚し続け、どうしたことか結ばれてしまった。女は「自分の親はどのよう言うだろうか」と思ったが、親は「そうなるべき前世からの因縁であったのだらう。しかし若い人はあてにし難いものだよ」と言った。年が経つうちに男は、時の大将〔伝飛鳥井稚子筆本「おほいまうち君」・定家筆本「おほいまちきみ」〕の娘婿になってしまった。女の親は、それを聞き「やはり」と思った。)

女かぎりなく恥づかしく思ふほどに、この男の許より、をとこ〔伝飛鳥井稚子筆本・定家筆本「この女」〕の親の家は五条わたり

なるに来て、かきの紅葉〔伝飛鳥井稚子筆本「墻の紅葉」〕にかく書き付けたり

人住まず荒れたる宿を来てみれば今ぞ木の葉、錦おりける（伝飛鳥井稚子筆本・定家筆本、四句「今そ紅葉の」）

女いと心うき物から、あはれにおぼえければ

涙さへ時雨にそへてふるさとは紅葉の色も濃さぞまされる（伝飛鳥井稚子筆本・定家筆本、二句「時雨にそひて」）

と書きてねずみもちに付けてやりける、長月ばかりのことなるべし、（略）

一度は契りを交わした男が女を見捨て他家の娘婿となった後、見捨てた女の許を訪れ、「人住まず荒れたる宿を来てみれば今ぞ木の葉、錦おりける」という和歌を「かきの紅葉」に書き付けて贈ったという。この「かきの紅葉」については、『伊勢集』諸本「かきの紅葉」表記一覧に示すとおり、伝飛鳥井稚子筆本は「墻の紅葉」とするが、他の諸本は平仮名や片仮名で「かきの紅葉」、「カキノモミチ」等と記す。先行研究では、平野由紀子氏・山下道代氏は「垣の紅葉」と解釈されているが、多くは「柿の紅葉」と解釈されている（5）。「柿の紅葉」と解釈された澗江文也氏は、「柿は淋しい町外れ、田舎路の山賤・農家の庭畠の一隅、竹垣のほとりなどにふさわしく、そんな柿の紅葉に書くことで「黄に紅に照葉の錦と破鏡の嘆きする宿との対照の齟齬・違和感が一層の哀れを醸成しているらしい。物語的には、豪家の公達と受領層の娘との若き日のはかなき恋の悲哀、という所に一層の物語的物の哀れが存しているのである」と言及されている（6）。

加えて、藤岡忠美氏が指摘するように、近世の辞書である谷川士清著『和訓栞』（前編首巻く十三卷、安永六年（一七七七）刊）や、類書の屋代弘賢編『古今要覧稿』（文政四く天保十三年（一八二一）一八四二）成立に、「柿／柿紅葉」の用例として『伊勢集』が挙げられている。『和訓栞』（巻六上）では「○柿は実の赤きより名を得たるにや○葉も又紅葉す伊勢家集に柿の紅葉に歌をなん書たりけるといへり」と見え、『古今要覧稿』では「草木部 紅葉」の柿紅葉の項に「柿のもみぢは伊勢家集にみえしぞはじめなるべき」として、更に先に挙げた『和訓栞』の記述も引用している。以上の点から、近世の時点では、『伊勢集』の「かきの紅葉」は「柿の紅葉」と解釈されていた可能性が考えられるのである。

また、『群書類従』版本には、「かき」の右傍に「柿」と記す。同書には奥書が無く、底本は不明。右傍の「柿」は、底本に記されていない

たか、版木に翻刻する際に記されたかは不明だが、『伊勢集』の「かきの紅葉」を「柿の紅葉」と解釈した一例と言える。

「垣の紅葉」か「柿の紅葉」かは判断しがたいが、ここでは、かつて契った女の姿を「木の葉々錦おりける」と錦のように紅葉した葉の美しさに重ねて詠じるとともに、それを紅葉した「葉に書き付け」ることで、女に対する恋慕の気持ちが強調されて表現されているのではないかと考えるのである。

『伊勢集』諸本「かきの紅葉」表記一覧

○系統分類は、日本文学『国書館版』『新編私家集大成』『伊勢』解題（島田良二氏執筆）の分類に拠った。

◎一類本・西本願寺本三十六人集系

番号	諸本名	表記	備考
①	西本願寺蔵三十六人集本	かきのもみち	

◎二類本・群書類従本系（実隆本系）

②	伝飛鳥井雅子筆本	墻の紅葉	
③	内閣文庫本	かきの紅葉	左傍に「柿」〔『表章伊勢日記附証』〕。
④	群書類従本	かき <small>柿</small> の紅葉	活字本「かき」の下に（柿）と記す。

◎三類本

(1) 定家本系

⑤	弘文荘旧蔵天理図書館蔵 定家筆本	かきのもみち	
⑥	資経筆本	かきのもみち	
⑦	承空筆本	カキノモミチ	
⑧	書陵部蔵三十六人集本 (510・12)	かきのもみち	

(2) 正保版歌仙家集本系

⑨	正保版歌仙家集本	かきの紅葉	
---	----------	-------	--

(3) 神宮文庫本系

⑩	内閣文庫蔵歌仙家集本 (201・434)	かきのもみち	
---	-------------------------	--------	--

### 三 「葉に詩を書く」説話

歌論書『俊頼髓脳』に、藤原惟規詠「人知れず思へばうける言の葉もつひにあふせのたのもしきかな」にまつわる逸話として、「もろこし」で「柿の葉」に詩を書き贈答した男女の話が見える。以下に本文を掲げる（便宜に通し番号を付し、一部括弧内に要約を記した）。  
人知れず思へばうける言の葉もつひにあふせのたのもしきかな

これは、惟規といふ歌よみの、女のがりつかはしたりける歌なり。この歌の心は、もろこしに、①呉松孝といひける人の、宮中の内より流れいでたる川の流れにあそびけるに、詩を作りて書きたりける木の葉の、流れて下りけるを見つけて、とりて見れば、②柿のみぢの赤かりけるに、詩を書きたりけると思ひけるより後に、女の手と見えければ、③いかなる人作りて書きけむ、と、この人ゆかしさに思ひになりて、すべきやうも覚えざりければ、④その詩の和を作りて、おなじ柿の葉に書きて、その川の水上に流しければ、九重のうちに流れいりにけり。(略)⑤さて、年月をふる程に、かの宮の内のうちこめられて、いたづらに年を送る女、このかずあまりつもりぬれば、(略)せうせうをば、おのおの親に返して、をとこをもせさせむとて返し給ひにけり。⑥その人に、かの松孝をばむこにとりつ。(略)(男は柿の葉に詩を書いた女のみを恋しく思っていたが)親のする事なれば、心にもあらでむこになりにけり。(略)⑦ふと程に、女のいひけるは、「我が物思ふ人のけしきにて見えしは、いかなる事ぞ。ねがはくは、われに隠す事なかれ」。松孝、答へていはく、「われ、昔、宮のほかにして、川の流れにあそびき。水の上に木の葉のあるを見れば、女の手蹟にて、ひとつの詩を書けり。それを見て、今日今に忘るる事なし。しかはあれど、君にかく親しくなりて後、ことのほかに思ひなぐさめるなり」といへり。⑧女、この事を聞くに、涙さきにたちて、契りのおろかならぬことを知りぬ。「その詩はみづからの詩なり。和の詩、わがもとにあり」といひて、⑨おのおのとりにいでたるを見れば、互に我が手にて見ゆるを見るに、⑩おぼろげの契りにはあらざりけりといへる事を知りぬ。「そもそも、いかにしてわれが詩をば得し」。「この身、いたづらにして、月日を送る事を嘆きて、川のはとりにあそびき。いはのはさまに流れとまりたる木の葉を見れば、ひとつの詩あり。もし、ありし我が詩を見ける人の作れる、と思ひておきたりつるなり」とぞ申しける。これを聞けば、妹背のなからひ、さきの世の契りのおろかならぬより思ひよる事なれば、あしよしともさだむべきにあらず。

また、この同話が『今昔物語集』巻第十「震旦吳招孝、見三流詩一恋三其主一語第八」に載ることは、『攷証今昔物語集』をはじめ多くの先行研究に指摘されている(7)。「今昔物語集」の説話と『俊頼髓脳』の記述とを比較すると、細かな表記の違いなどはあるが、大きな異同はない。以下に『今昔物語集』当該説話の後半部を引用する(便宜に通し番号を付した)。

(略)⑧女、此ノ事ヲ聞クニ、涙落テ契ノ不愚又事ヲ知テ、招孝ニ云ク、「其ノ詩ハ、自ラ作テ書タリシ也。和ノ詩、亦後ニ我レ見付タ

リシカバ、于今我が許ニ有」ト云テ、⑨各取出シテ見レバ、互ニ我が手ニテ有レバ、⑩浅キ契ニハ非ザリケリト知テ、泣々ク弥ヨ契ケリ。女ノ云ク、「我レ此ノ詩ヲ作りシ事ハ、我レ天皇ノ召ニ随テ宮ノ内ニ参タリキト云ヘドモ、天皇ニ見エ奉ル事無クテ、徒ニ月日ヲ送りシ事ヲ歎テ、河ノ辺ニ遊ビシニ、一ノ詩ヲ作テ柿ノ葉ニ書テ、河ニ流シテキ。後ニ亦、其ノ河ノ辺ニ行タリシニ、磐ノ迫ニ流レ留タル木ノ葉ヲ取上テ見シカバ、一ノ詩ヲ只柿ノ葉ニ書タリキ。若シ、有シ我が詩ヲ見付タリケル人ノ造レルカ、ト思テ取テ置タル也」トゾ。男、此レヲ聞テゾ難忍ク思ヒケム。

然レバ、夫妻ノ契リ、前ノ世ノ宿世也ケリトゾ、互ニ思ケルトナム語り伝ヘタルトヤ。

男の名を『俊頼髓脳』は諸本により「松孝」または「招孝」、『今昔物語集』は「招孝」とするなど表記に違いがあるが、話の筋は、どちらも以下のとおりである。①男（松孝、招孝）が宮中より流れ出る川で、流れて来た木の葉を拾う。②それは赤く紅葉した柿の葉で、中には女の手で詩が書かれていた。③男は「どのような人が詩を作り書いたのだろうか」と思い、その女に恋をする。④男が唱和の詩と同じく柿の葉に書き川に流すと、それは宮中へと流れて行った。⑤年を経て、天皇の仰せにより、宮中でいたずらに日々を過ごしていた女官達が親元に帰された。⑥男は、柿の葉の女のみを恋しく思っていたが、親の言いつけで女官の一人を妻に迎えた。⑦詩の女への恋しさに悩む男に元女官の妻が理由を尋ね、柿の葉の詩の話を聞く。⑧話を聞いた妻は、その詩を書いた女は自分であることと、男の唱和の詩は自分の手許にあることを告げ涙する。⑨男と妻は、互いにその葉を取り出し、葉に書かれた詩が自分達の手跡であることを見る。⑩二人は、自分たち夫婦の契りは前世からの定めであったと感じた。

『俊頼髓脳』、『今昔物語集』のどちらも、「妹背のなからひ、さきの世の契りのおろかならぬより思ひよる事なれば」や「夫妻ノ契リ、前ノ世ノ宿世也ケリトゾ」とあるように、現世の夫婦の縁を前世からの宿縁であるとし、前者はそれに加えて、（だから夫婦の仲は）良いとも悪いとも定めるべきではない、と締めくくる。ここでは、他にも「契りのおろかならぬことを知りぬ／契ノ不愚又事ヲ知テ」や、「おぼろげの契りにはあらざりけりといへる事を知りぬ／浅キ契ニハ非ザリケリト知テ」などと繰り返し記されるように、夫婦の縁の深さと神秘性（前世からの因縁）が主題となっていると考えられる。そして、柿の葉の詩は、宮中でいたずらに日々を過ごすことに対する女官の歎

きを詠ずる際と、男から女に対しての恋慕を詠ずる際に描かれているのである。

また、この説話と関係すると思われる記述が、貞治五年（一三六六）に催行された『年中行事歌合』に、以下のように記される。

卅七番 左 寄御溝水恋

女房

ながれての名にやたちなん紅の一葉をうけし水ぐきのあと（七三）

右 寄竹台恋

入道大納言

よそにみる雲ゐの庭のかは竹の一夜のふしもうとき中かな（七四）

雲ゐの庭のかは竹よりも、御溝の一葉は色まさるよし判者定め申し侍りしやらん

此左は、もろこしに、紅葉に詩を書きて御溝にながし侍る事の因縁有るにや、我が国にも、柿葉に思ふ心をしるしてうかべたる事も侍るにや、こと長ければ細にしるさず、右、清涼殿の呉竹河竹の台よせて侍れば、別の子細なし

中国で紅葉に詩を書いて御溝に（その紅葉を）流すことと関係が有るであろうか、我が国にも柿の葉に思う心を書いて浮かべたこともございませうでしょうか、と述べていることが分かる。先に挙げた『俊頼髓脳』（以下「俊」と表記）・『今昔物語集』（以下「今」と表記）の説話と『年中行事歌合』（以下「年」と表記）の記述とを比較してみると、a 舞台は「もろこし・震旦」（俊・今）と「もろこし」（年）、b 詩を書くのは「柿のみみぢの赤かりける・柿ノ葉ノ赤ク紅葉タル」（俊・今）と「紅葉」（年）、c 詩を流すのは「宮中の内より流れいでたる川・宮ノ内ヨリ流れ出タル河」（俊・今）と「御溝」（年）という部分が共通している。『年中行事歌合』の「もろこしに、紅葉に詩を書きて御溝にながし侍る事」が、『俊頼髓脳』と『今昔物語集』に見える「柿の葉」の説話を指すか否かについては、より慎重な比較が必要であろうが、「柿の葉」説話に類似した話が典拠として存在したであろうことは窺えるのである。そして、この「柿の葉」説話の類話は、さらに古い時代の漢籍にも見えるのである。次節でその具体例を見てみたい。

#### 四 「葉に詩を書く」漢籍の影響

柳瀬喜代志氏は、前節で見た『俊頼髓脳』、『今昔物語集』所載の「柿の葉」説話の類話が『後二条師通記』寛治七年（一〇九三）正月二十三日条に記されることを指摘された（8）。『後二条師通記』の当該記事は、篤子内親王（後三条天皇第四皇女、堀河天皇皇后）立后に関する記事である。この日（正月二十三日）「民部卿」源経信が記主師通の許を訪れ、「殿下」藤原師実の使いとして「中納言」藤原忠実が「女御」篤子内親王の許へ参ったことを語った。その目的は、篤子内親王へ「告<sub>二</sub>申立后事<sub>一</sub>」ためであったという。その話を経信から聞いた師通は、同日記事に「唐代事言語云」（9）として、紅葉に詩を書き贈答した男女の話を書き記しているのである。ここでは、柿の葉ではなく単に「紅葉」に詩を書いたと見えるが、その話型は『俊頼髓脳』、『今昔物語集』の「柿の葉」説話と似た点が多く見られる。

①「或人」は、遊宴の折、「山川」から流れきた「紅葉」の内ですばらしい葉（「大葉」）を拾う。②その葉には詩が書かれていた。③「或人」は、その後飲まず食わずになり痩せてしまったので、「人」が「何故哉」と尋ねると、「紅葉手跡人」に逢いたいがどうしたらよいかという。（④「或人」唱和の詩を流すか。ここに当たる記述無し。）⑤宮廷の女官が親許へ返されたか。ここに当たる記述無し。）⑥「人」は、「帝王女御」の内の一人を娶るのが良いと（「或人」に）いう。（⑦「或人」、女官の一人を娶るか。ここに当たる記述無し。）⑧（「或人」が）「件」（紅葉の詩のことを指すか）を話したところ、（妻となった女官が）「彼是事」（唱和の詩が自分の手許にあることを指すか）を打ち明ける。⑨（夫婦の）宿縁は実に深い、という。⑧の文意は取りにくく、④「或人」が唱和の詩を流す場面も省略されているが、同記事末に割注で「返事付書、詩者女許有之由示了、見之処已以自筆也」と見えるため、「或人」が唱和の詩を書きそれが女（妻）の手許へ渡ったことが推測される。以上のように見てみると、『後二条師通記』に記される「紅葉」の詩の話は、『俊頼髓脳』、『今昔物語集』の「柿の葉」説話と類似していることが分かるのである。

また柳瀬氏は、国東文麿氏によって既に類話として指摘されていた（10）宋の謝維新撰『合璧事類』の他に、清の余叟撰『宋人小説類編』卷二詩詞類「紅葉詩」に、「唐小説記紅葉事。凡四」として四つの同様の故事が挙げられていることを指摘された。その四つの故事とは、唐の孟棨撰『本事詩』、范攄撰『雲溪友議』、孫光憲撰『北夢瑣言』、撰者不明『玉溪編事（玉溪詩話）』（宋の祝穆撰『古今事文類聚』に転

載)であり、その内の『本事詩』、『雲溪友議』の話は、宋の李昉撰『太平広記』にも節録収載されるという。さらに『合璧事類』の類話は、北宋の劉斧撰『青瑣高議』に「唐の僖宗の時の于祐をめぐる話として既に収載されていたのを節録転載したものに過ぎない」とも指摘された(11)。

現在、稿者が確認し得たのは『本事詩』、『雲溪友議』、『玉溪編事(玉溪詩話)』、『古今事文類聚』に転載したもの)である。それぞれを比較してみると、いずれの書も人名は違うものの、(一)男が葉を拾う。(二)その葉には女官による詩が記されている、という点が共通している。その後、『本事詩』では、(三)男は、唱和の詩を葉に書き川に流す。(四)数日後、男は、また宮中を訪れ葉を拾う。(五)その葉には、再び女官の手で男の詩への唱和の詩が記されていた、とする。『雲溪友議』では、(三)男は、宮中から解放された女官を妻に迎える。(四)妻は、男の持っていた葉を見て感嘆する。(五)その葉に書かれた詩は、女官時代の妻が書いた詩であった、とする。『玉溪編事(玉溪詩話)』では、(三)男は妻を迎える。(四)妻は、葉に書かれた詩の話を書く。(五)その葉に書かれた詩は、かつて妻が書いた詩であった、とする。したがって、『雲溪友議』と『玉溪編事(玉溪詩話)』の記述は似通っていることが分かる。しかし、男が葉を拾う場所が『本事詩』、『雲溪友議』では「苑中」の「流水上」(『本事詩』)または「御溝」(『雲溪友議』)であるのに対して、『玉溪編事(玉溪詩話)』では「楼上」とする点は、むしろ『本事詩』と『雲溪友議』の方が近い記述となっている。また、詩を書いた葉の種類を『本事詩』は「梧葉」、『雲溪友議』はただ「紅葉」とし、『玉溪編事(玉溪詩話)』は「桐葉」とする点は、三書とも異なっており、『俊頼髓脳』、『今昔物語集』のように柿の葉とするものは現在確認できていない。

柳瀬氏は『後二条師通記』、『俊頼髓脳』、『今昔物語集』に記された類話は「いずれの書に載る話を典拠とし節録したかを判断する材料は無い。ただ、『本事詩』情感第十一の「顧況のはなし」では無かったと見られる」としている。その理由は、『本事詩』の話は「夫婦の不思議な縁を主題としていない」ため、「夫婦の契、前の世の宿世也けり」(『今昔物語集』)とか、「妹背のなからひ、さきの世の契りのおろかならぬより思ひよる事なれば、あしよしともさだむべきにあらず」(『俊頼髓脳』)の説が言い出される筈もない」からであるとされる(12)。

以上のように、『本事詩』、『雲溪友議』、『玉溪編事（玉溪詩話）』に載る話は、ほぼ同様の話型ではあるものの細かな違いが見られる。特に『本事詩』は、後半部が大きく異なり、女と夫婦となる描写がなく、『後二条師通記』、『俊頼髓脳』、『今昔物語集』の典拠とは言い難い。

また、これらの話とは関連しないと思われるが、『白氏長慶集』（卷十八「春至」）にも「葉に詩を書く」例が以下のように見える。ここでは、葉の種類は「蕉葉」つまり芭蕉の葉に書くとする。

若為南国春還至、争向<sub>二</sub>東楼<sub>一</sub>日又長、白片落梅浮<sub>二</sub>澗水<sub>一</sub>、黄梢新柳出<sub>二</sub>城牆<sub>一</sub>、間拈<sub>二</sub>蕉葉<sub>一</sub>題<sub>レ</sub>詩詠、悶取<sub>二</sub>藤枝<sub>一</sub>引<sub>レ</sub>酒嘗、樂事漸無身漸老、從<sub>レ</sub>今始擬<sub>レ</sub>負<sub>二</sub>風光<sub>一</sub>、

## 五 「葉に詩を書く」連歌資料

さらに、この「柿の葉（紅葉）」説話の類話は、連歌資料にも見えるのである。鈴木元氏は、本稿第三節で取り上げた『年中行事歌合』の「此左は、もろこしに、紅葉に詩を書きて御溝にながし侍る事の因縁有るにや、…」の記述を発端に、同様の「紅葉の文」の説話が『故事本語本説連歌聞書』、従正允受本『新式聞書』などに見えることを指摘された（13）。さらに、同『新式聞書』に「是ヲ排韻ニ紅葉之縁トスル也」と記されるように、典拠は「禅林の中でよく用いられた」という文献『排韻』にあるとして、現在内閣文庫所蔵の五山版『新編排韻増広字類氏族大全』に同様の説話が載ることを発見された。

また、そうした『排韻』系統の「紅葉の文」説話がある一方で、『万葉和歌難儀集』に見えるように「排韻」系の紅葉譚とは別の、「かきの木ノ葉」の文が、かつて存していたらしい「ことをも指摘された。この系統の紅葉譚は、『藻塩草』に見える「柿の葉也、貧所為也」という記述とも対応する、と氏は述べている。

稿者が現在確認できたのは、『故事本語本説連歌聞書』（14）、『万葉和歌難儀集』（15）である。『万葉和歌難儀集』には、「山里の木葉の

ふみを我妻に見よとぞながす軒のこも水」という歌の注釈として、「この木葉のふみをばかきの木の葉なり、むかし山里のしづおに、賤のめさられる時のうた也、此歌ゆへよび返す也」と見える。「かきの木の葉」は「柿の木の葉」か「垣の木の葉」か判断しがたいが、ここでは、「賤の男」に去られた「賤の女」がこの歌を詠じたことで「賤の男」を呼び返すことができたという逸話が記されている。

『故事本語本説連歌聞書』には、「柿の葉の文故事」として、以下のように載る（一部括弧内に要約を記した）。

一、柿の葉の文故事 漢に御溝葉とつかいて恋也。溝、渠

此故事は、唐の僖宗皇帝の宮女韓夫人と云者也。男は于祐と云士人也。媒介人は韓泳と云者、韓夫人同姓親人也。

水のながれのすゑにあふ（中）

おもひしをかきの紅葉（ばか）又とりあげて 宗碩

人しれずおもへばうくることのはの終にあふせのたのもしのよや

おもふこと柿のみぢにかき付て君（中）に

此古事は、昔大唐に、ある男内裏女房を一目みて、いかにもして此女房に逢たくおもへども、又とも見る事なし。余りおもひにたへかねて、大里へかけ入らるゝ御溝水のほとりに立寄、恋の詩をつくり、柿のはの色いつくしきに書きて、この水にうけて流しつれ共、（略）ついにぜひのをとづれもなく、明暮歎、年月を経しに、かの女房何のゆへやらむ、大里より御いとまたまはり、大裏を罷出る。さていかならん男をも便りにせんとおもふに、ある人の云けるは、「我媒介と成、いかなる方にも引合せん」とて、又かの大里女房恋けるおとこ、「いつまで叶はぬことに、はかなく恋給ふべき。こゝに、みめかたちすぐれたる女房あり。是を我中立となり引合せん。あやなき恋をやめよ」とくどきければ、彼男、「実も叶はぬ年月、心をつくし歎きくらしけること、愚痴の事、さらば其人をむかへん」とて夫婦となる。（略）「われ三年先の秋の比、内裏のをぞきし時、若き女房を一目見しより心ひたすらあこがれて、（略）（男は妻に、御溝水に恋の詩を書いた柿の葉を流したこと語る）」其時彼女房のいひけるは、「我もさることありしかば、水にて手をあらひけるに、色いつくしき木の葉一、水にうかびながれ、我手にかゝり、色いつくしければ取上て見れば、恋の詩をかけり。ふしぎにおもひ、たがなしけるわざ

とはしらねども、今に持たり」とて、箱の底より取出し、男にみす。うたがひもなき我作りける詩なり。

此心を、人しれず思共、「念力岩を通す」といふたとへあれば、終にあふせカ仰となる、たのもしき世なり、とよめり。

前之連歌も、「水の流の末にあふ」と云所に、「おもひしを柿のはの文」と、手にはの「し」を詩にもたせ、かくと云書の家宇を柿にもたせ作一句也。其柿のは詩、尋かきしるべし。(略)

以上を見てみると、『故事本語本説連歌聞書』の記述は、『俊頼髓脳』、『今昔物語集』の記述と近似しているが、詳細に比較すると異なる部分もいくつか見えることが分かる。例えば、男の名を『俊頼髓脳』、『今昔物語集』では「松孝／招孝」とするが、『故事本語本説連歌聞書』では「于祐」とする。男が女官（女房）に恋をする経緯を前者両書ともに柿の葉に書かれた女の詩を見たこととするの対し、後者は女官（女房）を一目見たことによるとしている。女官の宮廷からの解放についても、前者はいたずらに日々を送る女官達が数多くいたためとするの対し、後者は「何のゆへやらむ」と詳しい理由は記さない。また、男と女が夫婦となる経緯も、前者では男の親が進めた婚姻であるの対して、後者は「ある人」が仲立ちとなり婚姻を進める。他にもいくつか相違点があり、話型や、葉の種類を「柿の葉」とする点などは同じであっても、全くの同話とは言い難いのである。鈴木氏は、『俊頼髓脳』、『今昔物語集』系統の「柿の葉」説話が、「冷泉家流の古今注、所謂「為相注」と称される本」に見えることを指摘され、「古今集をめぐる秘めやかな注説の中で、姿を変えながらも脈々と息づいていたのではなかったか」と推測されている(16)。なお、ここで指摘されている「為相注」とは、現在「大江広貞注」と称される古今集注のことである。

氏はさらに、本稿が「はじめに」で取り上げた『看聞日記』応永三十年四月二日条の堯孝の「柿の葉」詠を挙げ、「歌人による実際のふるまいとして「柿の葉」の故事が息づき、その機知を即座に理解できる知的環境が、貞成親王やそこに出入りする堯孝という当代の主力地下歌人の周辺に生き続けていたのである」と述べている(17)。

## おわりに

『看聞日記』で貞成が記した柿の葉に和歌を書く「其例」が具体的にどの例を指すかは、現時点では明らかにすることができなかった。それでも、和歌資料である『伊勢集』冒頭に、男が昔懇意にしていた女の許へ柿の紅葉に書いた歌を贈った例が見えた。また『俊頼髓脳』や『今昔物語集』には、中国の話として、むなしく日々を過ごす女官の歎きを詩にして書き、その女を恋慕した男が唱和の詩を「柿の葉」に書き流し、後に二人が夫婦となるという説話が見られた。この「柿の葉」説話は、漢籍にも類話が見え、元は中国で生まれた説話が日本に伝来した可能性が考えられるが、『本事詩』には詩を贈答しあつた男女が夫婦となる記述がない点や、『玉溪編事（玉溪詩話）』では葉を拾う場所を「楼上」とする点などの相違点が見られた。同様の話は、連歌故実書等にも見えるが、男が女へ恋する理由を葉に書いた詩ではなく一目惚れとしたり、親の言いつけで妻を娶るのではなく「ある人」が仲介をして妻を迎えるなどの相違点が見られ、全くの同話であるとは言い難い結果であつた。「葉に書く」和歌の例では、①恋歌、②恋歌（恨みごと）、③七夕、④仏前供養・釈教、⑤前栽合の際に葉に書き付けられていた。特に、葉に詩歌を書いて恋歌を詠じることは、『伊勢集』、『俊頼髓脳』、『今昔物語集』、『故事本語本説連歌聞書』の例に共通している。

『看聞日記』の堯孝詠は、貞成に対する感謝の意と、尊崇の気持ちで詠まれており、和歌の内容としては①～⑤の類型には当てはまらないものである。しかし、「葉に書く」和歌を個々に見ていくと、「恋草の茂」（募る恋心を草の茂りに喩えて言う）を「草の葉」に書いたり、「心ざし君」に「しきみ（楳）」を物名風によみ込んだ歌を「楳の葉」に書いたり、七夕に「楳」と同音の掛詞である天の川を渡る舟の「楫」をよみ込んだ歌を「楫の葉」に書く例があつた。また一方で、葛の葉の「裏見」と「恨み」の意を掛けていう本意を踏まえた和歌を「葛の葉」に書き付けたり、色の移ろうさまをよまれる「菊の花」をよみ込んだ和歌を「菊の葉」に書いた例もあつた。このように、植物の名が掛詞や比喻や物名として働き、また各植物の和歌上の性質（本意）を提示する助けともなっている。各植物の葉に和歌を書き付けることで、その和歌の趣向や主意をより効果的に強調しようとする意識があつたのではないかと考えるのである。

葉に和歌を書くという行為に以上のような傾向があることを考慮すると、『看聞日記』内の堯孝詠でも、貞成の恩恵を表す「ふかきめぐ

み」と「柿」とを響かせ、貞成に対する尊崇の念の深さをより強く示した、と考えられるのである。その「柿の葉」に記した尊崇の深さが、貞成を「感嘆」させたのであろうか。今後さらに、葉に書いた和歌の例を探り、歌の趣向・主意と葉（植物）の名や性質との関係性を考えていきたい。また、より多くの説話・漢籍・連歌資料等を調査して、葉に詩歌を書くことの文学的・文化的意義を明らかにしてみたい。

〈「葉に詩歌を書く」関連資料（成立年代順）〉

- ・『白氏長慶集』… 唐、元稹編。長慶四年（八二四）成立。
- ・『本事詩』… 唐、孟棻撰。光啓二年（八八六）自序。
- ・『雲溪友議』… 唐、范攄撰。成立年不明。
- ・『北夢瑣言』… 宋、孫光憲撰。成立年不明。
- ・『太平広記』… 宋、李昉撰。太平興国三年（九七八）成立。
- ・『青瑣高議』… 北宋、劉斧撰。成立年不明。
- ・『後二条師通記』… 寛治七年（一〇九三）正月二十三日条。
- ・『俊頼髓脳』… 天永二〜永久二年（一一一一〜一一一四）成立か
- ・『伊勢集』… I類本、元永年間（一一一八〜一一二〇）成立か。
- ・『今昔物語集』… 保安元年（一一二〇）以後成立か。
- ・『合璧事類』… 宋、謝維新撰。成立年不明。
- ・『玉溪編事』… 編著者未詳。成立年不明。
- ・『古今事文類聚』… 宋、祝穆撰。淳祐六年（一二四六）成立。

- ・『年中行事歌合』：貞治五年（一三六六）催行。
- ・『新編排韻増広字類氏族大全』：編著者未詳。成立年不明。明德四年（一三九三）刊本あり（東洋文庫蔵）。
- ・『看聞日記』：応永三十年（一四二三）四月二日条。
- ・『藻塩草』：宗碩著。永正十年（一五二三）頃成立。
- ・『新式聞書』：天正十五年（一五八七）成立か。
- ・『万葉和歌難儀集』：編著者未詳。成立年不明。鈴木元氏によると、内容は慶長二年（一五九七）跋の『匠材集』と類似。
- ・『故事本語本説連歌聞書』：編著者未詳。成立年不明。渡辺守邦氏によると、内容は室町末期成立の『連集良材』と類似。

## 注

(1) 飯倉晴武「後崇光院御文類」〔書陵部紀要〕一九、一九六七年十一月）に貞成自筆の「三、御書状案」が載る。そこには、垂水郷領有を諦めたことの詳細が、室町幕府管領・畠山満家宛に記されている。それによると、先だって当地の領有権を所望したが、堯孝が持参した証文等があるとは知らなかったため、その存在を知った今に至っては当地領有の訴えは止める、としている。以下に原文を載せる（漢字は通行字体に改める）。

### 三、御書状案（御筆）

播州垂水事、先度令申候訖、而常光院堯孝僧都、以数通支証歎申候之間、於于今可閣候、以前如此証文等、不令存知候之間、令申候き、何様向後自訴事、追可申候也、謹言、

卯月二日

（貞成自筆）  
（御花押）

畠山右衛門督入道殿

「管領遣状案」垂水郷事  
応永卅四 二

(2) 書陵部本は二句「にみはひまさす」。芦田耕一『新注和歌文学叢書(一) 清輔集新注』(青簡舎、二〇〇八年二月)の校訂本文に拠り、「にひばえまさる」に改める。

(3) I類本・III類本、該歌ナシ。

(4) 書陵部本は三句「しかしたらは」。群書類従本に拠り、「かきたらば」に改める。

(5) 「かきの紅葉」を「垣の紅葉」と解釈されるのは、平野由紀子校注『新日本古典文学大系 平安私家集』(岩波書店、一九九四年十二月)・山下道代『伊勢集の風景』(臨川書店、二〇〇三年十一月)。「柿の紅葉」と解釈されるのは、瀧江文也「鼠麴のみみぢー伊勢集冒頭―」(『親和国文』一四、一九七九年十二月)・藤岡忠美「伊勢集序説―伊勢日記冒頭歌覚え書き―」(『国文論叢』一〇、一九八三年三月)・松原輝美「伊勢日記私注(二)―大和の親ある人―」(『高松短期大学紀要』一七、一九八七年三月)・高野晴代ほか校注『和歌文学大系 小町集・遍照集・業平集・素性集・伊勢集・猿丸集』(明治書院、一九九八年十月)・金井利浩『伊勢日記 校本・本文・総索引』(武蔵野書院、一九九九年五月)・妹尾好信『平安朝歌物語の研究』(伊勢物語篇・平中物語篇・伊勢集巻頭歌物語篇)』(笠間書院、二〇〇七年十月)。

(6) 注(5) 所掲、瀧江氏論文。

(7) 芳賀矢一『攷証今昔物語集 天竺震旦部』(富山房、一九一三年六月。一九七〇年三月復刊)には、類話として漢籍の『合璧事類』、『本事詩』とともに、『俊頼髓脳』が挙げられている。この『攷証今昔物語集』をはじめとして、『俊頼髓脳』と『今昔物語集』との関係について先行研究では、両書間に説話引用という直接的な関係があったとする説と、それを否定する説とがある。直接引用説については、さらに『俊頼髓脳』から『今昔物語集』が説話を採録したとする『俊頼髓脳』先行説と、その逆の『今昔物語集』先行説とがあったが、片寄正義「今昔物語集成立年代考」(『今昔物語集の研究(上)』三省堂、一九四三年十二月。芸林舎、一九七四年四月複製)の『今昔物語集』保安元年(一一二〇)成立説によって、『俊頼髓脳』先行説が通説となっている。しかし、松本治久「今昔物語集と俊頼髓脳との関係―説話の伝承と筆録 その一」(『大鏡の構成』桜楓社、一九六九年九月)などによる直接引用否定説

もある。

(8) 柳瀬喜代志「中国文学と平安朝漢文学―漢籍受容の一、二のかたちをめぐって―」(『国文学解釈と鑑賞』五五―一〇、一九九〇年十月)。

(9) 「唐代事言語云」について、柳瀬氏は、「その場の話談に聞いた「唐代の事(物語)」を記したものである」と推測されている。さらに、この「師通が書き留めた「唐代事」が(河田注：『青瑣高議』所載の)「流紅記」の類に出典する小説であったとすれば、この一例から五代や宋代に流行した詩話(詞話)の類が平安中期に既に渡来していたと推定される」と考察されている(注(8)所掲、柳瀬氏論文)。

(10) 国東文麿訳注『今昔物語集(九)』(講談社学術文庫、一九八四年二月)。

(11) 注(8)所掲、柳瀬氏論文。なお、柳瀬氏の論を支持し、氏が『合璧事類』が節録した元であると指摘した『青瑣高議』の本文と『後二条師通記』の記事とを詳細に比較した田口和夫『俊頼髓脳』呉松孝説話と源経信『今昔物語集』典拠論のために(『説話』九、一九九一年三月)もある。

(12) 注(8)所掲、柳瀬氏論文。

(13) 鈴木元「紅葉のふみ―年中行事歌合の一首から―」(『室町連環 中世日本の「知」と空間』勉誠出版、二〇一四年十月)。

(14) 『故事本語本説連歌聞書』は、編著者未詳、成立年不明であるが、渡辺守邦氏によると、内容は室町末期成立の『連集良材』と類似しているという。渡辺守邦「資料紹介 U・C・バークレー校蔵『古事類』―もう一つの『連集良材』―」(国文学研究資料館文献資料部『調査研究報告』九、一九八八年三月)に詳しい。

(15) 『万葉和歌難儀集』は、編著者未詳、成立年不明であるが、鈴木氏によると、内容は慶長二年(一五九七)成立の『匠材集』と類似。鈴木元『匠材集』溯源―伝書と辞書と―(『室町の歌学と連歌』新典社、一九九七年五月)に詳しい。

(16) 注(13)所掲、鈴木氏論文。

(17) 鈴木元「題葉譚」逍遙(『室町連環 中世日本の「知」と空間』勉誠出版、二〇一四年十月)。

### 引用本文

\*私家集はWea図書館版『新編私家集大成』に、その他の歌集は同『新編国歌大観』に拠り、表記は私に改めた。

\*その他の引用本文は、次の諸書に拠り、表記は私に改めた。

後二条師通記Ⅱ大日本古記録本(岩波書店)。看聞日記Ⅱ図書寮叢刊本(明治書院)。俊頼髓脳Ⅱ新編日本古典文学全集本(小学館)。今昔物語集Ⅱ新日本古典文学大系本(岩波書店)。白氏長慶集Ⅱ長澤規矩也『和刻本漢詩集成 第九輯』(汲古書院、一九七四年十月)。本事詩、雲溪友議Ⅱ長澤規矩也『和刻本漢籍隨筆集 第十五集』(汲古書院、一九七七年八月)。故事本語本説連歌聞書Ⅱ渡辺守邦「資料紹介 U・C・バークレー校蔵『古事類』―もう一つの『連集良材』―」(国文学研究資料館文献資料部『調査研究報告』九、一九八八年三月)。万葉和歌難儀集Ⅱ鈴木元「付 神宮文庫蔵 万葉和歌難儀集」(『室町の歌学と連歌』新典社、一九九七年五月)。

### 第三節 『看聞日記』における貞成の評言―「呵法沙汰」の解釈をめぐって―

#### はじめに

後崇光院伏見宮貞成親王（一三七二―一四五六）の『看聞日記』応永三十一年（一四二四）九月に、次の記事がある。

二日、晴。庭田南面牆、年来庭田牆也。件牆田向之境也。然間田向称「我牆」。然而年来管領之間、加「修理」之処、田向腹立、今朝長資（田向）朝臣以下青侍来、件牆切破了。呵法沙汰、言語道断事也。於「武家」者忽可「墮」命事也。然而公家不肖身、無「力次第」也。仍田向・庭田絶交了。重有朝臣道理勿論也。中違為上雖「歎存」無「力事」也。此事長資殊張行云々。不可思儀振舞也。

伏見宮家近臣の庭田氏と田向氏の間で起こった、家境の牆をめぐる相論である。年来庭田家のものとされていた牆に対して、田向が「我牆」と主張。庭田が牆に修理を加えたところ田向は激昂し、田向長資が青侍とともに件の牆を切り破ってしまったという。これに対する貞成の評は「呵法沙汰、言語道断事也。於「武家」者忽可「墮」命事也。然而公家不肖身、無「力次第」也」である（1）。

#### 一 「呵法（苛法）」の語意

「呵法」（「苛法」とも）は、「厳しい法令。無慈悲な掟」の謂いで、「付呵法使、令責勘」「呵法譴責」等と用いて、容赦ないことをも意味した。莊家・地頭などの権力者による厳しい年貢取立てなどに対して、このような言葉がよく使われたと言う（2）。確かに、古文書類では、莊園百姓等への厳しい年貢取立・寺領への容赦ない所課督促等を愁訴する訴訟文や、土地売買の際に滞りない年貢納入を約束するところが記された売券などに「呵法・苛法」の用例が散見する（3）。いずれも「激しい責め・督促」の意で、莊園の年貢取立・寺領の所課督促等に関連して用いられている。

## 二 古記録に於ける「呵法(苛法)」の用例

一方、古記録類の「呵法」は、『看聞日記』を除いて二例、「苛法」は二十七例を見出し得た。やはり多くは年貢取立・所課督促に関わり用いられている。しかし、年貢取立・所課督促とは関わらない例も見える。『後愚昧記』永徳三年(一三八三)正月十二日条には、後円融院の「苛法之御沙汰」が記される。後円融院の御子を出産した公忠息女の殿子が、院の度々の催促により産後わずか二十日で院の許へ召し返されたという内容で、記主公忠は「毎事如レ此苛法之御沙汰也。莫言々々。傍人之嘲、定有レ之歎」と苦言を呈する。この「苛法之御沙汰」は、度々に及ぶ後円融院の殿子帰参への激しい催促と捉え得る。他にも、特定の人物に課せられた所役や様々な物事に対する要求・催促・督促の意として「苛法」を用いる例が散見する(4)。

## 三 『看聞日記』に於ける「呵法」の用例

『看聞日記』の「呵法」の例がもう一例、応永二十八年(一四二二)七月六日条に見出せる。前日の除目において、兼ねて昇進を所望し勅許も得ていたという綾小路信俊と田向経良(長資の父)が昇進から漏れたという内容である。特に信俊は、任中納言を「懸ニ生涯ニ所望」しており天皇の許可もあつたというが、何故か昇進できなかった。これを人伝に聞いた貞成は、信俊が昇進できなかった理由を「餘呵法ニ申入之間、背ニ時宜ニ云々」と記す。自筆本では、自称(＝貞成)の場合は「余」、程度の甚だしさを言うの場合は「餘」、と書き分けられている(5)。「餘呵法ニ申入」は、信俊が任中納言を余りに激しく所望し申し入れたことを言ったことになる。信俊は、同年二月三日に養子の資興を亡くし、三月にはその悲嘆の余りに出家を思い立ち「暇事」を後小松院へ申し入れるも「不レ可レ叶之由」を仰せられ、「強猶申入」た結果、院の逆鱗に触れてしまうという事件を起こす(二月三日、三月十六日条)。信俊の性格を考える上でも参考となるが、当該

記事の「呵法」は、「激しい要求・催促・督促」の意と考えてよい。

## おわりに

『看聞日記』 牆相論記事（応永三十一年九月二日条）に戻る。庭田氏と田向氏は、共に宇多源氏の流で、敦実親王三男源雅信から数えて十世にあたる経資の孫重資のあと、庭田・田向の二流に分かれ、重資の資蔭が田向氏を、同経有が庭田氏を名乗った。事件当時、庭田家の中心人物は重有（経有息）と息子の慶寿丸（後の重賢）で、田向家の中心人物は経良（資蔭息）と息子の長資である。牆破壊を強行したのは長資だが、後の記事を見ると、庭田重有と絶交したのは長資父の経良であったらしい。翌月十三日条には「抑宰相（經良）重有朝臣確執絶交事、不<sub>レ</sub>然之間」と、経良と重有の間で絶交状態が続いていたことが窺え、この日ようやく両者は和睦、牆相論はひとまず落ち着いたようである。件の牆は事件二日後に取り壊され、貞成父の栄仁親王が田向・庭田両家に敷地を下された際の御教書を参照し、「以前之跡より聊東ニ寄テ」新造し、今後は田向の牆とすると定められた（九月四日条）。そもそも今回の相論は、田向が庭田との家境の牆を「我牆」と主張したことが発端であった。最終的に新造された牆が田向の牆とされた事実も思い合わせると、田向は、本来我が敷地内であるはずの牆が庭田の物とされていたことに不満を持っていた可能性が高い。この牆相論の根底には、田向側の邸宅敷地を本来の大きさに復したいという強い要求があったのではないか。貞成は、田向長資の牆破壊という行動を敷地規模修正への「激しい要求・催促」だと評し、武家ならば即刻命を落とすに違いないと批難しつつも、公家である不肖の身では近臣の行き過ぎた行動に対してもどうすることもできない、と我が身の「無力次第」を歎いたのであろう。ことあるごとに我身の「無力」を嘆く、貞成らしい評言であると言えるのではないだろうか（6）。

## 注

（1）横井清『室町時代の一皇族の生涯』（講談社、学術文庫版二〇〇二年十一月）は、「貞成は、「阿法」（阿呆）の沙汰、言語道断の

事なり」とあきれかえって」と「呵法」を「阿呆」と解する。位藤邦生「伏見宮貞成の生きかた―『看聞日記』に見られる「無力」について・応永期―」（広島中世文芸研究会『中世文芸叢書 別巻3』一九七三年一月初出。『伏見宮貞成の文学』清文堂、一九九一年二月所収）は、「法をまげるようなやり方といったら。言語道断の事ではないか」と解釈する。

(2) 『古文書用字用語大辞典』（柏書房、一九八〇年八月）の「呵法・苛法」（「呵」と「苛」はほぼ同義）の項（松井茂氏執筆）参照。

(3) 東大寺文書（内閣）九八―一・嘉保三年（二〇九六）五月十二日「此外庄民逃散之条、更非<sup>二</sup>国司所為<sup>一</sup>已、庄司苛法之所<sup>レ</sup>致也」（『大日本古記録 家わけ文書』等）。

(4) 『後二条師通記』承德三年（二〇九九）四月二十三日条裏書、『民経記』寛喜三年（一一三二）二月二十六日条・同年四月十七日条・同年八月十一日条等。

(5) 「餘」の字は、凶書寮叢刊本では通行字体の「余」に改められている。

(6) 貞成が頻用する「無力」という語に注目して、貞成の生き方を考察した先行研究に位藤邦生氏の以下の論文がある。①注（1）所掲位藤氏論文、②「無力次第也―『看聞日記』に見る伏見宮貞成の生きかた―」（『国文学攷』六二、一九七三年六月初出。『伏見宮貞成の文学』清文堂、一九九一年二月所収）。

### 引用本文

\* 『看聞日記』の引用本文は、『看聞日記』（宮内庁書陵部刊、一九三二―一九三三年。書陵部所蔵の自筆本コロタイプ複製）に拠り、表記は私に改めた。

\* その他の引用本文は、大日本古記録本（岩波書店）に拠り、表記は私に改めた。

第二章 古注釈の説話―本説を以て説く古今注を対象として―

## 第一節 勸修寺本「古今和歌集注」論続豹

### はじめに―勸修寺本「古今和歌集注」とは―

「勸修寺本古今和歌集注」という名称は、片桐洋一氏が『中世古今集注釈書解題（五）』（1）に於いて、京都大学文学部古文書室（国史学研究室）の勸修寺文書中に納められた『古今和歌集注』（函架番号：勸修1984。江戸前期頃写。以下、「京都大学本」）を「勸修寺本古今和歌集注」と称されたことによる。伝本は京都大学本の他に、九州大学附属図書館音無文庫蔵『古今和歌集注』（函架番号：544／コ／58。文化八年（一八一）写。以下、「九州大学本」）が知られるのみであったが（2）、鶴見大学図書館に蔵された『古今和歌集注』（函架番号：911・1351・K 貴。江戸前期頃写。以下、「鶴見大学本」）が三本目の伝本として認められる。今回鶴見大学本を調査する機会を得たので、片桐氏の先行研究を踏まえつつ、同本歌注の四季部を中心に考察を加えた。

片桐氏によると、勸修寺本歌注には定家流の注釈が記す本説を載せる箇所があり、それは同本が「定家への尊敬を前提にしながら、その時の二条家や冷泉家に対抗するゆえ」と推測されている。また、同注釈書は「毘沙門堂本古今集注」のように荒唐無稽ともいふべき本説を交えるということはなく、顕昭を中心とする由緒ある歌学書が述べる本説を好んで用いていた」という。なお、仮名序注については「毘沙門堂本古今集注」に近似する（3）。

勸修寺本の作者とその時代については、「真観・行家・家良らの反御子左派の勢力がいささかなりとも続いている時代に、同様に反御子左派の立場をある程度とり得る人々によって作られた」とされる。

片桐氏は序注・歌注の特徴的な例数カ所を挙げ右のように推測されたが、それ以降「勸修寺本」については、氏が同じく真観流の注釈書とする宮内庁書陵部蔵「古今集抄」所引「聞書」部（4）、京都府立京都学・歴史館蔵「古今聞書」（片桐氏著書では「京都府総合資料館

本聞書」(5)、大阪府立中之島図書館ほか蔵「素伝懐中抄」(6)等とともに「反御子左派研究のために重要な資料群」(7)などと紹介されるに留まり、詳しい考証はなされて来なかった。本稿では、片桐氏の先行研究を踏まえながら、内容から見ても勸修寺本「古今和歌集注」は二条家流の手によるものではないことを明らかにし、さらに同本が本当に真観流と呼べるか否かを再検討したい。

### 一 勸修寺本「古今集注」所引の『古今集』本文

古今伝授における『古今集』本文については、二条家の証本として古今伝授に用いられたといわれる定家本系の貞応二年七月本(以下、「貞応二年本」)が知られる。貞応二年本は、例えば二条家相伝の本とされる梅沢彦太郎旧蔵東京国立博物館蔵本が為世から淨弁、また為定から慶運への古今伝授に用いられたといわれ、今治市河野美術館蔵本が智仁親王から後水尾天皇へ、また後水尾天皇から堯然法親王等への伝授に用いられたといわれる(8)。なお、鶴見大学図書館には兼好が「宗匠御本」を书写したと奥書される『古今集』(兼好古今)が蔵されるが、同本も貞応二年本であることが本奥書から分かる(9)。以上のように、二条家では貞応二年本という定家本系『古今集』が古今伝授において用いられたことが知られる。

勸修寺本「古今集注」には六三二首の『古今集』歌が引かれ、注が付されている(10)。内、二首(後出「我宿の…」、「ますかゞみ…」)が貞応二年本、嘉祿二年四月本、伊達家旧蔵本等の定家本系諸本にはなく、一首(後出「わぎもこに…」)は国歌大観番号一一〇七)は、定家本系諸本が巻末に墨滅歌として記すのを、勸修寺本は恋一・四九六番歌の後に記す。このことから、勸修寺本「古今集注」所引の『古今集』本文は非定家本系であることが分かる。

まず、勸修寺本所引『古今集』歌の内、定家本系『古今集』諸本には無い歌が次の二首である(勸修寺本所引本文により掲げる。以下同じ)。

①我宿のわさ田もいまだかりあげぬにかねてうつろふ神なびのもり(秋下・勸修寺本Ⅱ二五一と二五九の間)



以上、①「我宿の…」、②「ますかゞみ…」歌二首の有無と、③「わぎもこに…」歌一首の収録位置の相違から、勸修寺本所引の『古今集』本文は非定家本系であることを確認し得た。また、このことから、同本は定家本系を古今伝授に用いたとされる二条家流とは異なった立場であるということが言えよう(14)。では、勸修寺本所引『古今集』本文はいずれの『古今集』諸本に近いのか、という疑問が湧くのであるが、それは今後更に一首一首の本文異同を精査して明らかにしていきたい(15)。

## 二 依拠する注説について―顕昭説と定家説―

勸修寺本歌注部には、他の古今注と同様に、先行の歌学書に依拠した注説が確認できる。同本が先行の注説に依拠する際には、出典(書名・人名)を明記する場合と、出典を明記しない場合とがある。出典を明記してその注説に依拠する例は、まだ全体の調査ができておらず、現時点では三例が確認できたのみである(16)。今回は調査し得た四季部を対象に、出典は明記されないが勸修寺本が依拠したと思われる歌学書を、注の内容から推測してみたい。なお、注の表現が近似する場合と、勸修寺本とその歌学書以外には同様の説を見出し得ない場合とを『勸修寺本』が依拠したと定義した。

本節では特に、後世の古今集注へ大きな影響を与えたと考えられる顕昭説と定家説との比較を中心に見ていくこととする。顕昭説は、顕昭が守覚法親王の命により献上したという「古今集注」(文治元年(一一八五年)成立、建久二年(一一九一)声点を加え重ねて献上。以下、「顕昭古今集注」(17)と、顕昭の『古今秘注抄』に定家が加注した『顕注密勘』の顕昭による注部分(以下、「顕注」(18)とを比較対象とした。定家説は、『顕注密勘』の定家による注部分(以下、「密勘」)と、『僻案抄』(嘉禄二年(一二二六)成立)(19)とを比較対象とした。なお、本稿巻末に勸修寺本・「顕昭古今集注」・「顕注」・「密勘」・『僻案抄』における『古今集』被注歌一覧(四季部のみ)【表1】と、勸修寺本が依拠する歌学書一覧(「顕昭古今集注」・「顕注」・「密勘」・『僻案抄』を比較対象としたもの。四季部のみ)【表2】を掲げたので、適宜ご参照いただきたい。

## 二一 定家説・『僻案抄』に拠る例

勸修寺本における『古今集』四季部の被注歌は、詞書注のみの八首を除くと合計一九〇首であり、『僻案抄』における『古今集』四季部の被注歌は合計三十首である。その内、両書に共通する被注歌は合計二十六首であるが、その二十六首中、勸修寺本が『僻案抄』の注説に拠ると認められるのは十四首（全体の53.8%）に上る。対して、同じく四季部中で勸修寺本が「密勘」の定家説に拠ると認められるのは、共通被注歌合計八十一首中わずかに二首（全体の2.5%）のみである。このことから、勸修寺本が定家説に拠る場合、四季部においては、その多くが『僻案抄』の定家説に拠ることが分かる（【表1】【表2】参照）。「密勘」では定家が顕昭の説と同意見の場合は「無二不審」等といった簡単な記述がなされるため、『僻案抄』に比べて記述量自体が少ないということも考慮しなくてはならないが、勸修寺本が『僻案抄』の注説に拠る比率の高さは、後述する顕昭説に拠る比率と比べても抜きんでて高く注目に値する。以下に具体例を挙げる（便宜に通し番号を付した。以下同じ）。

### 【資料一】「勸修寺本」春上・二番歌注

袖ひぢてむすびし水のこほれるをはるたつけふに風やとくらん

①「袖ひぢて」とは、ひたしてといふ也。ひたしてとは、そでを水につけ、「漬」<sup>ヒタシ</sup>この字也。②此詞、むかしはこのみよめりけるにや。いまの世にはよむべからず、といましめられたり。されど続古今に、

／＼<sup>（宋）</sup>すまのうらにたまもかりほすあま衣そでひつしほのひるときやなき

又、「はるたつ今日のかせやとくらん」は、月令に、「立春の日東風解凍」<sup>トウフウトク</sup>といへる心也。古歌<sup>礼記</sup>にも、

／＼<sup>（宋）</sup>はるのたつよのまのかぜのいかなればさぶくにしもこほりとくらん

【資料二】『僻案抄』春上・二番歌注

①「ひぢて」とは、ひたしてといふ心也。②この詞、昔の人このみよみけるにや。(略)今の世の歌にはよむべからずと、いましめられし。

春上・二番歌注では、傍線部①②とも『僻案抄』の注説に拠っていることが分かる。この注説は、二条家流の古今注である「浄弁注」(20)や『六卷抄』(21)にも引かれる(22)。すでに指摘されているように(23)、二条家流の両書が『僻案抄』の注説を引く場合には「仰」「御抄」といった尊敬表現が用いられる。この二番歌注に於いても「仰云」(浄弁注)や「御抄云」(六卷抄)として①②が引かれている。対して、勸修寺本にはそういった尊敬表現は見られず、出典も明記しないままに『僻案抄』の注説に拠るのである。勸修寺本が『僻案抄』の注説に依拠したと認められる例は、二番歌注のほかに六・一八・五八・六一・七七・八二・九四・九五・一一・一二六・一八九・一九一・二〇八番歌注があるが、いずれも同様である。

このことから、勸修寺本には『僻案抄』の定家説に拠る注説が少なからず見えるが、二条家流の古今注とは異なり、定家を特別に尊重する姿勢は見られないと言えよう。

二―二 顕昭説・『顕注密勘』の顕注に拠る例

『顕注密勘』の「顕注」に於ける『古今集』四季部の被注歌は合計一一七首である。勸修寺本と共通する被注歌数は合計一〇七首で、その内、勸修寺本が「顕注」の注説に拠ると認められるのは十一首(全体の10.3%)である。対して、四季部中、勸修寺本と「顕昭古今集注」との共通被注歌は合計七十九首で、その内、勸修寺本が「顕昭古今集注」の顕昭説に拠ると認められる例は一首も無い。勸修寺本が「顕昭古今集注」の注説と類似の説を記す例は三十六首あるが、「顕注」の注説に拠る時のような表現の一致などは見られない。したがって、四季部に於いて勸修寺本が顕昭説に拠る場合は、「顕昭古今集注」よりも「顕注」に見える説に拠っていると言える(【表1】【表2】参照)。

具体例を見てみよう。

【資料三】「勸修寺本」春上・三〇番歌注

春くれば雁かへるなりしらくものみちゆきぶりにことやつてまし

「白雲のみちゆきぶりに」とは、遠道也。①「ゆきぶりに」とは、「ゆきぶれ」也。「鳥の羽ぶりに」といふも、「羽ぶれ」なり。「かざぶりに」といふも、「かざぶれ」也。②「ことやつてまし」とは、「ことやつたへまし」なり。「伝」とかけり。「つたふ」とも、「つて」ともよむ也。道行触なり（河田注・「道行触」の左傍に「ミチユキフレ」）。

【資料四】「顕注」春上・三〇番歌注

①「道行ぶりに」とは、「みちゆきぶれ」也。「鳥のはぶりに」といふも、「はぶれ」也。「かざぶりに」と云も、「かざぶれ」也。②「事やつてまし」とは、「事やつたへまし」と云也。「伝」と書て、「つたふ」とも、「つて」ともよむ也。

春上・三〇番歌注では、傍線部①②が「顕注」の注説に拠ると認められる。「顕昭古今集注」の三〇番歌注では、「顕昭云、路行触を「ゆきぶりに」といふこと、いはれて侍り。古語の常の習也。「はぶりに」といふも「鳥の羽ぶれ」なり。「かざぶりに」といふも「風ぶれ」なり。「が①に相当するが、②に相当する注説は見えない。①の表現の一致から見ても、勸修寺本が「顕注」に拠っていることは明らかであろう。勸修寺本が顕昭説に依拠したと認められるのは、このほかに一五・一六・一九・三九・六一・二四二・二四四・二七四・三〇一・三二二番歌注があるが、やはりいずれも「顕昭古今集注」ではなく「顕注」に拠ると認められる。

以上のことから、勸修寺本が顕昭説に拠る場合、四季部に於いては、「顕注」に見える顕昭説に拠ると言えよう。

### 三 「真観流古今集注」説の再検討

「はじめに」で述べたように、勸修寺本をはじめて紹介・解題された片桐氏は、同本を宮内庁書陵部蔵「古今集抄」所引「聞書」部、京都府立京都学・歴史館蔵「古今聞書」、大阪府立中之島図書館ほか蔵「素伝懐中抄」、国文学研究資料館ほか蔵『教端抄』所引の「牡丹花筆之古抄」(24)とともに「真観一派の古今和歌集注釈」として紹介された。氏は、勸修寺本を「真観一派」の古今集注とされる根拠として、主として次の二点を挙げられた。

(一) 真観・行家らが撰者として加わった『続古今集』の歌を数多く引用し、それ以後の勅撰集歌は引かないこと。  
(二) 一〇八番歌詞書注・四三一番歌注に「先師」と呼ばれる人物が「真観」や「行家」の名とともに見えること。

本節と次節では、果たして勸修寺本を「真観一派」の古今集注と呼びうるか否かを再検討してみたい。

はじめに(一)の引用和歌について考えたい。勸修寺本に見える引用和歌数は合計一五七首である。その内、出典を明記する勅撰集歌は『後撰集』歌九首・『拾遺集』歌一首・『後拾遺集』歌二首・『金葉集』歌二首・『新古今集』歌二首・『新勅撰集』歌三首・『続後撰集』歌二首・『続古今集』歌四首である(25)。なお、『続詞花集』歌は二首引用される。片桐氏が指摘されるように、勸修寺本が引用する勅撰集の下限は『続古今集』であり、引用歌数も『後撰集』の次に多い。しかし、これは同本成立時期の上限とはなりえようが、このことだけでもって同本を真観流とは言えないであろう。

つぎに(二)の注文を確認したい。一〇八番歌詞書注では、一〇八番歌詞書の「仁和寺中将みやすんどころ」について、「その人たが女ともしらぬを、秘事とするよし、弁入道真観房、先師に物語申されしよし、かたられ侍き。」と注が付される。片桐氏は「この注釈書の著者の師であった某が真観とかかわりを持つ人であったことをまず物語っている」と、「先師」を勸修寺本著者の師と解釈されるが、「物語申されし」を受身と解すると、次のようにも解釈可能ではないだろうか。つまり、真観が「先師からお話申された」ということを、(勸修寺本著者または著者へ語った人へ、真観が)お話になりました、と解して、「先師」を真観の先師と解するのである。

次いで四三一番歌注を確認する。まずは勸修寺本本文を掲げる。

【資料五】「勸修寺本」物名・四三一番歌注

／＼<sup>(米)</sup>をかたまの木　　／＼<sup>(米)</sup>をたまきの木イ本に有

みよしのゝ吉野のたきにかひいつるあは<sup>(米)</sup>　おかたまのきゆとみゆらん

定家卿説に云、古歌を引て、(略)。以下、僻案抄を引用)。

又、日本記歌とて或人の説に、(略)。

先師に九条二品行家卿のとはしには、如願法師、御所にて承しは、年木を岡玉と侍しと云々。

(略)後鳥羽院御時、定家卿に「をかたまの木は何事ぞ」と御尋ありけるに、定家卿申ていはく、俊成卿に岡玉木よむべきよしを尋侍り候ひしかば、何事とも不教。以今後悔すと申侍り。其後、鎌倉中務卿三品親王、又為家卿に御尋有けり。父定家卿に、後鳥羽院御時、御尋に付て、ならひつたはぬよしを申て、此家にぞんちせぬよしを申されけり。(略)

四三一番歌注では、傍線部に、「をかたまの木」について「先師」へ行家が問うたことが記される。片桐氏は加えて、同本八九五番歌注に「或人」が行家に「三人の翁」について問うたと見えることも指摘され、「この注釈書を伝えた人物が学んだ「先師」や先達としての「或人」は、真観や行家のような反御子左流と言つてよい歌人達につながる人々であったと考えてよからうかと思うのである。」と述べておられる。しかし、四三一番歌注も、「先師」を行家の先師と捉えることも可能である。そう解釈すると、「先師」は、真観・行家が教えを受ける人物ということになる。あるいは行家父で、真観より二十一歳年長の知家などが考えられるかとも思われるが、詳細は不明である。

問題を四三一番歌注に戻す。これもすでに片桐氏が指摘されることだが、同じく真観流と言われる京都府立京都市学・歴史館蔵「古今聞書」(以下、「歴史館本」)にも勸修寺本と類似の注説が確認できる。歴史館本には、前に掲げた勸修寺本四三一番歌注の「後鳥羽院御時…」

以下の注説と同様の記述が見えるのであるが、注目したいのは宗尊親王（「鎌倉中務卿三品親王」）が為家へ岡玉木について尋ねたという部分である。勸修寺本は宗尊親王に尋ねられた為家が父定家以来「此家にぞんちせぬよし」を申し上げたと記すのみであるが、歴彩館本は、宗尊親王がさらに真観へも同じ質問をしたことを記すのである。歴彩館本によると、その時真観は「重代の者」である浄意法師へお尋ねになるよう返答し、それを受けて宗尊親王は浄意へ尋ねたという。もし勸修寺本が真観流の古今集注であるならば、他ならぬ真観が関わるこの注説を記さないのは、やや不審と言えよう。

以上、先行研究において勸修寺本が真観流といわれた根拠を再検討してみた。結果として、同本を真観流とするにはやや不審と思われる箇所もあり、これらの例だけでは結論は決めがたい。よって、やはり注説の内容面から、さらに比較検討する必要があると考える。

#### 四 宮内庁書陵部蔵「古今集抄」所引「聞書」部の〈真観説〉との比較

宮内庁書陵部蔵「古今集抄」所引「聞書」部（以下「書陵部本聞書部」）には、注文の中に「中納言家」、「頭昭」、「真観御房」の説が引かれる。これらを仮に〈中納言家説〉〈頭昭説〉〈真観説〉と表記する。

同本歌注に〈頭昭説〉が引かれるのは合計三十七首、〈中納言家説〉が引かれるのは合計六十五首である（26）。これらの中には、典拠不明の説もあるが、『頭注密勘』の「頭注」と「密勘」に拠る例が多く見出せる（27）。

対して〈真観説〉が引かれるのは、秋上 175・184（「正因御房」による伝聞。以下（\*）を付す）・185（\*）・188・190・192・193・197・199・200・201・204・207（中納言家、真観御房、頭昭をなじ）・213・218（中納言家、真観御房、頭昭をなじ）・226・234・238・232・244、冬 317（\*）・325・330、恋三 646、雑上 871（弁入道説）の合計二十五首で、すべて典拠は未詳。その内、勸修寺本被注歌は、秋上 175・190・192・201・204・207・218・226・232・244、冬 317、恋三 646、雑上 871の合計十三首である。以下、書陵部本聞書部の〈真観説〉と勸修寺本の注説とを比較検討してみよう。

二〇一番歌注は、書陵部本聞書部〈真観説〉と勸修寺本の注説が一致しない例である。書陵部本聞書部には「真観御房説」として「秋草

のしげみに道を踏迷ぬ、をなじくはまつむしのなくかた宿や借ましとよめり。迷惑宿平応借。家持集にあり。」と注が付される。勸修寺本は「迷<sup>マトヒヌ</sup>、この字也。」と、二〇一番歌第二句の「まどひぬ」についてどの漢字を当てるかを注釈するのみであり(28)、書陵部本聞書部の〈真観説〉には拠っていないことが分かる。

一九〇番歌注は、両者が類似の説を部分的に記す例である。勸修寺本は「秋の夜は、月をも見、むしのねをもきかで、いたづらにねてあかすらんはとよめり。」と注を付す。書陵部本聞書部は「秋のよの明は、かくばかり我身にはをしと思物を、徒に月をも見ず、虫の音をも不聞して、徒に臥て明らん事よとよめり。「かくばかり」は、如此也。真観御房説。(略)」と注を付しており、傍線部の注説が両者ともに近似している。しかし、書陵部本聞書部がどこからどこまでを〈真観説〉と呼ぶかが不明である。あるいは「かくばかり」の注のみかも考えられるのである。

二四四番歌注は、書陵部本聞書部に〈顕昭説〉〈中納言家説〉と〈真観説〉が併記され、勸修寺本が〈真観説〉に拠らない例である。書陵部本聞書部本文は次のとおり。

【資料六】「書陵部本聞書部」秋上・二四四番歌注

① 豊麦をば、鐘愛抽衆草、故曰撫子。艶時残千年、故曰常夏、と家經朝臣和歌序にかけり。② このはな、すがたちひさやかにうつくしく、いろ／＼なる句めでたくて、他のはなよりもすぐれたれば、「なづるこ」といひて、人の子によせてよめり。③ 又、句ひひさしければ、「常夏」といへり。今のうたは、われのみやあはれと見るらん、とよめり。此集にも、又、

あなこひしいまも見てしか山がつかきほにさけるやまとなでしこ

④ 「やまとなでしこ」は、皆紅梅のいろにて、花の末はわけて、秋の野にひとすぢ／＼さきたる也。又、顕昭云、又、中納言家にも。或義云、文集には、金銭石竹とかけり。大唐に、人の子もちたりけるが、死たるを思哀也けるに、其墓よりいまの豊麦生たりけるも、うせにしこのかたみとおもひて、ひきすてず侍りけり。古歌に、

おもひ草はずるにむすぶ白露のたま／＼来てはてにもかゝらず

鬘表を「思草」とよむべきなり。又、あさぢをもいへり。此は真観御房説。

傍線部①④を含む「鬘表をば、秋の野にひとすぢ／＼さきたる也。」までは、〈頭昭説〉〈中納言家説〉であり、実際には『頭注密勘』の「頭注」に拠っている。続けて書陵部本聞書部は「或義云…」と異なった注説を記すが、当該の注説は「頭注」には見えない。「真観御房説」が「或義云…」以下全てに掛かるのか、「鬘表を「思草」と…」以下のみを掛かるのかは不明である。ともあれ、ここでは〈頭昭説〉〈中納言家説〉と〈真観説〉が併記されているのである。勸修寺本を見ると、記述する順番は多少前後するが、①④の注説がほぼ同文で記されることが確認できる(29)。しかし、書陵部本聞書部の〈真観説〉に相当する注説は見えない。つまり、勸修寺本は〈真観説〉には拠らず〈頭昭説〉〈中納言家説〉に拠っていることになるのである。

以上確認した三例(二〇一・一九〇・二四四番歌注)から言えることは、次の三点である。(A)書陵部本聞書部〈真観説〉と勸修寺本の注説とは必ずしも一致するわけではないこと。(B)類似説を載せる場合もあるが、それが全て〈真観説〉かは不明であること。(C)書陵部本聞書部が〈頭昭説〉〈中納言家説〉と〈真観説〉とを併記する場合に、勸修寺本は「頭注」に拠る〈頭昭説〉〈中納言説〉を記す場合があること。そもそも書陵部本聞書部の〈真観説〉は、現時点では典拠不明であり、それを本当に真観の説と捉えて良いか否かについては疑問が残る。しかし、同本の〈頭昭説〉や〈中納言家説〉が『頭注密勘』の「頭注」や「密勘」の注説に拠ることを考えると、〈真観説〉にも何か拠るべき注説があったのではないかと思われるのである。そうであるならば、(C)の例のように勸修寺本が〈真観説〉を取らないということは、すなわち同本が真観流とは言えないことを示すのではないかと考えるのである。なお、同じく「真観流古今集注」とされる歴史館本は書陵部本聞書部の〈真観説〉とほぼ同文を取ることが多く、「素伝懐中抄」は「ほとんど一致が見られない」(30)という。

## おわりに

これまで詳細な検証がなされてこなかった「勸修寺本古今和歌集注」について、所引『古今集』本文、依拠する注説、いわゆる〈真観説〉との比較という三つの視点から、歌注の四季部を中心に考察を加えてみた。

勸修寺本所引『古今集』本文は、二条家流が古今伝授に用いたとされる定家本系の貞応二年本ではなく、非定家本系である。また、依拠する注説は、『僻案抄』に見える定家説に拠るものが最も多いが、二条家流の古今集注のような定家に対する敬意表現は見えない。したがって、所引『古今集』本文ならびに注説の内容の面から、勸修寺本は二条家流の手による古今集注ではないと判断してよいのではないだろうか。

さらに、書陵部本聞書部に見えるいわゆる〈真観説〉との比較の結果、勸修寺本の注説は〈真観説〉とは必ずしも一致せず、むしろ「顕注」に拠る〈顕昭説〉〈中納言家説〉を記す例などが見られた。もし書陵部本聞書部を「真観流」とするならば、勸修寺本はやや立場が異なると言える。なお、現在天理図書館の蔵される真観奥書本『古今集』は定家本系の貞応元年十一月本の奥書を有し、さらに貞応二年七月本によって校合されたことが知られる(31)。つまり、所引『古今集』本文の面から見ても、勸修寺本を「真観流」と称するにはやや疑問が残ることになるのである。以上を総じて、同本を直ちに真観流と見なすことはできない、ということになる。

勸修寺本がどのような立場の人々によって作られたのかは、現時点では未だ不明である。あるいは九条知家周辺の六条藤家流により近いかとも考えられるが、それは『古今集』諸本との一首一首の異同の精査や、他のより多くの古今集注との比較検討が必要であり、今後の課題としたい。

## 注

(1) 片桐洋一「一、「勸修寺本古今和歌集注」をめぐる」(『中世古今集注釈書解題(五)』赤尾照文堂、一九八六年一月)。

- (2) 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『古今集注釈書伝本書目』(勉誠出版、二〇〇七年二月) 参照。
- (3) 片桐氏によると、勸修寺本仮名序注は「毘沙門堂本古今集注」にほぼ一致する。「毘沙門堂本」は「勸修寺本」にない説を記すが、それは「後の付記」であり、「勸修寺本」に比べて「毘沙門堂本」は「御子左家寄り、特に二条家寄りに改修」されているという(注(1) 所掲、片桐氏論文)。
- (4) 宮内庁書陵部蔵「古今和歌集抄」の「聞」部分。本書は「宗」と「聞」の二種類の注釈からなっており、注(1) 所掲の片桐氏著書『中世古今集注釈書(五)』に「聞」部分の解題と翻刻がある。注(2) 所掲『古今集注釈書伝本書目』では「常縁古今和歌集聞書関連・両度聞書関連」と分類される。
- (5) 京都府立京都学・歴史館は、旧京都府総合資料館。伝本は歴史館本の他に、東山御文庫蔵「古今集聞書」と国文学研究資料館初雁文庫蔵「古今聞書序注 付古今聞書」(西下経一写。歴史館本の抄出)がある。慶應義塾図書館蔵吉沢義則旧蔵「古今和歌集序注」は異本。片桐洋一『中世古今集注釈書解題(一)』(赤尾照文堂、一九七一年十月)と注(1) 所掲片桐氏著書『中世古今集注釈書解題(五)』に解題がある。本書外題には「古今和歌集序聞書〈常縁〉」とあるが、常縁の著書ではないという(前掲片桐氏『中世古今集注釈書解題(一)』、井上宗雄『中世歌壇史の研究(室町前期)』風間書房、一九六一年十二月初版。改訂新版一九八四年六月)。
- 注(2) 所掲『古今集注釈書伝本書目』では「常縁古今和歌集聞書」と分類される。
- (6) 伝本は大阪府立中之島図書館蔵「古今集素伝懐中抄」と、東京大学文学部国語学研究室蔵「函底抄」の二本が知られる。浅田徹解題『古今集注釈書影印叢刊(三) 古今集素伝懐中抄』(勉誠出版、二〇一〇年十月)に本書の詳しい解題と、東京大学蔵本の影印がある。成立は文永四年(一二六七)十一月〜建治元年(一二七五)正月とされる。
- (7) 注(6) 所掲、浅田氏解題。
- (8) 片桐洋一「解題」(『冷泉家時雨叢書 古今和歌集嘉禄二年本・古今和歌集貞応二年本』朝日新聞社、一九九四年十二月)。
- (9) 高田信敬「解題 古今和歌集(兼好古今)室町時代中期写」(『古典籍と古筆切―鶴見大学蔵貴重書展解説図録―』一九九四年十月)。

(10) 勸修寺本「古今集注」所引の『古今集』歌六三二首の部立てごとの歌数は、以下のとおり。春上51(首)・春下40・夏16・秋上35・秋下32(内一首定家本系に無し)・冬17・賀12・離別15・羈旅8・物名34・恋一48(内一首定家本系では墨滅歌)・恋二17・恋三36・恋四42・恋五41・哀傷16・雑上40・雑下42・雑体(短歌)6・雑体(旋頭歌)5(内一首定家本系に無し)・雑体(俳諧歌)47・大歌所御歌5・神あそびのうた13・東歌14。なお、他に詞書のみ注を付す歌が計十六首ある。

(11) 『古今集』諸本については、西下経一・滝沢貞夫編『古今集校本』(笠間書院、一九七七年九月)、久曾神昇『古今和歌集成立論 資料編(上・中・下)』(風間書房、一九六〇年三月〜一九六一年十二月)、片桐洋一『古今和歌集全評釈(上・中・下)』(講談社、初版一九九八年二月。講談社学術文庫版二〇一九年二月)に拠った。

(12) 鳥井千佳子『俊頼髓脳』に引用された古今集の本文について―その復元と考察―(『百舌鳥国文』三、一九八三年)。

(13) なお、本稿第二節で勸修寺本との注説比較を行った「顕昭古今集注」、「顕注密勘」、「僻案抄」に於ける①「我宿の…」、②「ますかゞみ…」、③「わぎもこに」三首の収録状況は以下のとおり。「顕昭古今集注」||①②無し、③は有りだが「万葉」歌として収録(『袖中抄』も同)。「顕注密勘」||①②③無し。「僻案抄」||①②③無し。

(14) 古今集注の所引『古今集』本文については、先行研究として海野圭介「釈浄弁『古今集注』所引の『古今集』本文をめぐって」(『詞林』一六、一九九四年十月)がある。氏は、「二条宗匠家の説を伝えるという浄弁の『古今集注』(いわゆる「浄弁注」)所引『古今集』本文と、浄弁一門に相伝された二条家証本の梅沢本『古今集』とを比較し、両者には「対応を見ない部分がある」と指摘された。さらに、「浄弁注」の『古今集』本文ならびに注説は『顕注密勘』に拠る可能性が高いことをも指摘された。ただし、「浄弁注」には、今回「勸修寺本」に見たような異本歌(定家本系諸本にはない歌)は本文・注ともに見られない。

(15) 勸修寺本は、本稿「おわりに」で後述するように、あるいは六条藤家流による注釈書とも考えられる。そこで『古今集』諸本の内、清輔本系統の諸本(永治二年本・保元二年本・天理本||顕昭本)と、清輔が使用した系統本とされる六条家本との本文異同を、四季部に限り調査した(清輔本系の寛親書写片仮名本は四季部を欠くので除く)。また、本来は全ての歌一首一首を比較すべきところで

はあるが、今回は定家本系との相違点に注目するため、勸修寺本と伊達家旧蔵本（定家自筆。『新編国歌大観』の底本）との間に異同がある部分（四季部三四二首中、三三首）のみを調査した。その結果、勸修寺本―伊達家旧蔵本で異同のある三三首中、永治二年本が六首・六条家本が五首・顕昭本が五首・保元二年本が三首、勸修寺本本文と一致した。いずれの本がより近いとは言いがたい結果であるが、参考のため特に目に付いた例を次に掲げておく（伊達家旧蔵本は「伊」、勸修寺本は「勸」、永治二年本は「永」、六条家本は「六」、顕昭本は「顕」、保元二年本は「保」で示す。算用数字は歌番号）。101初句「さく花は」（伊）―「さくら花」（勸・永）―「さくはなは（右傍「サクラハナ（朱書）」）（顕・保）、六条家本は欠。247四句「ぬれてのちは」（伊）―「ぬれてのいろは」（勸・永・六・顕・保）。101初句の異同は、定家本系である伊達家旧蔵本は「さく花は」を取るが、勸修寺本・永治二年本は「さくら花」を取っている。なお、当該例は『顕注密勘』に於いて、顕昭は「桜花」を取り、定家は「さく花は」を良しとする例である。247四句の異同は、伊達家旧蔵本は「ぬれてのちは」を取るが、勸修寺本・永治二年本・六条家本・顕昭本・保元二年本はいずれも「ぬれてのいろは」を取る。ここは『顕注密勘』所引本文には「ぬれての色は」で記されるが、定家は「ぬれてのちは」を良しと主張する例である。これだけの例で清輔本と勸修寺本とが近似するとは当然断定できないが、定家本と比して、清輔本と勸修寺本とは多少似た部分を有する、ということは指摘し得るか。

(16) 現在確認ができた出典を明記してその注説に依拠する例は、(イ) 神あそびのうた・一〇八一番歌題注、(ロ) 春上・一八番歌注、(ハ) 春上・三九番歌注の三例である。(イ) は一〇八一番歌の題に見える「かへしもの」について、「袖中抄に」と出典を明記し、実際に『袖中抄』の注説に依拠する例である。勸修寺本と『袖中抄』の記述とを比較すると、勸修寺本には多少の省略や目移りによると思われる脱文などがあるが、ほとんど『袖中抄』の記述をそのまま引用したと認められる。(ロ) は一八番歌の第二句「とぶひのもり」について、「京極中納言入道定家」と明記して定家の『僻案抄』に見える注説に依拠する例である。(ハ) は三九番歌の第二句「はるべ」について、「顕昭説ケンセウに」と明記して『顕注密勘』の「顕注」の注説に依拠する例である。なお、勸修寺本にはこの他にも書名や人名を明記して何らかの注説を記す例がある。書名を明記する例は、春上・六三「八雲抄」、離別・三六五「能因が歌枕」、

羈旅・四〇七「撰津古風土記」と「能因八十嶋の記」と「古自談<sup>コジタン</sup>」、恋四・七三八「喜撰が式」、恋五・七六一「歌の論儀と申物」、恋五・七六五「俊頼無名抄」、雑上・八八七「能因歌枕」、雑上・八九二「能因歌枕」、雑上・八九四「喜撰式」、雑体・一〇〇一「順和名」がある。人名を明記する例は、定家（春上・一八「京極中納言入道定家」、春下・八〇「中納言の家」、秋下・二八六「定家卿」、物名・四三二「定家卿説」「定家卿」）、行家（春上・三三三「九条の行家卿」、物名・四三二「九条二品行家卿」、雑上・八九五「行家卿」）、顕昭（春上・三九「顕昭説<sup>ケンセウ</sup>」、羈旅・四一八「顕昭云」、先師（春下・一〇八詞書「先師」、物名・四三二「先師」）、清輔（春下・九〇「清輔朝臣」、秋上・二二二「清輔説」）、俊成（物名・四三一「俊成卿」）、真観（春下・一〇八詞書「弁入道真観房」）、為家（物名・四三一「為家卿」）がある。これらの例が本当に出典に依拠した注説を記しているか否かについては、まだ調査が及んでいない。ただし人名明記の例の内、春下・一〇八番歌注と物名・四三一番歌注については、本稿第三節に於いて考察した。

(17) 久曾神昇「解題 古今集注」（『日本歌学大系（別巻四）』風間書房、一九八〇年四月）、川上新一郎執筆「古今集顕昭註」項（Web 図書館版『和歌文学大辞典』）等参照。

(18) 『顕注密勘』は承久三年（一二二二）成立。本体部分である顕昭の『古今秘注抄』は、「顕昭古今集注」との先後ついて両説あったが、新田奈穂子氏によって「顕昭古今集注」の後の成立であることが明らかとなった。また、同氏によると「顕注」成立時期は建仁三年（一二〇三）『千五百番歌合』以降であるとされる。久曾神昇「解題 顕注密勘抄」（『日本歌学大系（別巻五）』風間書房、一九八一年十一月）、海野圭介「顕注密勘伝本考」（『古代中世文学研究論集（一）』和泉書院、一九九六年十月）、新田奈穂子「顕注密勘』の顕昭注の成立時期について」（『中世文学』五五、二〇一〇年六月）、吉野朋美執筆「顕注密勘」項（Web 図書館版『和歌文学大辞典』）等参照。

(19) 久曾神昇「解題 僻案抄」（『日本歌学大系（別巻五）』風間書房、一九八一年十一月）、海野圭介「僻案抄の伝本と生成」（『和歌文学研究』七九、一九九九年十二月）、吉野朋美執筆「僻案抄」項（Web 図書館版『和歌文学大辞典』）等参照。

(20) 為世門四天王の一人の浄弁による古今注。元徳三年（一三三一）または建武二年（一三三五）頃成立か。為世から伝授された注説の

聞書。伝本は宮内庁書陵部蔵本・国文学研究資料館初雁文庫蔵本（昭和二年西下経一写。書陵部本の抜書）・天理図書館蔵本・東海大学付属図書館桃園文庫蔵本・慶應義塾図書館蔵本がある。深津睦夫編『古今集古注釈書集成 浄弁注 内閣文庫本古今和歌集注（伝冬良作）』（笠間書院、一九九八年三月）に宮内庁書陵部蔵本の翻刻がある。

(21) 行乗著。正和三年（一三二四）に為世弟の定為から、さらに嘉暦二〜三年（一三二七〜八）に為世から伝受された注説の聞書。伝本は京都大学文学部蔵本・宮内庁書陵部蔵本・東山御文庫蔵本（二本）・陽明文庫蔵本など。片桐洋一『中世古今集注釈書解題（二）』（赤尾昭文堂、一九七三年四月）に解題が、同『中世古今集注釈書解題（三）』『資料編』（赤尾昭文堂、一九八一年八月）に東山御文庫蔵の一本（最古写本）の翻刻がある。

(22) 勸修寺本二番歌注については、注（1）所掲の片桐氏論文にも指摘がある。片桐氏は「古今為家注」（為家真作ではない）の二番歌注にも同様に『僻案抄』の注説が引かれることを指摘され、それは「為家抄」に限るわけではなく、定家の流に立つ注釈のほとんどすべてに共通する」とされる。

(23) 伊倉史人「為重注と兼好注―南北朝期の二つの古今集注釈書の関係について―」（『和歌文学研究』一〇九、二〇一四年十二月）。

(24) 北村季吟著。『顕註密勘』や『僻案抄』を含む様々な先行の注釈書を引用し、師説（Ⅱ貞徳説）でまとめた諸注集成。伝本は川上新一郎蔵本（元禄十年（二六九七）、同十二年の奥書あり）・国文学研究資料館初雁文庫蔵本（元禄十二年の奥書あり）・所蔵者不明本（屏山文庫旧蔵。「九種もくろく」〔『大地』三六・二〇〇〇年四月〕に掲載）・日本大学総合図書館蔵本（元禄十五年季吟自筆奥書あり）がある。片桐洋一編『初雁文庫本古今和歌集 教端抄（一〜五）』（新典社、一九七九年）に国文学研究資料館初雁文庫蔵本の影印・解題がある。『教端抄』所引の「牡丹花筆之古抄」については、注（1）所掲片桐氏著書『中世古今集注釈書解題（五）』に詳しい解題がある。

(25) 勸修寺本秋上・二一九番歌注には「をく露もあはれはかけよかすかのこのこるふるえの秋はきの花」の歌が、神あそびのうた・一〇八〇番歌注には「ひのくまや入野のみやのさゆる日に河せこほりてこまもわたらす」の歌が、いずれも「続古今歌」として引かれる。

しかし、両首とも『続古今集』には見えず、前者は藤原実氏詠『続後撰集』二八六番歌（他出、三十六人大歌合弘長二年・二九。歌枕名寄・一七八九）であり、後者は光俊（真観）詠『歌枕名寄』三〇六四番歌（他出、夫木抄・一四二八三）である。したがって、両首は『続古今集』歌には含めず、前者は『続後撰集』歌として数えた。ただし、後者が真観の詠であることは注目される。

- (26) 書陵部本聞書部に見える〈頭昭説〉は春上 4・13・58・61、春下 85・109、夏 165、秋上 171・191・194・196・207（中納言家、真観御房、頭昭をなじ）・218（中納言家、真観御房、頭昭をなじ）・219（袖中）・224・229・242（袖中）・244、秋下 282・283、冬 329、賀 368・402、恋二 558・565・567・594・604、恋三 627・669、恋四 677、雑上 886・887（袖中抄）・890・892・905、雑体 1008 の合計三十七首。〈中納言家説〉は春上 4・6・7・13・25・36・41・58・61、春下 73・80・85・109、夏 147（\*）・148・165・168、秋上 169（\*）・171（\*）・172・175・177・185・186（\*）・187（\*）・189・191・194・198・204・207（中納言家、真観御房、頭昭をなじ）・218（中納言家、真観御房、頭昭をなじ）・224・232・236・240（中納言家の本）・244・247、秋下 262・282・286、冬 317、賀 351・366・367、恋二 562・565・587・594、恋三 622・623・625・629・652・659・669、恋四 677、哀傷 851、雑上 886・887・888・889、雑下 985・989、雑体 1008 の合計六十五首。なお、「正因御房」からの伝聞形式をとるものには（\*）を付した。この人物は、『教端抄』に真観の弟子とされる人物（注（1）所掲、片桐氏著書）。

- (27) 例えば書陵部本聞書部一六九番歌注には「さやか」、「さだか」、大略おなじ。「さやかに」といふことば、「清」の字をもちふべしと侍り。又、あざやかは、「鮮」、この字をいへり。中納言家説と見えるが、これは「密勘」の「さやか」、「さだか」、大略は同。（略）「清」字をも用敷。あざやかに、「鮮」字也」に拠る。また、二四二番歌注に「頭昭袖中にあり。みかん（密勘）にも」として引く注説は、『袖中抄』ではなく「頭注」に拠る例である。

- (28) 平仮名で書かれた歌の詞に対して「漢字を当てる」という注釈方法は、大阪府立中之島図書館ほか蔵「素伝懐中抄」や為頭流の古今集注とされる「古今和歌集序聞書三流抄」、「弘安十年歌注」によく見られることが浅田徹氏によつて指摘されている。浅田氏によると、この「漢字を当てる」注釈方法は、平仮名に隠された「義」としての「漢字」を明らかにしていくという注釈観の上に成り立っているという。そして、この注釈方法を取る古今集注は、それを逆手にとつて「平仮名テキストの文字列から意外な意味を作り出

そうとするもの」であろうとされる（同氏「中世の古今集注―多義性の二つの型―」〈『古今和歌集研究集成（三） 古今和歌集の伝授と評価』風間書房、二〇〇四年四月）。

(29) 勸修寺本二四四番歌注の本文は次のとおり（①～④の通し番号は、書陵部本聞書部本文に付した番号と対応する）。

④「やまとなでしこ」とは、みな紅梅にて、花のすそはわけたり。秋のゝに、ひとすぢづゝさきたる也。「からなでしこ」とは、色々花のさきたる也。②此花、すがたちいさやかにうつくしく、色々なるにほひ、こと花よりもすぐれたれば、「なづるこ」といひて、人の愛子にもよせてよむ也。③又、にほひひさしければ、「常夏」ともよめり。①家経朝臣和歌序にも、瞿麦アキハヒ鍾愛アキハヒ抽アキハヒ衆草アキハヒ、故ニ曰フ撫ナ子コ。契艶アキハヒ契アキハヒ二千年ニヲ、故ニ曰フ常夏トコナツ、云々。

(30) 注(6)所掲、浅田氏解題。ただし、同氏は内部徴証から「(素伝)懐中抄の講釈者は真観その人ではないかと私は考える。」とされている。

(31) 呉文炳『国書聚影』（理想社、一九六二年）に「葉室光俊筆本」として掲載されるが、真観筆とは認められないという。川上新一郎「貞応元年十一月廿日定家奥書本古今集考（続）」（『斯道文庫論集』四九、二〇一五年二月）、兼築信行「真観奥書本古今集の面影」（『中世文学』六二、二〇一七年）に詳しい。

### 引用本文

\*勸修寺本「古今集注」は鶴見大学図書館蔵本（函架番号…911・1351・K 貴。写真）に拠り、表記は私に改めた。

\*その他の引用本文は、次の諸書に拠り、表記は私に改めた。

頭昭古今集注、頭注密勘、僻案抄Ⅱ日本歌学大系本（風間書房）。俊頼髓脳Ⅱ新編日本古典文学全集本（小学館）。書陵部本聞書部Ⅱ片桐洋一『中世古今集注釈書解題（五）』「資料篇」（赤尾昭文堂、一九八六年一月）。浄弁注Ⅱ深津睦夫編『古今集古注釈書集成 浄弁注内閣文庫本古今和歌集注（伝冬良作）』（笠間書院、一九九八年三月）。六卷抄Ⅱ片桐洋一『中世古今集注釈書解題（三）』「資料篇」（赤尾昭文堂、一九八一年八月）。

【表1】勸修寺本・顯昭古今集注・顯注・密勘・僻案抄における『古今集』被注歌一覧(四季部)

[凡例]勸修寺本・顯昭古今集注・顯注・密勘・僻案抄における、『古今集』歌に対する注の有無(有=○/無=-[ダッシュ])を記す。部立・歌番号は新編国歌大観本(底本:伊達家旧蔵本)に拠る。

部立	歌番号	勸修寺本	顯昭古今集注	顯注	密勘	僻案抄	備考
春上	1	○	—	—	—	—	
春上	2	○	—	○	○	○	
春上	3	○	—	—	—	—	
春上	4	○	—	○	○	—	
春上	5	○	○	○	○	—	
春上	6	○	—	○	○	○	
春上	7	○	—	○	○	○	
春上	8	○	—	—	—	—	勸修寺本、詞書注+歌注。
春上	9	○	○	○	—	—	
春上	10	—	—	○	○	—	
春上	11	—	—	—	—	—	
春上	12	●	—	—	—	—	●=勸修寺本、詞書注のみ。
春上	13	○	○	○	○	—	
春上	14	—	—	—	—	—	
春上	15	○	○	○	○	—	
春上	16	○	—	○	○	—	
春上	17	○	○	○	○	—	
春上	18	○	—	○	○	○	
春上	19	○	—	○	○	—	
春上	20	○	○	○	—	—	
春上	21	○	—	—	—	—	
春上	22	○	—	○	○	—	
春上	23	○	—	○	○	—	
春上	24	○	—	—	—	—	
春上	25	○	○	○	○	—	
春上	26	○	—	—	—	—	
春上	27	○	○	○	○	—	
春上	28	○	○	○	○	○	
春上	29	○	—	○	○	—	
春上	30	○	○	○	○	○	
春上	31	—	—	—	—	—	
春上	32	○	—	○	○	—	
春上	33	○	—	—	—	—	
春上	34	○	—	—	—	—	
春上	35	○	—	—	—	—	
春上	36	○	—	○	○	—	
春上	37	○	—	—	—	—	
春上	38	—	—	—	—	—	
春上	39	○	○	○	○	—	
春上	40	—	—	—	—	—	
春上	41	○	—	○	○	○	
春上	42	○	○	—	—	—	
春上	43	—	—	—	—	—	
春上	44	○	—	—	—	—	
春上	45	○	○	○	○	—	
春上	46	○	—	—	—	—	
春上	47	○	○	○	—	—	
春上	48	—	—	—	—	—	
春上	49	—	—	—	—	—	
春上	50	○	○	○	—	—	
春上	51	○	○	○	—	—	
春上	52	○	—	—	—	—	
春上	53	○	—	—	—	—	勸修寺本、詞書注+歌注。
春上	54	—	—	—	—	—	
春上	55	○	○	○	—	—	
春上	56	○	—	—	○	—	
春上	57	○	—	—	—	—	
春上	58	○	○	○	○	○	
春上	59	○	—	○	○	—	勸修寺本、詞書注+歌注。
春上	60	—	—	—	—	—	
春上	61	○	○	○	○	○	
春上	62	○	○	—	—	—	
春上	63	○	○	—	—	—	
春上	64	—	—	—	—	—	
春上	65	—	—	—	—	—	
春上	66	—	—	—	—	—	
春上	67	—	—	—	—	—	
春上	68	—	○	—	—	—	
春下	69	○	○	○	○	—	
春下	70	○	—	○	○	○	
春下	71	○	—	—	—	—	
春下	72	○	○	○	○	—	
春下	73	○	○	○	○	—	
春下	74	○	—	—	—	—	
春下	75	○	○	○	○	—	勸修寺本、詞書注+歌注。
春下	76	—	—	—	—	—	
春下	77	○	○	○	○	○	
春下	78	—	—	—	—	—	
春下	79	—	—	—	—	—	
春下	80	○	○	○	○	—	
春下	81	●	○	—	—	—	●=勸修寺本、詞書注のみ。

春下	82	○	○	○	○	○	
春下	83	○	—	—	—	—	
春下	84	○	○	○	○	—	
春下	85	○	—	—	—	○	
春下	86	—	—	—	—	—	
春下	87	○	—	—	—	—	
春下	88	—	—	—	—	—	
春下	89	—	—	—	—	—	
春下	90	○	—	—	—	—	勸修寺本、詞書注+歌注。
春下	91	—	—	—	—	—	
春下	92	○	—	—	—	—	
春下	93	—	—	—	—	—	
春下	94	○	○	—	—	○	
春下	95	○	—	○	○	○	
春下	96	○	—	—	—	—	
春下	97	○	○	○	○	○	
春下	98	—	○	○	○	○	
春下	99	—	—	—	—	—	
春下	100	○	—	—	—	—	
春下	101	○	○	○	○	—	
春下	102	○	—	○	○	—	
春下	103	—	—	—	—	—	
春下	104	○	—	—	—	—	
春下	105	—	—	—	—	—	
春下	106	○	—	—	—	—	
春下	107	—	—	—	—	—	
春下	108	●	—	—	—	—	●=勸修寺本、詞書注のみ。
春下	109	○	○	○	○	—	
春下	110	—	—	—	—	—	
春下	111	○	—	○	○	○	
春下	112	—	—	—	—	—	
春下	113	○	—	—	—	—	
春下	114	○	—	—	—	—	
春下	115	●	○	—	—	—	●=勸修寺本、詞書注のみ。
春下	116	○	—	—	—	—	
春下	117	—	—	—	—	—	
春下	118	—	—	—	—	—	
春下	119	●	—	—	—	—	●=勸修寺本、詞書注のみ。
春下	120	○	—	—	—	—	
春下	121	○	—	○	○	—	
春下	122	—	—	—	—	—	
春下	123	○	—	—	—	—	
春下	124	—	—	—	—	—	
春下	125	○	—	—	—	—	
春下	126	○	○	○	○	○	
春下	127	○	—	—	—	—	
春下	128	—	—	—	—	—	
春下	129	○	—	—	—	—	
春下	130	○	—	—	—	—	
春下	131	—	—	—	—	—	
春下	132	○	○	—	—	—	勸修寺本、詞書注+歌注。
春下	133	—	—	—	—	—	
春下	134	○	—	—	—	—	
夏	135	—	—	—	—	—	
夏	136	—	—	○	○	—	
夏	137	○	—	—	—	—	
夏	138	—	—	—	—	—	
夏	139	○	—	○	○	—	
夏	140	—	—	—	—	—	
夏	141	—	—	—	—	—	
夏	142	○	—	—	—	—	
夏	143	○	—	○	○	—	
夏	144	○	○	○	○	—	勸修寺本、詞書注+歌注。
夏	145	—	—	—	—	—	
夏	146	—	—	—	—	—	
夏	147	○	○	○	○	○	
夏	148	○	○	○	○	—	
夏	149	—	—	—	—	—	
夏	150	○	○	—	—	—	
夏	151	—	—	—	—	—	
夏	152	○	○	○	○	○	
夏	153	—	—	—	—	—	
夏	154	—	○	○	○	—	
夏	155	—	—	—	—	—	
夏	156	—	○	○	○	—	
夏	157	—	—	—	—	—	
夏	158	○	—	—	—	—	
夏	159	—	—	—	—	—	
夏	160	○	—	○	○	○	
夏	161	●	○	—	—	—	●=勸修寺本、詞書注のみ。
夏	162	○	—	—	—	—	
夏	163	○	—	—	—	○	勸修寺本、詞書注+歌注。
夏	164	○	—	—	—	—	
夏	165	○	○	○	○	—	
夏	166	—	—	—	—	—	
夏	167	—	—	—	—	—	

夏	168	○	—	○	○	—	
秋上	169	○	—	○	○	—	
秋上	170	—	—	—	—	—	
秋上	171	○	—	○	○	—	
秋上	172	○	○	○	○	—	
秋上	173	—	—	—	—	—	
秋上	174	○	—	—	—	—	
秋上	175	○	○	○	○	—	
秋上	176	—	—	—	—	—	
秋上	177	○	○	○	○	—	
秋上	178	—	—	—	—	—	
秋上	179	—	—	—	—	—	
秋上	180	○	—	○	○	—	
秋上	181	—	—	—	—	—	
秋上	182	—	—	—	—	—	
秋上	183	—	—	—	—	—	
秋上	184	—	—	—	—	○	
秋上	185	—	—	—	—	—	
秋上	186	—	—	—	—	—	
秋上	187	○	—	—	—	—	
秋上	188	—	—	—	—	—	
秋上	189	○	○	○	○	○	
秋上	190	○	○	—	—	—	勸修寺本、詞書注+歌注。
秋上	191	○	○	○	○	○	
秋上	192	○	—	—	—	—	
秋上	193	○	—	—	—	—	
秋上	194	○	○	○	○	—	
秋上	195	—	—	—	—	—	
秋上	196	—	—	—	—	—	
秋上	197	—	—	—	—	—	
秋上	198	—	—	—	—	—	
秋上	199	—	—	—	—	—	
秋上	200	—	—	—	—	—	
秋上	201	○	—	—	—	—	
秋上	202	○	—	—	—	—	
秋上	203	—	—	—	—	—	
秋上	204	○	○	○	○	—	
秋上	205	—	—	—	—	—	
秋上	206	—	—	—	—	—	
秋上	207	○	—	○	○	—	
秋上	208	○	—	○	○	○	
秋上	209	—	○	○	—	—	
秋上	210	—	○	—	—	—	
秋上	211	—	—	—	—	—	
秋上	212	○	—	○	—	—	勸修寺本、詞書注+歌注。
秋上	213	—	—	—	—	—	
秋上	214	—	—	—	—	—	
秋上	215	—	—	—	—	—	
秋上	216	○	—	○	—	○	
秋上	217	○	○	○	—	—	
秋上	218	○	○	○	—	—	
秋上	219	○	○	○	—	—	
秋上	220	○	○	○	—	—	
秋上	221	—	—	—	—	—	
秋上	222	○	—	○	—	—	
秋上	223	—	○	○	○	○	
秋上	224	—	○	○	○	—	
秋上	225	—	—	—	—	—	
秋上	226	○	○	—	—	—	
秋上	227	—	—	—	—	—	
秋上	228	—	—	—	—	—	
秋上	229	—	—	—	—	—	
秋上	230	●	—	—	—	—	●=勸修寺本、詞書注のみ。
秋上	231	—	—	—	—	—	
秋上	232	○	—	—	—	—	
秋上	233	—	—	—	—	—	
秋上	234	—	—	—	—	—	
秋上	235	—	—	—	—	—	
秋上	236	○	—	—	—	—	
秋上	237	—	—	—	—	—	
秋上	238	—	—	—	—	—	
秋上	239	—	—	—	—	—	
秋上	240	—	—	—	—	—	
秋上	241	—	—	—	—	—	
秋上	242	○	—	○	○	—	
秋上	243	○	○	—	—	—	
秋上	244	○	—	○	—	—	
秋上	245	—	—	—	—	—	
秋上	246	○	○	○	○	—	
秋上	247	○	○	○	○	—	
秋上	248	○	○	○	○	—	
秋下	249	○	—	—	—	—	
秋下	250	○	—	—	—	—	
秋下	251	○	—	—	—	—	勸修寺本、251と259の後に「我宿の…」歌あり。
秋下	252	—	○	○	—	—	
秋下	253	—	—	—	—	—	

秋下	254	—	—	—	—	—	
秋下	255	—	—	—	—	—	
秋下	256	—	—	—	—	—	
秋下	257	—	—	—	—	—	
秋下	258	—	—	—	—	—	
秋下	259	○	—	—	—	—	
秋下	260	—	—	—	—	—	
秋下	261	—	—	—	—	—	
秋下	262	○	○	○	—	—	勸修寺本、詞書注+歌注。
秋下	263	—	—	—	—	—	
秋下	264	—	—	—	—	—	
秋下	265	—	—	—	—	—	
秋下	266	—	—	—	—	—	
秋下	267	—	—	—	—	—	
秋下	268	○	—	—	—	—	
秋下	269	○	—	○	—	—	
秋下	270	○	—	—	—	—	
秋下	271	○	—	—	—	—	
秋下	272	○	—	○	—	—	
秋下	273	○	—	○	—	—	
秋下	274	○	—	○	—	—	
秋下	275	○	○	○	—	—	
秋下	276	—	—	—	—	—	
秋下	277	○	○	○	—	—	
秋下	278	—	—	—	—	—	
秋下	279	○	—	—	—	—	勸修寺本、詞書注+歌注。
秋下	280	—	—	—	—	—	
秋下	281	○	—	—	—	—	
秋下	282	○	○	○	—	—	
秋下	283	—	○	—	—	—	
秋下	284	—	○	—	—	—	
秋下	285	○	—	—	—	—	
秋下	286	○	—	—	—	—	
秋下	287	—	—	—	—	—	
秋下	288	—	—	—	—	—	
秋下	289	—	—	—	—	—	
秋下	290	—	—	—	—	—	
秋下	291	○	—	—	—	—	
秋下	292	○	—	○	○	—	
秋下	293	—	—	—	—	—	
秋下	294	○	○	○	○	—	
秋下	295	—	—	—	—	—	
秋下	296	—	—	—	—	—	
秋下	297	○	—	○	○	—	
秋下	298	○	—	—	—	—	
秋下	299	○	○	○	—	—	
秋下	300	—	—	—	—	—	
秋下	301	○	—	○	—	—	
秋下	302	—	—	—	—	—	
秋下	303	○	—	—	—	—	
秋下	304	—	—	—	—	—	
秋下	305	—	—	—	—	—	
秋下	306	—	○	○	○	—	
秋下	307	○	○	○	○	—	
秋下	308	○	○	○	○	—	
秋下	309	●	○	—	—	—	●=勸修寺本、詞書注のみ。
秋下	310	—	—	—	—	—	
秋下	311	○	—	—	—	—	
秋下	312	○	○	○	○	—	
秋下	313	—	○	—	—	—	
冬	314	○	○	—	—	—	
冬	315	○	—	—	—	—	
冬	316	—	—	—	—	—	
冬	317	○	○	○	—	—	
冬	318	○	○	○	—	—	
冬	319	○	○	○	○	—	
冬	320	○	○	○	○	—	
冬	321	○	○	○	○	—	
冬	322	—	—	—	—	—	
冬	323	○	—	—	—	○	
冬	324	—	—	—	—	—	
冬	325	—	—	—	—	—	
冬	326	○	○	○	○	—	
冬	327	○	—	—	—	—	
冬	328	—	—	—	—	—	
冬	329	○	—	—	—	—	
冬	330	—	—	—	—	—	
冬	331	—	—	—	—	—	
冬	332	○	—	—	—	—	
冬	333	—	—	—	—	—	
冬	334	○	○	○	○	—	
冬	335	—	—	—	—	—	
冬	336	○	—	—	—	—	
冬	337	—	—	—	—	—	
冬	338	○	—	—	—	—	
冬	339	○	—	—	—	—	

冬	340	—	—	○	○	—	
冬	341	—	—	—	—	—	
冬	342	○	—	—	—	—	
○の合計数	190		92	117	89	30	
●の合計数	8						

【表2】勸修寺本が依拠する歌学書一覧—顕昭古今集注・顕注・密勘・僻案抄—(四季部)

[凡例]勸修寺本が歌注部において依拠した歌学書を、被注歌ごとに一覧する。初句／詞書は勸修寺本本文を底本とし、歌番号は新編国歌大観本による。歌学書に注がない場合は—(ダッシュ)を記す。依拠が確認できる場合は○を、確認できない場合は×を記す。また、近似の表現が見えるが勸修寺本が依拠したか不明な場合は△を記す。

部立	歌番号	初句／詞書	顕昭古今集注	顕注	密勘	僻案抄
春上	1	としのうちに	—	—	—	—
春上	2	袖ひちて	—	△	×	◎
春上	3	はるかすみ	—	—	—	—
春上	4	雪のうちに	—	×	×	—
春上	5	梅がえに	×	×	×	—
春上	6	春たてば	—	×	×	◎
春上	7	心ざし	—	△	△	△
春上	8	春の日の	—	—	—	—
春上	9	かすみたち	×	×	—	—
春上	12詞	寛平御時後の宮の歌合	—	—	—	—
春上	13	花のかを	×	×	×	—
春上	15	春たてど	△	◎	×	—
春上	16	野辺ちかく	—	◎	×	—
春上	17	かすがのは	×	×	△	—
春上	18	かすがのゝ	—	△	△	◎
春上	19	み山には	—	◎	×	—
春上	20	あづさ弓	△	×	—	—
春上	21	君がため	—	—	—	—
春上	22	かすがのゝ	—	×	×	—
春上	23	春のきる	—	×	×	—
春上	24	ときはなる	—	—	—	—
春上	25	わがせこが	△	×	×	—
春上	26	あをやぎの	—	—	—	—
春上	27	あさみどり	×	×	×	—
春上	28	ももちどり	△	×	×	△
春上	29	をちこちの	—	×	×	—
春上	30	春くれば	△	◎	×	×
春上	32	おりつれば	—	△	×	—
春上	33	色よりも	—	—	—	—
春上	34	やどちかく	—	—	—	—
春上	35	梅の花	—	—	—	—
春上	36	鶯の	—	△	×	—
春上	37	よそにのみ	—	—	—	—
春上	39	梅花	△	◎	×	—
春上	41	春の夜の	—	△	△	△
春上	42	人はいさ	×	—	—	—
春上	44	としをへて	—	—	—	—
春上	45	くるとあくと	×	×	×	—
春上	46	むめのかを	—	—	—	—
春上	47	ちるとみて	×	△	—	—
春上	50	山たかみ	×	△	—	—
春上	51	山桜	×	×	—	—
春上	52	年ふれば	—	—	—	—
春上	53詞	渚(ナギサノ)院にて	—	—	—	—
春上	53	世の中に	—	—	—	—
春上	55	見てのみや	△	×	—	—
春上	56	見わたせば	—	△	×	—
春上	57	色もかも	—	—	—	—
春上	58	たれしかも	×	×	△	◎
春上	59詞	歌たてまつれと…	—	—	—	—
春上	59	さくら花	—	△	×	—
春上	61	さくら花	△	◎	×	◎
春上	62	あだなりと	×	—	—	—
春上	63	けふこずは	×	—	—	—
春下	69	春がすみ	△	△	◎	—
春下	70	までといふ	—	△	△	△
春下	71	のこりなく	—	—	—	—

春下	72	このさとに	×	×	×	—
春下	73	うつせみの	△	△	×	—
春下	74	さくら花	—	—	—	—
春下	75詞	雲林院	—	—	—	—
春下	75	さくらちる	△	×	×	—
春下	77	いざくら	△	×	×	◎
春下	80	たれこめて	△	△	×	—
春下	81詞	東宮雅院にて…	—	—	—	—
春下	82	ことならば	△	△	△	◎
春下	83	さくら花	—	—	—	—
春下	84	ひさかたの	×	×	×	—
春下	85	春風は	—	—	—	—
春下	87	山たかみ	—	—	—	—
春下	90詞	ならのみかどの御歌	—	—	—	—
春下	90	ふるさと	—	—	—	—
春下	92	花の木も	—	—	—	—
春下	94	みわ山を	△	—	—	◎
春下	95	いざけふは	—	×	×	◎
春下	96	いつまでか	—	—	—	—
春下	97	春ごとに	×	×	×	×
春下	100	まつ人も	—	—	—	—
春下	101	さくら花	×	×	×	—
春下	102	春がすみ	—	×	×	—
春下	104	花みれば	—	—	—	—
春下	106	ふくかぜを	—	—	—	—
春下	108詞	仁和中将みやすどころ	—	—	—	—
春下	109	こづたへば	×	×	×	—
春下	111	こまなへて	—	△	×	◎
春下	113	花の色は	—	—	—	—
春下	114	おしと思ふ	—	—	—	—
春下	115詞	しがの山こえ	△	—	—	—
春下	116	春の野に	—	—	—	—
春下	119詞	志賀よりかへりける女ども…	—	—	—	—
春下	120	わが宿に	—	—	—	—
春下	121	いまもかも	—	△	×	—
春下	123	山吹は	—	—	—	—
春下	125	かはづなく	—	—	—	—
春下	126	思ふどち	×	×	×	◎
春下	127	あづさ弓	—	—	—	—
春下	129	花ちれる	—	—	—	—
春下	130	おしめども	—	—	—	—
春下	132詞	三月のつごもりの日…	×	—	—	—
春下	132	とどむべき	×	—	—	—
春下	134	けふのみと	—	—	—	—
夏	136	あはれてふ	—	△	×	—
夏	137	五月まつ	—	—	—	—
夏	139	五月まつ	—	△	×	—
夏	142	をとほ山	—	—	—	—
夏	143	ほとゝぎす	—	×	×	—
夏	144詞	ならのいそのかみ寺	△	△	×	—
夏	144	いそのかみ	×	×	×	—
夏	147	ほとゝぎす	△	△	×	△
夏	148	思ひいづる	△	△	×	—
夏	150	あしびきの	×	—	—	—
夏	152	やよやまて	△	△	△	△
夏	158	夏山に	—	—	—	—
夏	160	さみだれの	—	△	×	△
夏	161詞	さぶらひにて	—	—	—	—
夏	162	ほとゝぎす	—	—	—	—
夏	163詞	はやくすみ侍ける	—	—	—	—
夏	163	むかしべや	—	—	—	△
夏	164	ほとゝぎす	—	—	—	—
夏	165	はちす葉の	△	△	×	—
夏	168	夏と秋と	—	△	×	—

秋上	169	秋きぬと	—	×	◎	—
秋上	171	我せこが	—	×	×	—
秋上	172	きのふこそ	×	×	×	—
秋上	174	久方の	—	—	—	—
秋上	175	天河	×	×	×	—
秋上	177	あまの川	×	×	×	—
秋上	180	七夕に	—	×	×	—
秋上	187	物ごとに	—	—	—	—
秋上	189	いつはとは	×	×	×	◎
秋上	190詞	雷鳴壺(アンナリノツボ)	△	—	—	—
秋上	190	かくばかり	—	—	—	—
秋上	191	白雲に	×	×	×	◎
秋上	192	さよ中と	—	—	—	—
秋上	193	月みれば	—	—	—	—
秋上	194	久かたの	△	△	×	—
秋上	201	秋のゝに	—	—	—	—
秋上	202	秋のゝに	—	—	—	—
秋上	204	日ぐらしの	×	×	×	—
秋上	207	秋風に	—	△	×	—
秋上	208	我やどに	—	△	×	◎
秋上	212詞	寛平御時きさいのみやの歌合	—	—	—	—
秋上	212	秋風に	—	△	—	—
秋上	216	秋はぎに	—	△	—	△
秋上	217	秋はぎを	×	×	—	—
秋上	218	秋はぎの	×	△	—	—
秋上	219	秋萩の	×	△	—	—
秋上	220	あきはぎの	×	×	—	—
秋上	222	萩の露	—	×	×	—
秋上	226	なにめでゝ	×	—	—	—
秋上	230詞	朱雀院をみなはせあはせに	—	—	—	—
秋上	232	たが秋に	—	—	—	—
秋上	236	ひとりして	—	—	—	—
秋上	242	今よりは	—	◎	×	—
秋上	243	秋の野の	×	—	—	—
秋上	244	我のみや	—	◎	—	—
秋上	246	もゝくさの	×	×	—	—
秋上	247	つき草に	△	△	×	—
秋上	248	さとはあれて	△	△	×	—
秋下	249	ふくからに	—	—	—	—
秋下	250	草も木も	—	—	—	—
秋下	251	紅葉せぬ	—	—	—	—
秋下	★	我宿の	—	—	—	—
秋下	259	秋の露	—	—	—	—
秋下	262詞	神のやしるのあたりを…	—	—	—	—
秋下	262	ちはやぶる	△	△	—	—
秋下	268	うへしうへば	—	—	—	—
秋下	269	ひさかたの	—	×	—	—
秋下	270	露ながら	—	—	—	—
秋下	271	うへし時	—	—	—	—
秋下	272	秋風の	—	×	—	—
秋下	273	ぬれてほす	—	△	—	—
秋下	274	花見つゝ	—	◎	—	—
秋下	275	一もとゝ	×	×	—	—
秋下	277	心あてに	△	△	—	—
秋下	279詞	仁和寺に菊めしける	—	—	—	—
秋下	279	秋をゝきて	—	—	—	—
秋下	281	さほ山の	—	—	—	—
秋下	282	おく山の	△	△	—	—
秋下	285	恋しくは	—	—	—	—
秋下	286	秋風に	—	—	—	—
秋下	291	霜のたて	—	—	—	—
秋下	292	わび人の	—	△	×	—
秋下	294	ちはやぶる	△	△	×	—
秋下	297	見る人も	—	—	—	—

秋下	298	たつた姫	—	—	—	—	
秋下	299	秋山の	×	×	—	—	
秋下	301	白浪に	—	◎	—	—	
秋下	303	山川に	—	—	—	—	
秋下	307	ほにもいでぬ	△	△	×	—	
秋下	308	かれる田に	△	△	×	—	
秋下	309詞	北山にたけがりに…	△	—	—	—	
秋下	311	年ごとに	—	—	—	—	
秋下	312	ゆふづく夜	×	×	×	—	
冬	314	龍田川	×	—	—	—	
冬	315	山里は	—	—	—	—	
冬	317	夕されば	×	×	—	—	
冬	318	今日よりは	△	△	—	—	
冬	319	ふる雪は	△	△	×	—	
冬	320	この河に	△	△	×	—	
冬	321	ふるさとは	△	◎	×	—	
冬	323	雪ふれば	—	—	—	×	
冬	326	浦ちかく	×	△	×	—	
冬	327	御吉野の	—	—	—	—	
冬	329	雪ふりて	—	—	—	—	
冬	332	あさぼらけ	—	—	—	—	
冬	334	梅花	×	×	×	—	
冬	337	梅が香の	—	—	—	—	
冬	338	わがまたぬ	—	—	—	—	
冬	339	あらたまの	—	—	—	—	
冬	342	行としの	—	—	—	—	
			◎の合計	0	11	2	14
			△の合計	36	47	8	9
			×の合計	43	49	71	3
			◎+△+×の合計 (勸修寺本との共通被注歌 の合計数)	79	107	81	26
			勸修寺本との共通被注歌全 体に対する◎の比率	0.0%	10.3%	2.5%	53.8%
			勸修寺本との共通被注歌全 体に対する△の比率	45.6%	43.9%	9.9%	34.6%
			勸修寺本との共通被注歌全体 に対する×の比率	54.4%	45.8%	87.7%	11.5%

## 第二節 大和国武蔵野異聞―中世古今集注・伊勢物語注から人情本まで―

### はじめに―『古今集』一七番歌と『伊勢物語』第十二段所収歌の異同―

『古今集』一七番歌「春日野は今日はな焼きそ若草の妻も籠れり我も籠れり」（春上・読人不知）は、初句を「武蔵野は」として『伊勢物語』第十二段にも取られる。この「春日野」と「武蔵野」の異同に対し、『伊勢物語』が先の成立で『古今集』が後の成立と考えた中世の歌人・歌学者顕昭は、本来この歌の初句は「春日野」であったが、『伊勢物語』作者が東国の物語とするために「武蔵野」と為したと『古今集』撰者貫之は推測し、『古今集』では本来の「春日野」の形で入れたのだろう、とやや強引ながらも一応理屈を通した解釈をしている（『頭注密勘』（1））。

一方、中世成立とされる「古今和歌集注」（以下、「古今注」と呼ぶ）と「伊勢物語注」（以下、「伊勢注」と呼ぶ）諸注を確認すると、春日野の中に武蔵塚という塚があり、その周辺を武蔵野と呼ぶという説により、『古今集』「春日野」と『伊勢物語』「武蔵野」の異同を説明しようとするものがある。つまり、武蔵野（2）を「武蔵国の武蔵野」ではなく、「大和国の武蔵野」とするのである。この大和国武蔵野説は、武蔵塚を「（小野）みさぎ」という架空の人物の墓とする説（以下、「Aみさぎ説」と呼ぶ）と、桓武天皇皇子良峯安世の墓とする説（以下、「B安世説」と呼ぶ）とに大別することができる。両説とも荒唐無稽な話を展開しており、それは顕昭のような正統な歌道家とは別に、この「春日野」と「武蔵野」の異同をどうにか解釈しようと考えた者達によって作られた説であろうと考えられる。このA B二つの大和国武蔵野異聞が、近世に至ると地名由来譚として名所記・地誌類に取られ、肉付けされていく。さらに、江戸の名所記・地誌類に於いて、Aみさぎ説に美女「玄及藤（さねかつら）」との悲恋が加えられた出典不明の「江戸逢坂」地名由来譚（以下、「C玄及藤説」と呼ぶ）が登場する。そして、これら大和国武蔵野異聞とC玄及藤説とは、徐々に変容を遂げつつ、人情本にまで享受されていくのである。

本稿は、中世古今注・伊勢注から近世人情本にまで至る大和国武蔵野異聞の、変容と享受の有様を考証するものである。

## ―― 中世に於けるAみさご説

先に述べたとおり、Aみさご説は、中世古今注・伊勢注に於いて『古今集』一七番歌・『伊勢物語』第十二段の注文に見える説の一つである。その概要は以下のとおりである。

武蔵守「(小野)みさご」(3)は、武蔵国から奈良の都に上り、そこで俄に没する。生前に自分の亡骸を武蔵国へ納めるよう遺言するも、叶えられず春日野へ埋葬される。その墓所は武蔵塚と名付けられ、周辺の地が武蔵野と呼ばれた。その後、武蔵塚・武蔵野に、男(業平)が親許から盗み出した女(諸注、二条后とする)(4)を隠し置き、逃げ去る。追っ手は男が野にいたと考え、野に火を放とうとする。その時、女が詠じたのが「春日野(武蔵野)は……」歌であると展開する。なお、みさご説は多くの場合「日本記云」と、いわゆる中世日本紀説として記される。

同説は、話の骨格を共通しつつも、諸注によりいくつかの相違点がある。その内、大きく異なる点が以下の①②③であり、それによって三つの類型に大別することができる。

- ① 「みさご」息の名を「弾正大弼滋規」とする。
  - ② 埋葬後「みさご」が祟りをなす。
  - ③ 武蔵国の土が運ばれる。
- ①のみを記す古注釈書(現時点では古今注にのみ確認できる)は、②③を記さない。②③を併記する古注釈書は、①を記さない。さらに、②③にそれぞれ異説を付加した②変型や、③変型を記すものもある(現時点では②変型、③変型はどちらも伊勢注にのみ確認できる)。以下に、①のみ・②③併記・②変型・③変型を記す古注釈書の本文を掲げる。

①のみ記す古今注：曼殊院藏『古注』（以下「曼殊院本古注」）（5）

一 春日野は今日はな焼きそ若草のつまも籠れり我も籠れり

問、伊勢物語には武蔵野といふ、古今には春日野と云、如何。答、武蔵野と云は、実には春日野也。されば、貫之此をわきまへて、春日野のとかける也。日本記云、文武天皇の御時中納言小野美作古と云人、武蔵守にて多年をふる程に、上洛して俄に病して死すべかりし時、**①子息彈正大弼滋規**を呼びていはく、「我、在国年久成て、彼国の名残惜しく、彼国にて死なんと思ひしに、はからざるに、此にて死なんこと非本意。されば、我死たらば屍を武蔵へ送るべし」といへり。此人死して、彼武蔵へ送らんともかたかりければ、春日野の中に墓をしめたり。かの墓を武蔵塚となづく。在中将、二条後の父大和守長良の本に住みたまひける時、盗みいだして、かの武蔵塚の中にかくし置けり。それをやがて、武蔵野と云也。此時、長良は春日の里に住し時の事也。（略）

②③併記の古今注 a：「古今和歌集三条抄」（以下「三条抄」）（6）

春日野ハ今日ハナ焼キノ若草ノツマモ籠レリ我モ籠レリ

伊勢物語ニハ武蔵野ト云、是ニハ春日野ト侍リ。イヅレニ定ルベキゾヤ。曰ク、春日野ノ中ニ武蔵野ト云所アリ。日本記云、文武天皇御宇ニ小野美狭吾ト云人アリ。武蔵国司ニテ久ク彼国ニ住ケルガ、帰上テ、病付テ死ナントシケル時、子ニ云、「我、武蔵国ニ心トゞマレリ。身マカリテ骸ヲカノ国ヘ送ルベシ」といへり。カクテ身罷テ後モ、送下事ノハル／＼ト覚ケレバ、春日野ニ送納ツ。**②**

**其後、此人悪靈ト成テ侍リケレバ、③武蔵国ヨリ土ヲ取寄テ、塚ヲツキテ武蔵塚トイヒ、其ホトリヲ武蔵野トイヘリ。**大和守長良ノ許ニ、二条ノ后住ミタマヒケルトキ、在原中将盗ミイダシテ、カノ武蔵塚ニカクシ置ケリ。ソレヲ、ヤガテ武蔵野ト云也。コノ時、長良ハ春日ノ里ニ住シ時ノ事也。此心ヲカスメテ、春日野トハ引ナシテ、春ノ歌ニゾ並ブ。（略）

②③併記の古今注b：「弘安十年古今集歌注」（以下「弘安十年注」）（7）

春日野ハケフハナヤキノ若草ノツマモコモレリ我モコモレリ  
二条后

伊勢物語ニハ武蔵野ト書ケリ。春日野ノ中ニ武蔵塚ト云所アリ。此事ヲ為レ<sup>レ</sup>頭貫之春日野ト書リ。此歌ハ長良ノ中納言大和守ニテ奈良ニスミ玉ヒケル時、二条ノ后イマダト定女御ニテ内裏ヘモ参リ給ハザリケル時、業平ヌスミ奉テ、彼春日野ノ武蔵塚ノ<sup>（マダ）</sup>腰ニ押カクシ奉ケルヲ、父ノ許ヨリ尋テ野ニ火ヲ付ケル時、后ノヨミ玉ヘル歌也。

抑、春日野ニ武蔵塚ト云事、日本記云、文武天皇ノ時、中納言美作胡丸ト云人アリ。多年武蔵守ニテ在国シケルガ、奈良ノ京ニ上テ病付テ死シナントスル時、子ヲ呼テ云、「我、武蔵国ニ執心アリ。思ノ外ニ此ニテ死ナバ、骸ヲ彼ノ国ニ可<sup>レ</sup>送」ト云テ、彼国ヘ送<sup>ル</sup>事難<sup>ク</sup>叶、春日野ノ末ニ埋ム。②其後、此人悪靈ト成テ此事ヲ恨ケレバ、③武蔵ヨリ土ヲ取テ彼ノ墓ヲ作テ武蔵塚ト名ク。塚ノ辺ノ野ヲ時ノ人武蔵野ト云。今ノ光台寺ノウシロノ岡、是也。（略）

②③併記の伊勢注：「書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」」（8）

人の娘を盗みて武蔵野へ行といふは、長良の中納言の大和守にて奈良に住ける時、二条の後いまだ大裏へも参り給はで、親の許におはしけるを、業平盗みて、春日野の中、武蔵塚へ行をいふ也。それを武蔵野といふ事、日本記云、文武天皇の御時、小野みまさか<sup>（美）</sup>五<sup>（五）</sup>といふ人、武蔵の守にて多年在国したりけるに、京に上りて病しける時、子呼びていはく、「我、武蔵の国にて果てなんと思ひしに、思の外に爰にて死ぬ事、心にかゝれり。されば、我をば武蔵国へ可送」と云。死後に武蔵へやらすして、春日野の中にうづみぬ。②後に崇りをなしければ、③武蔵より土をはこびて、墓をつきて武蔵塚と云て、宣旨をよみかけたり。其ほとりを武蔵野といふ。されば、実には春日野にて有故に、古今には春日野とかけり。

②変型を記す伊勢注：『伊勢物語奥秘書』（9）

昔、おとこ有けり。人の娘を盗みて、武蔵野へいでゆく程に。人の娘とは、二条の後なり。長良卿、大和守にておはしけるとき、盗み奉るにや。此段、武蔵野とは書つゞけたるとも、前の段には、つゞくべからず。二条の後いまだ仕へざる以前なり。漸、女御に成給はんなど、ほのめかしき比なるべし。春日野に武蔵と云所あるに依て、武蔵野へ出行とは書り。此武蔵は、日本記云、文武天皇の御時、中納言美作胡丸ミヤコと云人、武蔵守なりしが、奈良の京に上て、俄に死する間、春日野に埋む。②後、彼塚震動して、天下の人多く悩む。

人に託て云、「武蔵国に我執心あり。彼国にて終らんと思ひしに、爰にて終らむ事、心にあらずなり。我を武蔵へ送れ。」と云り。其時、宣旨有て、此塚を武蔵塚と名付らるなり云々。盗人なりければ、国の守にからめられけり。国守とは、守護の事なり。長良卿、大和守になりし時の事なるべし。からめらるゝとは、爰かしこ求尋られし事なり。女をば草むらの中に置きて、逃げにけり。みちくる人。草むらの中とは、彼武蔵塚に女をかくし置なり。人も通はぬ所なればなり。みちくるとは満来なり。此野はむマヤす人あなりとて、火をつけんマヤとす。女わびて、

武蔵野は今日はな焼きそ若草の妻も籠れり我も籠り

此歌、させる義なし。つまも籠れりとは、中将を云り。若草は、女の名なり。又つまと云むとて、置けるなり。とよみけるを聞て、女をば取りて、友マヤに出でいゝにけり。

③変型を記す伊勢注：「伊勢物語懐中抄」(10)

昔男、人の娘を盗むとは、長良の卿の御娘也。此後を盗みたてまつり、武蔵野へ行也。国の守にからめらるゝとは、清和天皇、業平を御折檻あり。女をば草むらの中に置きて逃ぐるというは、武蔵野の事なれば、草むらといへり。みちくる人とは、国経、後の御兄弟也。業平をうちとめんとて、追手にかゝりたまふ事を、みちくる人という也。此野は盗人のあるとて、国常、火を付けんとしたまふ也。此火付けんとするに、子細あり。後に思ひの火を付けんとする也。其故は、兄弟たちの出でたまふをきこしめし、后燃え立つ斗はづかしく、又、おもはゆく思し召す也。然らば、後の御歌に、

武蔵野は今日はな焼きそ若草のつまも籠れり我も籠れり

禁中に武蔵野あり。其故は、昔、大納言みさひ丸まといふ物ありつるところに、叡慮に背くあひだ、此国を召し離されたり。然らば、彼みさひ丸みやこへのぼり、様々に申せども、終に御免なし。是を夫婦の物なげく間、病となりて、夫婦ながら死する也。子どもを近づけて、「武蔵の国の土を取りよせ、土葬して得させば、武蔵を領すると思ふべし」と、遺言にしたり。彼子ども遺言にまかせて、**③武蔵野、土をめしよせ**、夫婦を土葬したり。此所を武蔵野という也。大内を宮古へ遷さる時、此野へ大内の庭になりたり。然らば、此野に鬼の間あり。然らば、火付けんという言葉を用いて、後の武蔵野は今日はな焼きそとあそばしたり。此野は、昔より夫妻を土葬して、火を付けざる也。古来の儀を先として、今日はな焼きそ、昔も夫婦、我もいま業平と夫婦籠れり、火付くる事をやめよという歌也。

①のみ記す古今注は、「曼殊院本古注」の他に「光広奥書本古今集秘抄」(以下「光広奥書本」)(11)と「毘沙門堂本古今集注」(以下「毘沙門堂本」)(12)がある。「曼殊院本古注」「光広奥書本」「毘沙門堂本」は、内容的に近い関係にある古今注とされる(ただし、相違する箇所もあり、同一の注釈書ではない)(13)。当該箇所(みさご説)に於いても、文言はほぼ一致している(14)。みさごの名を「中納言小野美作古」と表記し、みさご息の名を「彈正大弼滋規」とし(①)、みさごが武蔵国で死ぬことを願った理由を(武蔵国の)在国年久成て、彼国の名残惜しくなったため、とする(引用本文は「曼殊院本古注」による。以下同じ)。みさごの遺言は叶わず、春日野中に埋葬され、その墓所は武蔵塚と名付けられる。後に業平が二条后を盗みだし、「かの武蔵塚の中にかくし置」いたために、「それをやがて武蔵野と云」ったという。

②③併記の古注釈書は、古今注の a 「三条抄」・ b 「弘安十年注」(15)と、伊勢注の「書陵部本伊勢物語抄」「冷泉家流」である。①のみ記す古今注三書のような文言の一致はないが、いずれも、遺言に反して春日野へ埋葬されたみさごが後に悪霊となり(「書陵部本伊勢物語抄」「冷泉家流」では、祟りをなす)(②)、武蔵国の土が取り寄せられ(③)、墓所が武蔵塚と名付けられ、その周辺を武蔵野と言うと

する。みさごが武蔵国で死ぬことを願った理由を「三条抄」と「弘安十年注」は「武蔵国ニ心トゞマレリ／武蔵国ニ執心アリ」とし、「書陵部本伊勢物語抄『冷泉家流』」は明記しない。「三条抄」は、業平が二条后を「カノ武蔵塚ニカクシ置」いたので「ソレヲヤガテ武蔵野ト云」う、とする。「弘安十年注」も同じく、業平が「春日野ノ武蔵塚」に后を押し隠したとする。「書陵部本伊勢物語抄『冷泉家流』」は、『伊勢物語』本文「人の娘を盗みて武蔵野へ行く」とは、業平が后を盗み「春日野の中、武蔵塚」へ行くことを言うとする。

②変型を記す『伊勢物語奥秘書』は、②③併記で見たような「悪霊」や「祟り」といった表現はされないもの、みさごの死後に「彼塚震動して、天下の人多く悩む」とあり(②)、自分の亡骸を武蔵国へ送るようみさごが人に告げることから、塚の「震動」はみさごの所為であったと解釈される。みさごが武蔵国で死ぬことを願う理由は「武蔵国に我執心」があつたからで、②③併記の古今注 a 「三条抄」・b 「弘安十年注」と同様である。『伊勢物語』本文「武蔵野へ出行」の注として、「春日野に武蔵と云所あるに依」とする。他のみさご説と異なる点は、みさごは生前に遺言を残すのではなく、死後に人に告げるという点であり、②に異説が付加されていると言えよう。

③変型を記す「伊勢物語懐中抄」は、他のみさご説と比して異なる点が多い。具体的には、武蔵野を「禁中」にあるとする。みさごが都へ上ったのは「叡慮に背」き「此国を召し離された」ため、それを「夫婦の物」は歎き悲しみ、都に於いて夫婦ともに病没する。没する前に子どもを呼び寄せ、武蔵国の土を取り寄せて(③)土葬するよう遺言する。その遺言は叶えられ、みさご夫婦は土葬され、そこを武蔵野という。さらに、内裏が都へ遷された時(16)に、この武蔵野は「大内の庭」となったという。また「此野は、昔より夫妻を土葬して、火を付けざる」所であるとし、今自分(二条后)と業平も夫婦であり、この野に夫婦二人で籠もっているのです、火を付けるのをやめよと后が詠じた歌が当該歌である、と展開する。禁中と武蔵野の関係や、夫婦ともに没するという記述等は他のみさご説に見えず、③に異説が付加されていると言えよう。

以上のように、中世古今注・伊勢注に於けるみさご説は、諸注で話の骨格を共有しつつも、細部の違いによりいくつかの種類があり、さらにそれらに異説が付加された変型を記すものもあることが明らかとなった。では、そのみさご説が近世に於いてどのように享受され、変容したのかを次節で確認してみたい。

一―二 近世に於けるAみさご説

中世に於いて『古今集』『春日野』、『伊勢物語』『武蔵野』の異同を解釈するために作られたと思しいAみさご説は、近世に入ると「大和国武蔵野」の地名由来譚として名所記・紀行文・地誌に受け継がれていく。延宝六年（一六七八）刊『奈良名所八重桜』（巻四）（17）では、みさごの享年や妻子について等の記述が肉付けされ、中世に比して説話化されている。以下、本文を掲げる。

武蔵野大武蔵神  
若草山 水谷祠 石井神 弘法燈籠

袈裟が谷の東、若草山の麓なり。此所を武蔵野といへり。由来を問ふに、仁皇四十二代文武天皇へ仕へ奉りける小野美作吾と云臣、武蔵守にて数年在京したりけるが、はからざるに無常の風にいざなはれ、すでに死期近づきける時、嫡男を膝近く呼びひけるは、「我、数年武蔵国を領し、**妻子一類武蔵にあれば**、今一度下向し、終には彼の国におひて終はりなんと、兼而おもひしかども、はからざるに冥道黄泉の旅に赴く事、悔やむに益なし。しかはあれども、数年の望なれ、我死骸を必ず東に下し、武蔵野に墓を築べし」と。是を最期の言葉とし、**行年七十二**にして死す。長男もたへ焦がれ悲しめども叶はず。遺言に任せ、死骸を関東へ下すべしと議しけれども、その道はるかなれば、一類談合し、春日野の傍に築しに、**②死霊崇りをなしければ**、此所を武蔵野と号し、彼の塚を武蔵塚とはいふとかや。其のち阿保親王第五の男在原中将業平卿有。上臈女房を盗み出し逃げ給ふを、追手の者ども間近く来たりしかば、業平せんかたなく、彼の女房をば此所に捨置き、その身は逃れぬ。さる程に、追ての者ども程なく来たり。盗人はこの野に籠れり。火を放ち、焼き殺さんとのしりければ、女是を聞ゝ、定て業平此かたはらに隠れなん、あやまち有ては、と思ひ、女追手の者に向かひて、

武蔵野は今日はな焼きそ若草の妻も籠れり吾も籠り

と読れければ、皆人涙を流し、女ばかり連れて帰りけると云は、こゝの事也。東の武蔵野にてはあらず。

「袈裟が谷の東、若草山の麓」に位置するという「武蔵野」の地名由来譚として、みさご説が記されていることが分かる。話の骨格は中世みさご説と概ね同様で、①「みさご」息の名を「彈正大弼滋規」とする記述はなく、遺言が叶わず春日野に埋葬されたみさごが「死霊」となり「崇りをなし」たこと②が描かれる。よって、①のみ記す「曼殊院本古注」、「光広奥書本」、「毘沙門堂本」系統ではなく、②③併記の「三条抄」、「弘安十年注」、「書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」」や、②変型を記す『伊勢物語奥秘書』系統に近いと言えよう。ただし、③武蔵国の土が運ばれる記述や、③変型に見えた武蔵野は禁中にあるとする記述等は見えず、上記の古注釈書いずれかを直接引用したとは言えない。先に見たように中世古今注・伊勢注では、みさごが武蔵国で死ぬことを願った理由は、長年武蔵国国司として在国し、名残惜しくなったため（「曼殊院本古注」、「光広奥書本」、「毘沙門堂本」）であったり、執心があつたため（「三条抄」、「弘安十年注」、「伊勢物語奥秘書」）であった。対して『奈良名所八重桜』では、「妻子一類武蔵にあれば」と、妻子を武蔵国に置いてきたことが一つの要因となっており、みさごと妻子との離別が付加されている。さらに、「行年七十二にして死す」とみさこの享年が記され、より具体的に説話化された形となっているのである。

この他、天和三年（一六八三）の旅紀行『千種日記』巻第九「從和州郡山到京都記」（18）、安永九年（一七八〇）序の武蔵国地誌『武蔵演路』「多摩郡」（19）にもみさご説が見える。ただし、両書とも骨格部分のみを簡潔に記すのみであり、『奈良名所八重桜』のような説話化は確認できない。

このように、中世古今注・伊勢注に於いて異同の解釈のために作られたと思しきAみさご説は、近世に至ると「大和国武蔵野」の地名由来譚として名所記や紀行文・地誌等に享受された。特に名所記では、話の骨格を中世から受け継ぎつつも、妻子との離別やみさこの享年などの記述が付加され、より説話化が進む。それは、名所・旧跡の故事・縁起・風俗などを叙述するという名所記の特質とも関わっているかもしれない。

## 二― 中世に於けるB安世説

中世古今注の一七番歌注・伊勢注の第十二段注には、一方で、桓武天皇皇子良峯安世の墓所を武蔵塚とし、塚周辺を武蔵野とするB安世説が存在する。B安世説の概要は以下のとおりである。

「大納言兼武蔵守良峯安世」(20)が春日野で没し、その墓所を武蔵塚と号し、その周辺を武蔵野と呼ぶという。諸注とも話の骨格を共有しつつ、そこにi武蔵塚を春日社の南方とする説(以下「春日社の南方説」)、ii安世を神と祝う説(以下「安世神化説」)、iii武蔵塚で安世孫の素性が「手向けにはつづりの袖もきるべきに紅葉にあける神や返さむ」(古今集・羈旅・四二二)の歌を詠じたとする説(以下「素性詠説」)、が併せて記されることがある。

i、ii説の有無によって、安世説を以下のI、II、IIIに大別することができる。

I 骨格のみを記す

II 骨格+i 春日社の南の森説+ii 安世神化説

III 骨格+i 春日社の南の森説+ii 安世神化説+iii 素性詠説

IIは孤例である。I骨格のみを記すものが最も多く、古今注三書と伊勢注一書に確認ができる。以下にI、II、IIIの本文を掲げ、具体的にみていきたい。

I 骨格のみを記す古今注：「古今集素伝懐中抄」(以下「素伝懐中抄」)(21)

／＼ かが野は

此の歌、伊勢物語の歌也。二条后を春日野の武蔵塚のほとりに隠し奉りたりしを、国経大納言とり返し奉りて野火をつけたりし時、后のよみ給へる歌なり。(略)但、伊勢物語には武蔵野と云。古今に入時は、撰者貫之、惣た<sup>イカ</sup>し小名を捨て、春日野と直して入たり。又、

有儀に云、武蔵の国入間之郡に春日野々里と云里あり。それをよめりと云々。不レ用レ之。春日野々小名を武蔵野といふ事は、大納言兼武蔵守良峯の安世卿の薨じたりしを納たる塚を武蔵塚と云。仍、そのほとりを武蔵野といへり。

I 骨格のみを記す伊勢注：『志能夫数理』（22）

武蔵野は今日はな焼きそ若草の

古今集第一二、読人不知ノ歌也。但春日野ト入タリ。是モ前ニ忠幹ガ歌ヲ書載タルガ如ク、春日野ノ歌ノ五文字ヲ取カヘテ書タル物語也。

他家ニハ、安世ガ武州ニテ逝シタル塚ト云侍ルヲ、春日野ニ尺キタルニ依テ其所ヲ武蔵塚ト云侍ル間云爾トアル歟。タトヒ又、和州春日野ナリトモ、夜ノ間ニ京ヨリ后ヲ率テ下ラン事如何。只野ヲバ焼物ナレバカ様ニ書ナシタル也。忠見ガ歌ニモ、

焼カズトモ草ハモヘナン春日野ヲタゞ春ノ日ニマカセタラナン

ト侍ルニヤ。

II 骨格＋i 春日社の南方説＋ii 安世神化説：「勸修寺本古今集注」（以下「勸修寺本」）（23）

春日野は今日はな焼きそ若草のつまも籠れり我も籠れり

此歌は伊勢物語には武蔵野とあり。この集には春日野とあり。如何。但し、武蔵野といふことは、物語を書くならひ、京を田舎、田舎を京など掠まかして書きたるものにて、春日野を武蔵野とは書きたるなり。此物語を貫之くはしく知りたる間、このふるまひは真に春日野にてありし間、集に入るゝ時は春日野と入れたる也。（略）ある義にははく、武蔵国入間郡に春日野々里といふところ有。仍て春日野といふと見えたり。然ば不審。又、或説に曰、春日大明神に参る道の辺に、大納言良峯の安世兼武蔵守が死たる墓所を武蔵塚といへり。（i）  
**春日の大明神よりは南の方に、当時は大なる杜にて侍る也。**（ii）**安世をやがて神といはふ森なり。**これにつきて武蔵野といひけるにや、不審。

III 骨格 + i 春日社の南方説 + ii 安世神化説 + iii 素性詠説・古今注：宮内庁書陵部蔵「古今集抄」所引「聞書」部（以下「書陵部本聞書部」）  
(24)

春日野は今日はな焼きそ若草の妻も籠れり我も籠れり

(略)。伊勢物語には武蔵野と有。義<sup>二</sup>曰、武蔵国に入間郡に、春日の里、云所なり。仍、春日野といふと見へたり。しかれ共、不審也。春日大明神に参る道の辺に、大納言正三位良峯安世兼武蔵守が死たりける墓所を、武蔵墓といへり。(i) **春日の大明神の南**

**の方に、当時大なる墓にて侍り。**(ii) **安世をやがて神といはふ墓也。**(iii) **それに参りて、素性がよめる歌、**

**手向にはつゞりの袖もきるべきに紅葉にあける神や返さん**

又、菅相丞の歌に、

このたびは幣も取りあへず手向山紅葉の錦神のまに／＼

此所を、やがて武蔵塚といへり。されば、物語には武蔵野といひ、古今には春日野の中にあるによりて春日野とは直して入れたり。

此の歌は、二条後の也。業平、彼の后を盗みて、此平の京より古里の奈良の京へ具し奉りける程に、御兄人の基経の大臣・国経大納言、この事を聞て取返し奉りける時、よませ給たりける事となむ。在中将のつかはれ人、源藏人守永といひけるに、武蔵権守藤原長経といひける人に見られてありけるを、物語には、国の守に搦められたりといへり。此野をさがし求めけるに、后は見付られ給ひにけり、猶この野に、又盗人あり、火を付て焼き出さん、といひける時、后のよみ給ひける歌也。或義曰、聖武天皇の御時、武蔵守貞時といふ武士ありけり。瀧口にて中宮の女房を懸想し侍りけるを、御門きこしめして、おほきに逆鱗ありて、かたへの武士に仰せて、春日野に埋れにけり。仍、此塚を武蔵塚といへり。二条の後をば、塚の傍らに隠し奉りけり。さきの義を用ふべし。

III 骨格 + i 春日社の南方説 + ii 安世神化説 + iii 素性詠説・歌学書：『歌枕名寄』(25)

(卷十・幾<sup>マヤ</sup> 内部十・大和国五。非流布本系「高松宮本」に拠る。同「静嘉堂本」は欠本)

手向山

又近江国在之

万第六、大伴坂上郎女奉<sup>ニ</sup>拜賀茂社<sup>一</sup>之時、使<sup>マシ</sup>越<sup>ニ</sup>相坂之上<sup>一</sup>望<sup>ニ</sup>見近江海<sup>一</sup>而晚以還来作<sup>レ</sup>歌云、木綿疊手向山今日越<sup>云々</sup>、然者此会坂之異名歟、仍近江又載<sup>レ</sup>之、但古今第九北野御詠者、朱雀院幸<sup>ニ</sup>奈良<sup>一</sup>時於<sup>ニ</sup>手向<sup>一</sup>讀<sup>レ</sup>之、当国在<sup>ニ</sup>此山<sup>一</sup>歟。(i) 春日社以南在<sup>ニ</sup>大森<sup>一</sup>、大納言兼武藏守良峯安世卿之墓所也、仍号<sup>ニ</sup>武藏塚<sup>一</sup>、(ii) 崇<sup>ニ</sup>彼卿<sup>一</sup>而為<sup>レ</sup>神、(iii) 素性法師、手向<sup>ニ</sup>緞袖モ可切<sup>ニ</sup>云歌、於<sup>ニ</sup>彼所<sup>一</sup>詠<sup>レ</sup>之、彼塚号曰手向山也<sup>云々</sup>。或云、会坂者云、手向之山当国之者只手武氣麻<sup>云々</sup>、此義証拠何事哉、何根本歌成、今案義歟、後々歌未必然如件。

(卷二十三・東山部二・近江國中・雜篇。「高松宮本」にナシ。「静嘉堂本」に拠る)

手向山

裏書云、万葉第六歌詞云、大伴坂上郎女奉<sup>ニ</sup>拜賀茂社<sup>一</sup>之時、便越<sup>ニ</sup>相坂山<sup>一</sup>望<sup>ニ</sup>見近江海<sup>一</sup>而晚頭還来作<sup>レ</sup>歌<sup>云々</sup>、然者相坂山辺在<sup>ニ</sup>手向山<sup>一</sup>歟、随<sup>ニ</sup>或先達歌枕<sup>一</sup>近江国入<sup>レ</sup>之、但古今集北野御詠、朱雀院幸<sup>ニ</sup>奈良<sup>一</sup>時也、然者又大和国在<sup>レ</sup>之歟、随<sup>ニ</sup>或記<sup>一</sup>云、大納言兼武藏守良峯安世卿墓所号<sup>ニ</sup>武藏<sup>一</sup>■(土偏に「宣」)一、(i) 春日社以南有<sup>ニ</sup>大森<sup>一</sup>是也、(ii) 崇<sup>ニ</sup>彼卿<sup>一</sup>而為<sup>レ</sup>神矣、(iii) 素性法師於<sup>ニ</sup>彼塚<sup>一</sup>号<sup>ニ</sup>手向山<sup>一</sup>歟<sup>云々</sup>、今案云、所<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>兩方<sup>一</sup>也、仍両国共載<sup>レ</sup>之、古今以下歌多大和国載<sup>レ</sup>之畢、或云手向之山者近江国、手向山者大和<sup>云々</sup>、手向山者之字不<sup>レ</sup>讀<sup>レ</sup>付<sup>云々</sup>、此分別証拠何事哉、根本歌雖<sup>レ</sup>然、只是自然事歟、後々歌大和手向山多有<sup>ニ</sup>之字<sup>一</sup>如何。

I 骨格のみを記す古今注は、前に掲げた「素伝懐中抄」の他に「内閣文庫本古今集注」(以下、「内閣文庫本」と呼ぶ)と「冷泉持為注古今抄」(以下「持為注」)がある(26)。「素伝懐中抄」、「内閣文庫本」は、業平が二条后を春日野中の安世墓所武藏塚に隠したとする。

I 骨格のみを記す伊勢注の『志能夫数理』は、「他家」の説として安世説を引くが、『伊勢物語』第十二段の舞台が武藏国ではなく大和国

であっても、夜の内に京から大和まで后を率いて下ることは如何なものかと、この説に否定的である。

Ⅱ骨格＋i春日社の南方説＋ii安世神化説を記すのは古今注「勸修寺本」である。安世説を「或説」として引くが、その説は「不審」とする。安世墓所武蔵塚を春日社南方の大きな森とし（i）、後に安世を神と祝う（ii）。

Ⅲ骨格＋i春日社の南方説＋ii安世神化説＋iii素性詠説を記す古今注は「書陵部本聞書部」である（27）。春日社南方の墓・大森を武蔵塚とし（i）、後に安世を神と祝い（ii）、素性詠「手向には…」は武蔵野で詠まれた（iii）とする。また、素性詠の他に道真詠「このたびは…」（古今集・羈旅・四二〇）をも引用する。ただし史伝としては、素性詠と道真詠がよまれたのは宇多上皇の川嶋・宮滝等御幸中、「大和国高市郡」の道真の山荘に於いてである（『扶桑略記』所引「宮滝御幸記」（28））。

同じくⅢ骨格＋i春日社の南方説＋ii安世神化説＋iii素性詠説を記すものに『歌枕名寄』がある。原撰本が延元元年（一三三六）までに成立かとされる同書は、諸本間での異同が多いことで知られる。諸本の内、高松宮家旧蔵本・静嘉堂文庫蔵本・宮内庁書陵部蔵本・万治二年（一六五九）刊本に安世説が確認できる。高松宮本は巻十「大和国五・手向山」の注に安世説を記すが、巻二十三には記さない。静嘉堂本は巻二十三「近江国中・手向山」の注に安世説を記すが、巻十は欠本のため確認できない。巻十・巻二十三両巻に安世説を記すのは、原撰本からやや距離があるという宮内庁本と万治二年刊本である。宮内庁本は万治二年刊本に先行するとされるが、その成立年は未詳である。なお、原撰本に比較的近いとされる永青文庫蔵細川幽齋自筆本には、巻十・巻二十三いずれにも安世説は見えない。したがって、同書の安世説は、あるいは近世に於いて増補された可能性も考えられるが、本稿では一応中世の例としておく（29）。同書で安世説が大和国と近江国の二箇所にかれるのは、「手向山」に大和国手向山説と近江国手向山説とがあったためであろう。二条歌壇最末期頃成立とされる藤原範兼撰『五代集歌枕』には、「木綿畳手向の山を今日越えていづくの国に慮りせんころ」（第一・山・たむけ山 同〔近江国〕・三十一・坂上郎女）の詞書に「此歌者、大伴坂上郎女奉<sub>二</sub>拜賀茂神社<sub>一</sub>之時、便趣<sub>二</sub>相坂山<sub>一</sub>望<sub>二</sub>見近江海<sub>一</sub>而、晚頭還来作歌一首云云、然之相坂山之名ト見タリ」とあり、次いで道真詠「このたびは…」（三二二）の詞書に「此歌者、朱雀院奈良へオハシケル時、手向ノ山ニテヨメルト詞アリ、然之、又在<sub>二</sub>大和<sub>一</sub>也」とある。したがって、平安後期には既に大和国手向山説と近江国手向山説とが混在していたようである。また、

「相坂山之名ト見タリ」とあるように、近江国手向山は同国「逢坂山」の異名とも考えられていたようである。

以上、中世に於けるB安世説を確認した。話の骨格にi・ii説を記すか否かという相違はあるが、古今注・伊勢注は、いずれもAみさご説の場合と同様に武蔵塚は春日野中にあるとして、『伊勢物語』『武蔵野』を「大和国武蔵野」と解釈していた。これは、古今注・伊勢注の関心が『古今集』『春日野』と『伊勢物語』『武蔵野』の異同にあり、この異同をどうにか解釈する必要があったためと思われる。一方『歌枕名寄』は、「春日野」と「武蔵野」の異同からは離れ、歌枕「手向山」の地名由来譚として安世説を記し、武蔵塚を手向山の異名とするのである(30)。B安世説も、Aみさご説と同じく近世の地誌類に享受されていく。次節では、近世に於ける安世説を見ていきたい。

## 二―二 近世に於けるB安世説

近世に入ると安世説は、大和国の「手向山」・「武蔵野／武蔵塚」の地名由来譚として、「古今抄」、「澄月歌枕」、「能因歌枕」等から引用される形で名所記・地誌類に受け継がれていく。出典の一つとされる「古今抄」とは、中世古今注のいずれかと考えられるが、安世説を記す諸注の内どの古今注を指すのかは定かではない。おそらく近世に於いては、中世古今注・伊勢注のように「春日野」と「武蔵野」の異同を解釈することを目的としてはおらず、「手向山」や「武蔵野」に関する類話を先行書物から引用・採録することに重点を置くのであろう。「澄月歌枕」は、前節に見た澄月撰『歌枕名寄』を指す可能性が考えられる。「能因歌枕」は、現存の『能因歌枕』（広本・略本）や能因仮託の『名所歌枕』諸本に該当する記述は確認できず、未詳である。

「手向山」の由来譚として安世説を引くのは、延宝三年（一六七五）序『南都名所集』（巻第二）（31）が早い。同書では、「能因歌枕」と「古今抄」を出典として、次のように安世説を記す。

八幡宮の後の山を手向山といふなり。又此の山を武蔵塚とも号するなり。**能因の歌枕**にいはいはく、大納言兼武蔵守良峯安世卿の墓所を武蔵塚と号す。(ii) 彼の卿を神に崇め奉りし所なり。(iii) 素性法師、手向にはつゞらの袖もきるべきにといふ歌、此ところにて詠じたり。

また**古き古今の抄**にいはいはく、(i) 春日大明神へ参る道の辺に、大納言正三位良峯安世兼武蔵守が死たりける墓所を、武蔵塚といへり。

大きな森にて侍る。(ii) 安世をやがて神といはふ森なり。(iii) それに参りて素性がよめる歌、

古今神祇

手向にはつゞりの袖もきるべきに紅葉にあける神や返さん

又菅相丞の御歌に

古今神祇

此たびは幣もとりあへず手向山紅葉の錦神のまに／＼

この所をやがて武蔵塚といへりとぞ。されば武蔵塚とは、手向山をいふなり。良峯安世は、素性法師の祖父なり。又はいはく、武蔵野は若草山の麓、松生茂りたる所なり。これ武蔵塚の辺なれば、武蔵野とはいふなるべし。

伊勢物語

武蔵野をは今日をはな焼きそ若草のつまも籠れり我も籠れり

**古今の抄**にいはいはく、この歌は業平朝臣、二条の后を盗みて、平の城より奈良の故京へ具し奉りけるほどに、御兄人基経大臣、国経大納言此ことを聞て、取り返し奉り給ける時、后のよませ給ひける歌となり。されば伊勢物語には武蔵野といひ、古今には春日野の中にあるによりて、春日野とは直し入られけるとなり。

弁慶が貌の色とも見ゆるかな木々の繁りの黒き武蔵野

まず「能因歌枕」から骨格+ii安世神化説+iii素性詠説を引く。次いで「古き古今の抄」から骨格+i春日社の南方説(但し、ここでは

春日社へ「参る道の辺」とのみ) + ii 安世神化説 + iii 素性詠説を引き、更に道真詠も併記する。安世説を記す中世古今注で、同じく骨格 + i ii iii 説と道真詠を併記するものに iii 「書陵部本聞書部」があるが、『南都名所集』と同書の関係については更なる調査が必要である。また、『南都名所集』は末尾に再び「古今の抄」を引き、『古今集』「春日野」と『伊勢物語』「武蔵野」の異同について簡潔に記している。

『南都名所集』以降の名所記・地誌類にも安世説が散見する。林宗甫著『和州旧跡幽考(大和名所記)』(32)では、卷一「添上郡・武蔵塚号<sub>三</sub>手向山」の項に安世説が引かれる。同書は「澄月歌枕」から骨格 + i 春日社の南方説、「能因歌枕」から骨格 + ii 安世神化説を引き、さらに「古今抄」から iii 素性詠説を引くことで「此の歌よりぞ手向山といふとぞ」と、手向山由来譚として結ぶ。

秋里離島著『大和名所図会』(33)では、卷一「添上郡南都之部」の項に、安世説が見える。手向山の俗名を八幡山とし、「此山に大納言兼武蔵守良峯安世卿の古墳あり。これを武蔵塚といふ。彼の卿を神に崇めしと也」と、骨格 + ii 安世神化説を記し、手向山の中に武蔵塚があるとする。また、同書は「手向山」を詠み込んだ詠作として道真詠と他二首(続後撰・五〇八・九条道家。続千載・七六〇・紀貫之)を挙げるが、素性詠は挙げない。武蔵野については「若艸山の麓」にあり「武蔵塚あればかくいふ」として、『伊勢物語』「武蔵野は…」歌を記し、当該歌は業平が二条后を盗み奈良へ具した際に后が詠じた歌である、という説を「古今抄」から引く。なお、同書の武蔵野図挿絵下には、『南都名所集』末尾「古今の抄」引用文(「春日野」「武蔵野」の異同について)とほぼ同内容の説が引かれる(34)。

名所記・地誌類の他では、年中行事解説書の『日次紀事』(35)「良峰安世卿ノ忌」の項に、「天長七年今日薨<sub>ス</sub>。桓武帝ノ之皇子<sub>ニシテ</sub>而南都手向山<sub>ニ有</sub>レ塔。斯ノ人、曾<sub>テ</sub>任<sub>ニ</sub>武蔵守<sub>ニ</sub>、故<sub>ニ</sub>謂<sub>ニ</sub>武蔵塚<sub>ト</sub>」と簡略ながらも安世説が記される。ここでは、「春日野」と「武蔵野」の関係は言及されず、やはり手向山と武蔵塚を同所と解釈している。

以上、中世から近世にかけての安世説をまとめると以下のようになる。元来安世説は、A みさご説と同様に、中世古今注・伊勢注に於いて『古今集』「春日野」と『伊勢物語』「武蔵野」の異同を解釈するために作られたと思しい説であった。そこに古今注「書陵部本聞書部」のような古注釈書が、安世孫にあたる素性の詠歌「手向には…」を結びつける。のみならず、『歌枕名寄』のような歌学書が、素性詠をもつて大和国武蔵野・武蔵塚は歌枕「手向山」と同一地であるという説を記す。そして、近世に於いて手向山 || 武蔵野・武蔵塚という解釈が

定着し、手向山の地名由来譚としての安世説が享受されていったのであろう。

### 三 『和漢三才図会』に於けるAみさご説・B安世説の併記

さて、これまで確認してきたAみさご説・B安世説は、中世から近世初期に至るまで各々別々の書に記されてきた。ところが、寺島良安著『和漢三才図会』（卷七十三・大和国）（36）には、A B両説が併記されるのである。以下、本文を掲げる。

#### (B) 手向山

在<sub>二</sub>若草山ノ之辺<sub>一</sub>。此処<sub>ニ</sub>有<sub>二</sub>武蔵塚<sub>一</sub>。大納言正三位良峯ノ安世<sub>兼</sub>武蔵守ノ之墓所也。(ii) 以<sub>テ</sub>祭<sub>レ</sub>神<sub>ニ</sub>、有<sub>二</sub>大森<sub>一</sub>、呼<sub>テ</sub>名<sub>ク</sub>武蔵塚<sub>ト</sub>。

(iii) 素性法師、於<sub>レ</sub>是詠<sub>レ</sub>歌<sub>ヲ</sub>。扱<sub>テ</sub>此歌<sub>ニ</sub>称<sub>ス</sub>手向山<sub>ト</sub>。

古今

手向にはつゞりの袖もきるべきに紅葉にあける神やかへさん 素性

手向山にて

此度はぬさも取あへず手向山紅葉の錦神のまに／＼



#### (A) 武蔵野

在<sub>二</sub>若草山ノ之麓、袈裟谷之東<sub>一</sub>。

文武天皇ノ朝<sub>ニ</sub>、有<sub>二</sub>小野ノ美作吾ノ臣<sub>ト云者</sub>。領<sub>ニ</sub>テ武蔵国<sub>ヲ</sub>、妻子ハ在<sub>レ</sub>国。自身ハ在京ノ時、係<sub>ニ</sub>重病<sub>ニ</sub>、将<sub>レ</sub>死<sub>ント</sub>時、謂<sub>テ</sub>嫡子<sub>ニ</sub>曰<sub>ク</sub>、須<sub>レ</sub>遣<sub>ニ</sub>戸骸<sub>ヲ</sub>也。然<sub>レ</sub>トモ<sub>モ</sub>沓路難<sub>ク</sub>成<sub>リ</sub>、於<sub>テ</sub>春日野ノ傍<sub>ヲ</sub>ニ葬<sub>レ</sub>之、呼<sub>ン</sub>デ曰<sub>フ</sub>武蔵野武蔵塚<sub>ト云</sub>。与<sub>二</sub>前ノ説<sub>一</sub>似<sub>テ</sub>而異<sub>ナリ</sub>。

いせ物語

武蔵野は今日はな焼きそ若草の妻も籠れり我も籠れり

大和国の「手向山」項にB安世説、同国「武蔵野」項にAみさご説を記す。ここでのB安世説は、骨格+ii安世神化説+iii素性詠説をと

り、『南都名所集』以下の近世安世説と同じく、素性詠との関連から手向山の地名由来譚となっている。Aみさご説は、「妻子ハ在レ国。自身ハ在京ノ時」と妻子との離別を描いている点、『奈良名所八重桜』と同じく説話化されたみさご説である。ここでのみさご説は、本稿第一―二節で見た近世みさご説と同様に「大和国武蔵野」の地名由来譚となっている。

「武蔵野」項に「与三前ノ説一似テ而異ナリ」とあるように、B安世説とAみさご説は、共に墓所を「武蔵塚」と呼ぶなどの類似点からか、近似しているとは考えられたが、各々異なる説と解釈されていたことが窺える。つまり『和漢三才図会』では、前に述べたとおりB安世説は「手向山」地名由来譚であり『伊勢物語』『武蔵野』とは結びつけられず、逆にAみさご説は「大和国武蔵野」の地名由来譚であり「手向山」とは結びつけられない。両説は、併記されるものの、それぞれ個別に捉えられているのである。

さて、この「大和国武蔵野」地名由来譚であるAみさご説、「手向山」地名由来譚であるB安世説と関連して、江戸に於いて新たな地名由来譚C玄及藤（さねかづら）説が登場する。次に、このC玄及藤説をみてみよう。

#### 四 江戸逢坂の地名由来譚C玄及藤説

天和二年（一六八二）頃成立・戸田茂睡著『紫の一本』は、江戸の地誌・随想である。景地・景物による分類の上、江戸の名所を取り上げ、そこにまつわる見聞・巷談・伝承や詩歌・歌謡などを記す書で、本書以降成立の『江戸鹿子』『江戸砂子』等といった江戸の地誌類に影響を与えたという（37）。同書巻一「坂・逢坂」の項に、次のように見える。

牛込より外頼の御門御門へ通りたる御堀に沿ひて片町あり。船河原と云ふ町より御歩行町へ上る坂を云ふ。（A）むかし奈良の御門の時、**小野美佐吾**と云ふ人、武蔵守になりてこの国へ下し給ひしに、ここに**さねかづら**といひてたくひなき美女ありしを、美佐吾おもひそめとり迎へてより、片時も離るる事なし。月日経て、帝よりの召しによりて奈良の都へ上り、若草山の麓に住み給ひしが、さねかづらが

事を忘れかね、日にまし思ひ深く成りて、死ぬべき時になり、「我死なば武蔵の国へ体を下して、さねかづらが住みし辺りに葬るべし」と云ひ置きて、終にむなしく成り給ふ。然れども遠き国の事なれば、下す事叶ひがたく、**若草山の麓に納めて、ここを武蔵野と名付けるとなり。**

(C) さねかづらも美佐吾の事を明け暮れ恋ひ悲しみ、「今一度会はせ給はれ」と、神に祈りをかけたりしに、正しき夢の告にまかせ、この坂へ来たりて美佐吾を待ちたりしに、見しに替らぬ姿にて、夢ともなく現ともなく、しばらく相語らひ消え失せぬ。**それよりこの坂をあふ坂と名付けるとぞ。**三条右大臣の「名にしおはばあふ坂山のさねかづら」と詠み給ふは、近江の国の逢坂なり。「さね」は寝る所にとりて、「かづら」は女の事によする。女の名にてはなし。これは武蔵の国、「さねかづら」は名なり。さてさねかづらは、生きてよしなしと思ひ、かの坂の下の水に入りて死にたり。所の者あはれがりて、かの水を切り流して、むなしき屍を取り上げとむらひけるとぞ。

(略)

(A) 以下は、Aみさご説とほぼ同話である。ここでも、本稿第一―二節に見た近世みさご説と同様「大和国武蔵野」の地名由来譚として語られている。しかし、これまでのみさご説には登場しない美女「さねかづら」との悲恋が挿入されており、それが(C)以下の話へと繋がる。(C)以下は、みさごに残された「さねかづら」が夢現の中でみさごと再会した後、消え失せてしまったみさごの後を追いつ入水自殺するというものである。夢中でみさごと「さねかづら」が再会した坂が「逢坂」と名付けられたとし、「江戸逢坂」の地名由来譚となっている。なお同説は、菊岡活涼著『江戸砂子』巻之四「牛込・逢坂」の項にも引かれている(38)。これを仮に「C玄及藤説」と呼ぶ(「玄及藤」の表記は、『江戸砂子』の表記に拠る)。

C玄及藤説の出典は現在不明である。しかし、『紫の一本』傍線部に引かれるように、「逢坂」の「玄及藤(さねかづら)」というところ、藤原定方詠「名にし負はば逢坂山のさねかづら人に知られでくるよしもがな」(後撰集・恋三・七〇〇。小倉百人一首・二五、ほか)が当然想起される。同書では、定方詠の「逢坂」は「近江の国の逢坂」、「さねかづら」は「さね」が寝るの意・「かづら」は女の事に関連付ける

詞で「女の名にてはなし」とし、対して当該のC玄及藤説は「武蔵の国、「さねかづら」は名なり」と区別されている。では、それがなぜ「大和国武蔵野」の地名由来譚Aみさご説と結びついたのであろうか。あるいはB安世説が関連するかとも思われるが、更なる調査が必要であり、現在は不明としか言いようがない(39)。いずれにせよ、江戸の地名である「逢坂」の地名由来譚ということを考えて、C玄及藤説は、Aみさご説・B安世説と違い、近世以降に新たに作られた説と考えられるのである(40)。

##### 五 『江戸名所図会』に於けるAみさご説・B安世説・C玄及藤説の併記

前節で見たAみさご説とC玄及藤説による「大和国武蔵野」と「江戸逢坂」の地名由来譚は、天保五(七年(一八三四)一八三六)刊『江戸名所図会』巻之四「天権之部」(41)にも受け継がれる。また、同書では「その地の古老」が伝える説として、B安世説をも併記するのである。以下に本文を掲げる。

逢坂(あるいは大坂に作る)。牛込船河原町の西、いま軽子坂と呼べるはこれなり。(略)(A)里諺にいふ、昔奈良の帝の御宇、小野美佐吾といへる人、武蔵守に任じてこの国へ下る。その頃このところに玄及藤さねかずらといひて、見目かたちつくしき女ありけり。美佐吾、思ひそめてこれを迎へたり。月日経て、美佐吾は帝の召しにより奈良の都に上り、若草山の麓に住みけるが、幾程もなく身罷りぬ。そのとき美佐吾いひけるは、「われ死なん後は、必ず亡骸を武蔵の国に送り、玄及藤が住める辺へ葬るべし」とぞ。されど、境はるかに隔たりぬることなればとて、大和の国なりける若草山の麓に葬りつ。そのところを武蔵野と名付けそめ、**またその塚をも、武蔵塚とは呼びならはせしとなり**(B)その地の古老伝へ云く、武蔵塚は大納言兼武蔵守良岑安世卿の古墳なりと。

(C)かくて後、玄及藤は、美佐吾が身罷りぬことも知らざりしが、ひとり恋ひ慕ひて、神に祈ぎ仏に誓ひ、あけくれ歎き悲しみしに、ある夜夢のさとしありければ、このところに来たりしに、はたして美佐吾に逢ひぬ。ありしに変はらぬ姿なりしかば、うれしと覺えて、

しばし睦み語らふと思ひたるに、その姿の消え失せにければ、美佐吾が身罷りぬるよと知りて、このあたりの淵に身を投げて空しくなりたりとなり。これより後、このところを逢坂とはいへりとなん（神楽坂の西の小坂を、土俗、幽霊坂とよべり。おそらくは逢坂と混じたるか。また地名をあふ坂といひ、女の名を玄及藤といふ、好事の人の付会せること知るべし。されど伝ふること久しければ、やむことを得ずしてここに出だす）。

『紫の一本』や『江戸砂子』では記されなかったB安世説が、『江戸名所図会』に於いて記された理由は定かではない。しかし、前者は両書ともみさごの埋葬地を「武蔵野」と名付けたことを記すのみであったのに対して、後者は武蔵野だけでなく武蔵塚にも言及しているという違いがある。『江戸名所図会』は、「武蔵塚」に言及したことによって、もう一つの「武蔵塚」説話であるB安世説をも「古老」の伝える説として挿入したのであろう。そして、このような武蔵塚を介したAみさご説とB安世説との併記は、先行する『和漢三才図会』のようなAみさご説・B安世説併記の書による影響が考えられるであろう。

なお同書は、地名を「逢坂」・女の名を「玄及藤」と言うことについて、「好事の人の付会せること知るべし」と、好事家の所為であるとした上で、それでも長く伝承されてきたので「やむを得ずして」記したという。これによってもC玄及藤説が出典不明であることに変わりはないが、『紫の一本』以後、Aみさご説とC玄及藤説が「大和国武蔵野」と「江戸逢坂」の地名由来譚として、久しく定着し享受されたことは窺えるのである。

#### おわりに―人情本『其小唄恋情紫』牛込の奇談として―

中世古今注・伊勢注に於いて『古今集』「春日野」と『伊勢物語』「武蔵野」との異同を解釈するために作られたと思しいAみさご説とB安世説という二つの大和国武蔵野異聞と、AB両説と関連し近世に於いて作られたらしい「江戸逢坂」の地名由来譚C玄及藤説の変遷を

見てきた。Aみさご説・B安世説は、いずれも春日野の中に武蔵守（小野）みさごあるいは「良峯安世」の墓所・武蔵塚があり、その周辺を武蔵野とする荒唐無稽な説であった（42）。これらは、顕昭等のような正統な歌学家の説とは別に、「春日野」と「武蔵野」の異同をどうにか解釈しようとした人達によって作られた説と考えられる。その証拠に、藤原教長による古今注「教長注」や『顕注密勘』等といった正統な歌学家の古今注には、これらの説は記されない。そのA B両説がそれぞれ近世に入り、Aみさご説は「大和国武蔵野」の、B安世説は歌枕「手向山」の地名由来譚として名所記・地誌類に享受された。またその際、Aみさご説は妻子との離別などが加えられ、中世に比して、より説話化が進んだ。

一方、同じく近世に入り、出典不明な「江戸逢坂」の地名由来譚C玄及藤説が誕生する。同説は、「大和国武蔵野」の地名由来譚であるAみさご説と何らかの理由で結びつけられ、これが天和二年（一六八二）頃成立『紫の一本』以下の江戸の名所記・地誌類に享受された。『紫の一本』にやや遅れる正徳二年（一七二二）序『和漢三才図会』では、Aみさご説とB安世説が、共にその墓所を「武蔵塚」と呼ぶ縁から併記され、類似するが異なる説として認識されていた。そして、天保七年（一八三六）刊『江戸名所図会』（巻四）に於いて、Aみさご説・C玄及藤説（「大和国武蔵野」と「江戸逢坂」の地名由来譚）に挿入される形で、B安世説が併記されるに至るのである。

中世古今注・伊勢注に端を発し、地名由来譚として近世名所記・地誌類へと享受された大和国武蔵野異聞は、さらに地名由来譚から「奇談」へと変容して、人情本へと受け継がれるのである。『其小唄恋情紫』<sup>そのこたけのむらさき</sup>（初編）（43）は、互いに思い合いつつも結ばれず追われる身となった武蔵国牛込「美男坂」のほとりに住む小野屋佐五郎と、同所「逢坂」のほとりに住むお藤の生まれ変わりである権三郎・お花の恋を主軸とした、為永春水作の人情本である。お藤のことを想う佐五郎は、恋の成就のために大願をかけ、逢坂にある「操塚」へ百夜参りを行う。その冒頭で、牛込に伝わるという「奇談」が、次のように語られる。

むかし武蔵国豊嶋郡峡田領牛籠といふ所に一の奇談あり。（A）そは何の時代とたづぬるに、奈良の帝の御宇とかや、小野の美佐吾といふ人、武蔵の国牛籠の任となり、当国に下る。その住居とせし辺に、玄及藤といへる美女あり。美佐吾、この美女を思ひそめて、わり

なくもかたらひけるが、年月立て、美佐吾は奈良の京へめしかへされ、若艸山の禁に住しが、古代は朝家のおきて厳しく、諸国へ下る諸卿あるひは武臣、任国の地にて、其の土地の女をかたらへども、任みちて都へ登るとき、これを連れて帰国ことならず。何ばかり思ひ思はるゝとも、任国に在る限りのみ、はかなき契りを結ぶとぞ。されば美佐吾も其のごとく、あかぬ別れをなしたりし、玄及藤をしたふ心のやるせなく、こがれ死する期にいたりて言やう、「我死して後、亡骸を武蔵の国へ送りて、玄及藤が住む近所に葬りくれよ」と、遺言せり。さはあれど、遠き国なれば其の事もなしがたく、**若艸山の禁に葬りて、その辺を仮に武蔵野とは号し「と」ぞ。**

(C) また、玄及藤も美佐吾をしたひて、朝夕神に祈りしかば、正しき夢の告ありて、その辺なる一木の松の丘に來りて、美佐吾を待しに、在世かはらぬ姿にて、美佐吾はこの所へ頭はれつゝ、夢のごとくに問ひなぐさめ、しばらく相合と思ひし中に、やがて其の形容は消うせぬ。**それより此所を二人がこがれて逢ひしゆへ、逢坂とはよびしとぞ。**彼玄及藤も坂の麓の川に没て死せんとなん。このゆへに、逢坂の東、美佐吾の住し所の坂を美男坂とよび、また其霊現れし所をば幽霊坂と呼とかや。そは逢坂の西にあり。

こは、いと／＼古き物語にて、武蔵の国の任と云ひても誠にさゝやかなる事と思はる。さて、此美佐吾・玄及藤の恋情を哀れみて、逢坂の辺に一ツの塚を築き、これを操塚と名づけたり。また、玄及藤の死骸の流れよりたる岸を、恋が崎とて今もあり。かの操塚は、男女和合の願をかける節は必ず利益のありといふて、貴賤ひそかに参詣して、その霊位を祈りしとか。(略)

B 安世説は見えないが、『紫の一本』以下の江戸の名所記・地誌類に享受されたAみさご説とC玄及藤説が、江戸牛込の「奇談」として受け継がれているのである。また、それ以前のみさご説・玄及藤説に加えて、二人の悲恋を哀み築かれた男女和合の利益ありという「操塚」や、玄及藤の死骸が流れ着いたという「恋が崎」など、新たな地名由来まで付加されていく。このように、大和国武蔵野異聞は、徐々に変容を遂げながら、時代を越えて享受されていくのである。

- (1) 『頭註密勘』の頭注(頭昭注)部に「(略)抑此歌は、伊勢物語には武蔵野とよめり。又詞くはしくあり。此古今集には春日野とよみて、題読人不<sub>レ</sub>知歌也。物語はさきの文、此集は後の文なれば、同く武蔵野とあるべきを、春日野と侍り、おぼつかなし。案<sub>レ</sub>之、本春日野とよめりける歌を、あづまのかたの物語に成して武蔵野とはなしたると推して、春日野といふ本説に付て、貫之、春歌に春日野としては入たるにこそ。此事存証あり。秘蔵すべし。人不<sub>レ</sub>考事也。(略)」とある。対して、密勘(定家注)部には「たゞ伊勢物語には武蔵野とかき、古今には春日野とありて、かれこれの説不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>他沙汰<sub>一</sub>。」とのみある。本文は日本歌学大系本(風間書房)に拠る。
- (2) 武蔵野は、日本文学 Web 図書館版『歌ことば歌枕大辞典』によると、「武蔵国の歌枕。武蔵国に広がる野原。広くは関東平野全体であり、狭くは、現在の東京の西郊、おおよそ府中から川越の間(多摩川から入間川に囲まれた部分)を指す」という(「武蔵野」項。村尾誠一氏執筆)。
- (3) 「中納言小野美作古」(曼殊院本古注、毘沙門堂本。光広奥書本は右傍に「みさこ」)、「小野美狭吾」(三条抄)、「小野みまさか<sub>美作</sub>五<sub>吾</sub>」(書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」)、「大納言みさひ丸<sub>まる</sub>」(伊勢物語懷中抄)、「中納言美作胡丸」(弘安十年注。伊勢物語奥秘書は右傍に「ミサコ」)など表記は様々であるが、本稿では便宜上「(小野)みさこ」とする。この人物については、詳細不明だが、小野一之氏は「書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」」の当該箇所を取り上げられ、「多磨郡小野郷(現・多摩市一の宮・府中市付近)を基盤とし、平安中期には「武蔵国衙行政と軍事を担っていた小野氏」の存在を指摘される(同氏「隅田川から武蔵野へ―『伊勢物語』の史的考察―」『府中市郷土の森博物館紀要』一五、二〇〇二年三月)。
- (4) 多くの古今注・伊勢注は当該歌を『伊勢物語』第六段に登場する二条後の詠と解釈する。片桐洋一氏によると、冷泉家流の「伊勢物語古注」系統に属する注釈書は、第六段・十二段の他に、第六十五段・百二十三段の女をも二条后とするという(同氏「伊勢物語根本―その虚構と方法―」(紫式部学会編『源氏物語とその周辺―古代文学論叢(二)』武蔵野書院、一九七一年六月)ほか)。

- (5) 「毘沙門堂本」古注部前半部と類似。浅見緑「解題 古注上」(新井栄蔵編『曼殊院蔵古今伝授資料(一)』汲古書院、一九九〇年十二月)、山本登朗「複合体としての『毘沙門堂本古今集注』―その性格と成立」(人間文化研究機構国文学研究資料館編『中世古今和歌集注の世界―毘沙門堂本古今集注をひもとく』勉誠出版、二〇一八年三月)ほか参照。
- (6) 宮内庁書陵部蔵。鎌倉末〜室町期成立か。六条藤家末流によるか。「毘沙門堂本」に類似とされてきたが、舟見一哉氏によると「同一注釈書とは認めがた」く、孤本とされる(同氏「毘沙門堂本古今集注とその類本について―伝本の整理を中心に―」『国語国文』八五―一二、二〇一六年十二月)。片桐洋一『中世古今集注釈書解題(五)』(赤尾照文堂、一九八六年一月)参照。
- (7) 国文学研究資料館初雁文庫蔵。弘安十年(一二八七)奥書。片桐洋一『中世古今集注釈書解題(二)』(赤尾照文堂、一九七三年四月)参照。
- (8) 宮内庁書陵部蔵。冷泉家流の古注を集大成したものの。冷泉家流の「伊勢物語古注」とは、冷泉家の秘伝として伝えられたとされる伊勢注。片桐洋一「冷泉家流伊勢物語古注をめぐって」『伊勢物語の研究(研究篇)』明治書院、一九六八年二月)参照。
- (9) 鉄心斎文庫蔵。文明年間(一四六九〜一四八七)から数十年程の間成立か。冷泉家流の「伊勢物語古注」に正徹流等の諸注を増纂。片桐洋一「解題」(片桐洋一・山本登朗編『伊勢物語古注釈大成(二)』笠間書院、二〇〇四年十月)参照。
- (10) 片桐洋一氏蔵。冷泉家流「伊勢物語古注」の特色を備えつつ、宗祇流注釈の影響をも受ける。金井まゆみ・南出美和「伊勢物語懐中抄(解説・翻刻)」(片桐洋一編『王朝の文学とその系譜』和泉書院、一九九一年十月)参照。
- (11) 片桐洋一氏蔵。上巻本文は「曼殊院本古注」、下巻本文は国文学研究資料館初雁文庫蔵「古今和歌集注」(二二―一四五)と一致。下巻巻末および外箱に「光広」の名が見えることから、注(7)所掲片桐氏著書『中世古今集注釈書解題(二)』では「伝鳥丸光広筆古今集注抜書」(略称「鳥丸本注抜書」と称された。前掲片桐氏著書のほか、進士恭子「光広奥書本古今集秘抄(解説・翻刻)」(片桐洋一編『王朝の文学とその系譜』和泉書院、一九九一年十月)、注(6)所掲舟見氏論文参照。
- (12) 国文学研究資料館蔵、毘沙門堂旧蔵。『未刊国文古註釈大系(四)』(帝国教育会出版部、一九三五年)に翻刻されて以来、多くの先

行研究に様々な指摘がなされてきた。内容としては、「いくつかの、互いに異質な性格を持った要素の集合体として成り立っている」とされ、構成要素の主要なものとして「(ア)古注部」、「(イ)清輔本古今集の勘物などに由来する部分(声点を含む)」、「(ウ)部類題(四季部のみ、和歌の頭部に記す)」、「(エ)私云」などの標示で始まる部分」があるという(注(5)所掲山本氏論文)。

- (13) 元来、『未刊国文古註釈大系(四)』(帝国教育会出版部、一九三五年)にいち早く翻刻された「毘沙門堂本」を基準として、「曼殊院本古注」は『毘沙門堂本古今集註』の異本(注(5)所掲浅見氏「解題」)、「光広奥書本」は歌注に於いては「親子関係ではないにしても、「毘沙門堂本古今集注」とかなり深い関係を持っていることが明らか(注(7)所掲片桐氏著書『中世古今集注釈書解題(二)』。注(11)所掲進士氏論文も同様に片桐氏の論を引かれる)などと指摘されてきた。しかし、舟見一哉氏によって「毘沙門堂旧蔵本が写本として孤立しており、同一の注釈書と認められる写本が他に確認できないこと」が指摘され、毘沙門堂本を基準としない新たな諸本整理がなされた(注(6)所掲舟見氏論文)。その整理によると、「曼殊院本古注」は『曼殊院本古注系』I類 a、「光広奥書本」は『曼殊院本古注系』II類(I類 aからの抄出本)、「毘沙門堂本」はそれらと並列した「X本」(に加筆有りか)とされるものである。

- (14) 本稿巻末に「曼殊院本古注」、「光広奥書本」、「毘沙門堂本」それぞれの本文を表にして掲げる(表1)。太枠内がみさご説①にあたる注文である。【表1】「みさご説①のみ記す古今注」を見ても、注(6)所掲舟見氏論文で指摘されたとおり、みさご説以外の注文は三書の間で相違がある。例えば『古今集』一七番歌第四句「つまも籠もれり」の「つま」という語句について、女が男を「つま」と呼ぶ証歌として(一)「遠つ人松浦佐用姫つま恋に領巾振りしより負へる山の名」(万葉集・巻五・八七五(旧番号・八七一)・山上憶良)、(二)「今朝はしも思はん人は問ひてまし妻なきねやのうへはいかにと」(俊頼髓脳・四一一・和泉式部。袋草紙・五八〇。続詞花和歌集・恋下・六六四。和泉式部正集・一九八、第三句「とひくまじ」)、(三)「潮ひれば葦辺に騒ぐ白鶴の妻呼ぶ声は宮もどろに」(万葉集・巻六・一〇六八(旧番号・一〇六四)・作者未詳、現行訓初句「しほふれば」、第三句「しらたづの」)。毘沙門堂本第三句「シラツルノ」の三首と、(四)「五常人倫之調也」(「將軍記」から引用とする)が挙げられる。その内、「曼殊

院本古注」は(一)(二)(四)を挙げ、「光広奥書本」は(二)のみ挙げ、「毘沙門堂本」は(一)(三)(四)全てを挙げる。

- (15) 「曼殊院本古注」、「光広奥書本」等が属する《曼殊院本古注系》と同様に、「三条抄」、「弘安十年注」も「毘沙門堂本」と並列して整理されている(注(6)所掲舟見氏論文)。

- (16) 「伊勢物語懷中抄」の本文「大内を宮古へ遷さる時」は、長岡京から平安京へ遷された延暦十三年(七九四)を言うか。「伊勢物語懷中抄」第十二段注では、清和天皇(在位八五八〜八七六年)に折檻を受けた業平が二条后を盗み、后を武蔵野へ隠し置いて逃げた際に、野に火を付けようとした追手に対して后が詠じた歌が「武蔵野は：」であるとする。追手に野に火を付けられそうになった后が当該歌を詠じた理由について、(一)追手を后兄弟の国経とし、兄弟が出てきたことを「燃え立つ斗はづかしく」思ったからとする説、(二)武蔵野は「昔より夫婦を土葬して火を付けざる」という古来の儀を先例として、今は自分(后)と業平が夫婦で籠もっているから「火を付くる事やめよ」と詠んだとする説の二説を記す。清和天皇代に二条后が「大内の庭」の武蔵野で当該歌を詠んだとするならば、この「大内」は平安京にあると考えられ、したがって武蔵野は奈良ではなく京都にあったと読み取れる。他のみさご説が「奈良の京」「春日野」に武蔵野があったとするのと異なっており、「伊勢物語懷中抄」の記すみさご説の独自性が窺える。

- (17) 大久保秀興・本林伊祐著。延宝六年(一六七八)に、柏屋右衛門により刊。本文は天理大学附属天理図書館解説『版本地誌大系(別巻一)古版地誌 奈良名所八重桜』(影印。臨川書店、二〇一〇年一月)に拠り、表記は私に改めた。

- (18) 大森固庵著か。写本。天和三年(一六八三)三月〜六月の紀行であり、その道筋は江戸―東海道―伊勢―京―有馬―三木―明石―大坂―高野山―大和―京―信濃―江戸。旅行の目的については、「有馬入湯をかねて、播磨などの地に住む親戚縁者、知人の訪問、父母の墓参にあつた」とされる(小池章太郎「解題」(鈴木棠三・小池章太郎編『千種日記』古典文庫、一九八四年二月〜五月)。本文は次のとおり(古典文庫本に拠り、表記は私に改めた)。

なを東に行て若草山の南のふもとに至る。(略)東に春日山みゆる。峰三つ並びてそのさま笠に似たりとて三笠山ともいふなり。詠める哥うたに多く、名高き山なり。道より南を武蔵野といふ。文武天皇の御時、武蔵国小野美作守といふ人、此国にきてはかなくな

りしに、「我死して後、遺骨を古郷に下して武蔵野の傍に納めよかし」といひ置しが、はるけき方に赴かんこと難くて此所に納めしより、今の名となれりける。

(19) 大橋八右衛門方長著。写本。安永九年(一七八〇)序。本文は次のとおり(埼玉県編『新編埼玉県史 資料編(十) 近世1・地誌』

(埼玉県、一九七九年十二月)に拠り、表記は私に改めた)。

○武蔵野

万葉集 むさしの 武蔵 八雲抄 むさしのゝ原 野

(略)

△大和国若草山麓袈裟谷の東ニ武蔵野と呼所有り 是ハ文武帝ノ朝ニ小野美作吾と云者あり 武蔵国を領す 在京の時病死ス 其地ニ葬り呼て 武蔵野 武蔵塚と云 是こゝの事ニあらざれ共 其名に因ニよつて云

(20) 良峯安世は桓武天皇皇子。母は女孀百濟永継。藤原冬嗣(藤原内麻呂男)の同母弟。子に宗貞(僧正遍照)、孫に素性がいる。延暦四年(七八五)生、天長七年(八三〇)七月六日没(『公卿補任』、『尊卑分脈』、『日本紀略』)。異母兄の平城・嵯峨・淳和天皇に仕える。『日本後紀』編纂に参画、『内裏式』撰者の一人で、『経国集』撰者。詩賦が『凌雲集』(詩二首)、『文華秀麗集』(詩四首)、『経国集』(詩七首、賦一篇)に入集。延暦二十一年(八〇二)十二月二十七日に良峯朝臣を賜姓され、臣籍に下る。丹波守・但馬守・美作守・近江守を歴任。極官は正三位(贈正二位)大納言兼右大将。「武蔵守」に任ぜられたことは確認できない(『公卿補任』)。安世と武蔵との関連は、林羅山の承応二年(一六五三)日光紀行文に引用される「鷲宮神社縁起」(散逸)に僅かに見える程度。現在には天穂日命・武夷鳥命の二柱である同社祭神を「縁起」では「有間王子・良岑安世」とし、安世と共に祭神とされる有馬王子が下野国長者の娘を連れて武蔵野へ行つたとする。鷲宮神社は現在の埼玉県久喜市鷲宮に鎮座。散逸の「鷲宮神社縁起」については、『源藏人物語』や『雲玉和歌集』五〇一・五〇二番歌左注との関連が指摘されている。池尻篤「〔研究ノート〕鷲宮神社の祭神―近世における祭神変容の一事例―」(『駒沢史学』七六、二〇一一年三月)、佐々木雷太「お伽草子『源藏人物語』と鷲宮神社古縁起」(徳

田和夫編『中世の寺社縁起と参詣』竹林舎、二〇一三年五月）参照。

- (21) 東京大学文学部国語学研究室蔵。文永四く建治元年（一二六七く一二七五）成立。真観流とされる。伝本としては、他に大阪府立中之島図書館蔵本がある。片桐洋一『中世古今集注釈書解題（二）』（赤尾照文堂、一九七一年十月）、注（6）所掲片桐氏著書『中世古今集注釈書解題（五）』、浅田徹「解題」（『古今集注釈書影印叢刊（三）古今集素伝懐中抄』勉誠出版、二〇一〇年十月）、同氏「古今集素伝懐中抄について―釈義の並列という方法を中心に」（人間文化研究機構国文学研究資料館編『中世古今和歌集注釈の世界―毘沙門堂本古今集注をひもとく』勉誠出版、二〇一八年三月）ほか参照。

- (22) 陽明文庫蔵。橋本公夏著。二条派堯恵の説に諸注の説を交える。明応三年（一四九四）成立、同六年堯恵により補足・修正か。山本淳子「解題 志能夫数理」（片桐洋一・山本登朗編『伊勢物語古注釈大成（五）』笠間書院、二〇一〇年二月）参照。

- (23) 鶴見大学図書館蔵。真観流とされるが、存疑。伝本としては、他に京都大学文学部古文書室蔵本（勸修寺文書）と九州大学附属図書館音無文庫蔵本がある。注（6）所掲片桐氏著書『中世古今集注釈書解題（五）』参照。なお、「勸修寺本」については、本論文第二章第一節で考察した。

- (24) 宮内庁書陵部蔵。真観流とされる。「勸修寺本」と類似。注（6）所掲片桐氏著書『中世古今集注釈書解題（五）』参照。

- (25) 二条派所縁の地下歌人かとされる澄月（伝未詳）の編。渋谷虎雄氏の分類によると、A非流布本系（第一種Ⅱ細川本、第二種Ⅱ高松宮家旧蔵本、第三種Ⅱ静嘉堂文庫蔵本、第四種Ⅱ陽明文庫蔵本）とB流布本系（第五種（甲類）Ⅱ宮内庁本・内閣文庫蔵本・京都大学附属図書館蔵近衛本、第五種（乙類）Ⅱ故澤瀉久孝博士蔵本・天理図書館蔵旧西荘文庫蔵本・同旧竹柏園蔵本、第六種Ⅱ佐野文庫蔵本、第七種Ⅱ万治刊本）がある。諸本間の異同が多く、最も原撰本と近いとされるのが陽明文庫蔵本（卷三十六く三十八）、次いで細川本―高松宮本―宮内庁本―万治刊本とされ、静嘉堂本は「位置を決定することは困難」とされる。渋谷虎雄編『校本歌枕名寄 研究索引篇』（桜楓社、一九七九年二月）参照。

- (26) 「内閣文庫本」は、頓阿説に竺源恵梵（師成親王。正平十六（康安元）く永享三年（一三六一く一四三一）までは存命）が注を書き

加えたとされる。注を加えたのは応永三十年（一四二三）。当該箇所は竺源惠梵による注とされる部分。「持為注」は、宝徳二年（一四五〇）に行われた冷泉持為（応永八〜宝徳三年（一四〇一〜一四五一））による『古今集』講釈の聞書。冷泉家流だが正説ではない。「内閣文庫本」に類似。本稿巻末に「素伝懐中抄」、「内閣文庫本」、「持為注」それぞれの本文を表にして掲げる（表2）。太宰内が安世説Ⅰ骨格部分にあたる注文である。なお、「素伝懐中抄」、「内閣文庫本」に見える「武蔵の国入間郡に春日野、里と云里あり／武蔵国入間郡に春日里と云所あり」という説は（表2）傍線部）、藤原範兼『和歌童蒙抄』の「武蔵国入間郡に春日の里といふ処也。さればかくても違はぬにや」（日本歌学大系本）に拠る。同説は、他にⅡ「勸修寺本」・Ⅲ「書陵部本聞書部」にも見える。

(27) 「書陵部本聞書部」は、聖武天皇代に「武蔵守貞時」が中宮女房に懸想し、天皇の勘気を蒙った末に春日野へ埋められた、その塚を武蔵塚という説（仮に「貞時説」と呼ぶ）をも載せる。この説は、現在同書の他には確認できておらず、さらなる調査が必要であるため今回は取り上げない。

(28) 川嶋・宮滝等御幸は、昌泰元年（八九八）十月二十日〜閏十月一日に宇多上皇が道真以下の官人を連れて山城・大和・河内・摂津を遊覧した御幸。道真著「宮滝御幸記」（散逸。『扶桑略記』、『後撰集正義』逸文所引）として記録が残る。中村和樹『宮滝御幸記』逸文の分析と川嶋・宮滝等御幸の行程（『國學院大學大学院紀要―文学研究科―』四五、二〇一四年三月）ほか行程等が復元される。

(29) 『歌枕名寄』諸本については、注（25）所掲渋谷氏著書を参照。

(30) なお、年代記『和漢合図抜萃』「天長七年正三位大納言良岑安世卒」項の安世の略伝部にもB安世説が見える。同書は骨格＋i春日社の南方説を記し、武蔵塚で二条后が「武蔵野は…」歌を詠んだことを簡潔に記すが、「春日野」「武蔵野」の異同については言及しない。『和漢合図抜萃』は、年代記「和漢合図」（『和漢合運図』か）の抜書。一五〇〇年頃以降、永正二年（一五〇五）か永禄八年（一五六五）成立か。続群書類従（第三十輯上・雑部）所収。同書の当該箇所は、「書陵部本伊勢物語抄」冷泉家流」（Aみさご

説②③併記の伊勢注) 武蔵塚の記述との近似が既に指摘されているが、同書はB安世説を取るもので、安世説を記す注釈書(特にi春日社の南方説を取る諸注)の影響を考えるべきであろう。山下哲郎「年代記の中の伝承―『和漢合府』『和漢合図抜萃』等をめぐって―」(『伝承文学研究』四八、一九九八年十一月)参照。

(31) 太田叙親・村井道弘著。延宝三年(一六七五)序刊。本文は『版本地誌大系(別巻二)古版地誌 南都名所集』(影印。臨川書店、二〇一〇年一月)に拠る。

(32) 延宝九年(一六八一)自序、天和二年(一六八二)刊。なお、本文執筆は延宝七年頃とされる(『日本古典文学大辞典』「大和名所」項。植谷元氏執筆)。

(33) 寛政三年(一七九一)に、京都小川左衛門より刊。

(34) ただし、『南都名所集』末尾の「弁慶が…」歌は載せない。『大和名所図会』武蔵野図挿絵下の本文は次のとおり。(本文は『版本地誌大系(三)大和名所図会』(影印。臨川書店、一九九五年二月)に拠り、表記は私に改めた)。

業平朝臣、二条の后を盗みて平の京より奈良の故京へ具し奉りける程に、御兄人基経大臣・国経大納言、此事を聞ゝて取り返し奉らんと、多くの人々を出し給ひける。されば、伊勢物語には武蔵野といひ、古今には春日野の中にあるによりて、春日野とは直し入られけるとなり。

(35) 京都を中心とした公俗の年中行事解説書。黒川道祐著。延宝四年(一六七六)・貞享二年(一六八五)序刊。本文は新修京都叢書刊行会『新修京都叢書(四)』(影印。臨川書店、一九六八年九月)に拠る。

(36) 正徳二年(一七一二)自序、同五年跋。本文は和漢三才図会刊行委員会編『和漢三才図会』(影印。東京美術、一九七〇年三月)に拠る。

(37) 鈴木淳・小高道子訳注『新編日本古典文学全集 近世随想集』「紫の一本」解題(『紫の一本』は鈴木淳訳注。小学館、二〇〇〇年六月)参照。なお、本文も同書に拠る。

(38) 享保十七年(一七三二)刊。次に本文を掲げる(本文は小池章太郎編『江戸砂子』(東京堂出版、一九七六年八月)に拠り、表記は私に改めた)。

○逢坂 ゆうれい坂の西。○美男坂 逢坂の東。

古き物語に云、(A)むかし奈良の御門の御宇、小野美作吾と云ふ人武蔵守に任じて、当国にくだる。此所に玄及藤といへる美女あり。美作吾おもひそめて、とり迎へたり。日月経て、召しにより南都に上る。若草山の麓に住む。美作吾、彼の玄及藤をこがれ死する。期に至り云、「我死て後、亡骸を武蔵の国へ送りて、玄及藤が住しあたりに葬るべし」と也。しかれども遠国なればその事なく、若草山の麓に葬り、その所を武蔵野と名付たると也。

(C)また玄及藤も美作吾を慕ひ、あけくれ神に祈りしかば、まさしき夢の告ありて、此坂に來たりて美作吾を待ちしに、ありしには変はらぬ姿にて來り、現ともなくしばらく語らふとおもひて消え失せぬ。それより此所を逢坂といへり。彼の女も坂の麓の川に入て死たりしと也。

(39) 可能性の一つとして考えられるのが、B安世説との関連である。『歌枕名寄』以下近世に於いて、安世墓所武蔵塚が手向山と同所と解されたことは既に確認した。本稿第二―二節で見たように、手向山||武蔵塚という説が近世にはある程度定着し、名所記・地誌類に広く享受されていた。近世の名所記・地誌類ではいずれも「大和国手向山」を武蔵塚としたが、それらが「澄月歌枕」として引用したと思しい『歌枕名寄』では「近江国手向山」の注にも安世説が見えた。近江国手向山は、平安後期にはすでに同国「逢坂山」の異名と考えられていた。つまり、武蔵塚||手向山、手向山||逢坂山という解釈が存在したことになる。そこから、武蔵塚と逢坂山とが何らかの形で関連付けられた可能性は考えられないだろうか。近江国逢坂山と江戸逢坂は当然別所であるが、同じ「逢坂」の縁で、武蔵塚・武蔵野が江戸逢坂とも結びついたのではないか。と同時に、定方詠などの影響から「逢坂」の美女「玄及藤(さねかつら)」が作り出され、「逢坂」と武蔵塚の関連から、大和国武蔵野と結び付けられたとも考えられる。安世説ではなくみさご説が選ばれた理由としては、あるいは『奈良名所八重桜』に見たように、みさご説の方が説話化されやすかったためかもしれない。同書では、「妻

子一類」との離別も描かれており、安世説に比して悲恋譚と結びつきやすいとも考えられる。以上の論は、未だ根拠に乏しく更なる調査が必須であるが、可能性の一つとして提示しておきたい。

(40) なお、「逢坂」地名由来譚である美佐吾・玄及藤の悲恋は、「現在も逢坂の「標識」(新宿区教育委員会設置)に書かれて」いるという(島内景二『伊勢物語』―東下りする京文化)〈小林保治監修『中世文学の回廊』勉誠出版、二〇〇八年三月)。

(41) 斎藤幸雄(長秋)・幸孝(県麻呂・莞齋)・幸成(月岑)父子三代の著。七卷二十冊。前半十冊(巻一〜三)は天保五年(一八三四)、後半十冊(巻四〜七)は天保七年(一八三六)に江戸須原屋茂兵衛ら刊。本文は市古夏生・鈴木健一校訂『新訂江戸名所図会』(翻刻。筑摩書房、一九九六年九月〜一九九七年二月)に拠る。

(42) なお、「春日野の中に武蔵野がある」という設定を能楽として仕立てたものとして、宝山寺蔵世阿弥自筆本「雲林院」(応永三十三年(一四二六)奥書)がある。本曲は、作詞者・作曲者ともに不明の夢幻能。『伊勢物語』第六段で語られる二条の后を食べた鬼を、その正体は実は后兄の基経であったとする。本曲は、第六段の他、第九段・十二段・六十五段・百二十三段等に相当する説を取り込んだ形で構成されており、第十二段に相当する箇所で「武蔵塚と申すは、げに春日野のうちなれや」と、みさごや安世の名は見えないながらも、春日野中の武蔵塚が描かれている。この「雲林院」と冷泉家流の伊勢物語古注系統や、古今注「毘沙門堂本」との関係については、伊藤正義「謡曲「雲林院」考―改作をめぐる詞章の変遷と主題の転化―」(『文林』一、一九六六年十一月)や注(8)片桐氏著書などに既に指摘がある。

(43) 五編十五冊。初・二編歌川国直、三・四編静斎英一、五編伸斎英松画。初編は天保七年(一八三六)、二編は同年(推定)、三・四編は同十年、五編は同十三年(推定)刊。本文は、早稲田大学図書館蔵『其小唄恋情紫』(請求番号…へ1302930)古典籍総合データベースの画像に拠る。

## 引用本文

\*私家集はWeb図書館版『新編私家集大成』に、その他の歌集は同『新編国歌大観』に拠り、表記は私に改めた。

\*その他の引用本文は、次の諸書に拠り、表記は私に改めた。

〔古今注〕

- 勸修寺本Ⅱ鶴見大学図書館蔵『古今和歌集注』（函架番号 911・1351・K 貴。写真）。弘安十年注、書陵部本聞書部Ⅱ片桐洋一『中世古今集注釈書解題（五）』『資料篇』（赤尾照文堂、一九八六年一月）。三条抄Ⅱ徳江元正編『室町文学纂集（二）古今和歌集三条抄』（三弥井書店、一九九〇年十月）。曼殊院本古注Ⅱ新井栄蔵編『曼殊院蔵古今伝授資料（一）』（影印。汲古書院、一九九〇年十二月）。光広奥書本Ⅱ進士恭子「光広奥書本古今集祕抄（解説・翻刻）」（片桐洋一編『王朝の文学とその系譜』和泉書院、一九九一年十月）。持為注Ⅱ田野慎二・山崎真克編『翻刻平安文学資料稿 第三期（二・三）冷泉持為注古今抄（上・下）』（広島平安文学研究会、一九九六年五月・一九九七年三月）。内閣文庫本Ⅱ深津睦夫編『古今集古注釈書集成 淨弁注 内閣文庫本古今和歌集注（伝冬良作）』（笠間書院、一九九八年三月）。素伝懐中抄Ⅱ浅田徹『古今集注釈書影印叢刊（三）古今集素伝懐中抄』（影印。勉誠出版、二〇一〇年十月）。毘沙門堂本Ⅱ人間文化研究機構・国文学研究資料館編『中世古今和歌集注釈の世界―毘沙門堂本古今集注をひもとく』「第三部 毘沙門堂本古今集注翻刻」（勉誠出版、二〇一八年三月）。

〔伊勢注〕

- 書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」Ⅱ片桐洋一『伊勢物語の研究〔資料篇〕』（明治書院、一九六九年一月）。伊勢物語懐中抄Ⅱ金井まゆみ・南出美和「伊勢物語懐中抄（解説・翻刻）」（片桐洋一編『王朝の文学とその系譜』和泉書院、一九九一年十月）。伊勢物語奥秘書Ⅱ片桐洋一・山本登朗編『伊勢物語古注釈大成（一）』（『伊勢物語奥秘書』は片桐洋一・神田裕子担当。笠間書院、二〇〇四年十月）。志能夫数理Ⅱ片桐洋一・山本登朗編『伊勢物語古注釈大成（五）』（『志能夫数理』は山本淳子担当。笠間書院、二〇一〇年二月）

【表1】「みさご」説①のみ記す古今注」

<p>「曼殊院本古注」</p>	<p>「光広奥書本」</p>	<p>「毘沙門堂本」</p>
<p>一 春日野は今日はな焼きそ若草のつまも籠れり我も籠れり</p> <p>問、伊勢物語には武蔵野といふ、古今には春日野と云、如何。答、武蔵野と云は、実には春日野也。されば、貴之此をわきまへて、春日野のとかける也。日本記云、文武天皇の御時中納言小野美作古と云人、武蔵守にて多年をふる程に、上洛して俄に病して死すべかりし時、子息彈正大弼滋規を呼びていはく、「我、在国年久成て、彼国の名残惜しく、彼国にて死なむと思ひしに、はからざるに、此にて死なむこと非本意。されば、我死たらば屍を武蔵へ送るべし」といへり。此人死して、彼武蔵へ送らんともかたかりければ、春日野の中に墓をしめたり。かの墓を武蔵塚となづく。在中将、二条後の父大和守長良の本に住みたまひける時、盗みいだして、かの武蔵塚の中にかくし置けり。それをやがて、武蔵野と云也。此時、長良は春日の里に住し時の事也。</p> <p>(該当箇所ナシ)</p>	<p>春日野は今日はな焼きそ若草のつまも籠れり我も籠れり</p> <p>注曰、問、伊勢物語には武蔵野といふ、古今には春日野といふ、いかゞ。答へて、武蔵野といふは、実には春日野也。されば、貴之是をわきまへて、春日野とかけり。日本記云、文武天皇の御時に、中納言小野美作古といふ人、武蔵守にて多年ふるほどに、上洛してにわか病して、死すべかりし時、子息彈正大弼滋規を呼びていはく、「我在国に年久しく成て、彼国の名残惜しく、彼国にて死なむと思ひしに、はからざるに、此にて死なむこと、ほんいにあらず。されば、我死たらば、屍を武蔵へ送るべし」といへり。此人死してのち、武蔵へ送る事もかたかりければ、春日野の中に墓をしめたり。彼墓を武蔵塚となづく。在中将、二条の後の、父大和守長良の許に住たまひける時、又ぬすみ出して、彼武蔵塚の中にかくし置ける。それより、やがて武蔵野といへり。此時、長良は春日の里に住し時の事也。</p> <p>(該当箇所ナシ)</p>	<p>雑春 春日野ハ今日ハナ焼キソ若草ノつまモ籠レリ我モ籠レリ</p> <p>問云、伊勢物語ニハ武蔵野ト云、古今ニハ春日野トアリ、如何。答曰、実ハ春日野也。然ハ貴之、是ヲワキマヘテ春日野トカケリ。日本記云、文武天皇御時、中納言小野美作古ト云人、武蔵守ニテ多年ヲフルホドニ、上洛シテ俄ニ病シテ死ヌベカリシ時、子息彈正大弼滋規ヲ呼びテ云ク、「我、在国歳久ナリテ彼国ノ名残多シ。彼国ニテ死ナムト思シニ、ハカラザルニ此ニテ死ムコト非本意。サレバ、我死骸ヲ武蔵ヘ送ベシ」と云ラケリ。死後武蔵へ送ラム事モ難ケレバ、此春日野ノ中ニ墳ヲシメタリ。号テ武蔵塚トイヘリ。在中将、二条后ノ、父大和守長良ノ許ニ住ミ給ケル時又ヌミ出シテ、彼武蔵塚ノ中ニカクシヲキ奉リケリ。其ヲ武蔵野ト云也。此時長良ハ春日ノ里ニ住シナリ。</p> <p>伊勢物語ノ詞云、昔オトコアリケリ。人ノムスメヲ盗ミテ武蔵野ヘオキテ行程ニ、盗人ナレバ、国ノ守ニカラメラレニケリ。女ヲハ草ムヲノ中ニ置キテ逃ゲニケリ。ミチクル人、コノ野ハ盗人アリトテ、火ツケムトス。女ワビテウタフ。武蔵野ハ□□□□トヨミケルヲ聞ヘテ、女ヲバ取リテトモニ率テイキケリ。</p> <p>若草云者、女ノ異名也。文集云、女随夫、如摩力若草之風。故ニオトコヲ風トイヒ、女ヲ草トイフ也。</p> <p>問、つまト云は、妻ノ字也。此歌ハ二条后ノ歌也。男ヲつまト云事如何。答、普通ノ義ニハ女ヲつまト云也。妻ノ字也。</p>
<p>歌に若草と云は、女の実名也。文集云、女ノ随夫如摩若草之風と云へり。故に、男を風と云、女を草と云也。</p> <p>問、つまと云は、妻の字也。此歌は、二条後の歌也。男をつまと云事、如何。答、普通の儀には女をつまと云也。妻戸などとも、妻の字也。</p>	<p>歌に、若草といふは、女実名也。文集いふ、女の随夫如摩若草之風二といへり。かるがゆへに、男を風といふ、女を草といふ。</p> <p>つまといふは妻の字なり。此歌は二条の後の歌也。男をつまといふ、普通ニハ女をつまといふ也。</p>	<p>問、つまト云者、妻ノ字也。此歌ハ二条后ノ歌也。男ヲつまト云事如何。答、普通ノ義ニハ女ヲつまト云也。妻ノ字也。</p>

<p>しかれども、男を妻と云事、万葉云、津人松浦宮姫夫恋爾襟振紫余里謂留山名と云へり。</p>	<p>又、和泉式部歌云、今朝はしも思はん人ぞ問ひてまし妻なきねやのうへはいかにと此歌は、男をつまとよめり。式部、保昌の許へよみて遣はずと云也。</p>	<p>(該箇所ナシ)</p> <p>又、將軍記には五常人倫之調也、といへり。されば二と一のほれつるを、妻と云也。</p>
<p>(該箇所ナシ)</p>	<p>又、和泉式部の歌に、今朝はしも思はん人は問ひてま妻なきねやのうへはいかにと此歌は、男をつまとよめり。式部、保昌のもとへ遣す。</p>	<p>(該箇所ナシ)</p>
<p>然而男ヲツマト云事、万葉云、遠津人松浦宮姫夫恋尔襟振紫余里課留山名。</p>	<p>又、和泉式部歌曰、今朝ハシモオモハム人ハ問フテマシツマナキネヤノウヘハイカニト。皆、男ヲツマトイヘル証歌也。是和泉式部、保昌ノ許ヘヨミテ遣ケリ。</p>	<p>万葉六曰、塩干者葦辺尔躁句白鶴乃夫呼音者宮毛動響。</p> <p>又、將軍記二ハ、五常八人倫之調也ト云リ。然、二ツト、ノホレルヲ、ツマト云也。</p>

【表2】「安世説」骨格のみを記す古今注

「素伝懐中抄」	「内閣文庫本」	「持為注」
<p>／かすか野は</p> <p>此の歌、伊勢物語の歌也。二条后を春日野（右傍「愚意一等」）の武蔵塚のほとりに隠し奉りたりしを、国経大納言とり返し奉りて野火をつけたりし時、后のよみ給へる歌なり。</p>	<p>かすが野はけふはなやきそ</p> <p>春日野、教長卿註、昔、業平、依齋宮事被流罪於奥州。道毛猶此の事不止ければ、人の女を偷てけるを、親聞きつけて取り返さんとす。武蔵野、草の中に隠れければ、野に火を付て焼むとしければ、女読るといへり。</p>	<p>「持為注」</p> <p>春日野は今日はな焼きそ若草のつまも籠れり我も籠れり</p> <p>此の歌は、二条後の歌也。</p>
<p>不通には女をこそつまと読むに、男をつまとよめり。万葉集に云く、</p> <p>／遠つ人松浦佐用姫つま恋にひれ振りしより負へる山の名是は大伴の佐提彦（右傍「サテヒコ」）遣唐使にまかりし時、つまの佐用姫がよめる歌也。別れを惜しみてひれ振りたりし心を読めり。此も男をつまとよめり。</p> <p>又、下照姫、天稚彦にをくれてさけびし音、天にきこえしを読める歌</p> <p>万葉集之云</p> <p>／から衣下照姫のつま恋にあめに聞こゆる鶴ならぬ音の（右傍「引歌ハ下句マテアルユヘ、アガリテモミユル也。本ノ歌、始終アキタルバ下ラケス也」）</p> <p>此等、皆男をつまとよむ証歌なり。</p>		
<p>但し、伊勢物語には武蔵野と云ふ。古今に入る時は、撰者貫之、惣たゝし（「た」の右傍「イカ、」）小名を捨て、春日野と直して入れたり。</p>		<p>伊勢物語には、武蔵野と有り。春日野とは、貫之が書けり。其の故は、春日野なれども、彼の物語には遠きやうに書くとて、武蔵野といへり。</p>
<p>又、有儀に云く、武蔵の国人間郡に春日野と云ふ里あり。それをよめりと云々。不用也。</p>	<p>武蔵国人間郡に春日里と云ふ所ありと云々。</p>	

<p>春日野、小名を武蔵野といふ事は、大納言兼武蔵守良峯の安世卿の墓したりしを納めたる塚を武蔵塚と云ふ。仍て、そのほとりを武蔵野といへり。</p>	<p>又、依伊勢物語には、女を盗めるは二条后也。業平、母の奈良に在す所へ行く程に、春日野中の武蔵守安世卿墓所に隠し置けるによりて武蔵野とは云ふと云々。せうと達の尋ぬるを云ふ也。</p>	<p>昔大納言安世卿、武蔵守かけたる時、彼の野（稿者注・春日野）にてとかくして塚になしたれば、其の塚を武蔵塚といふ。されば、其のほとりを武蔵野ともいふ故なり。安世卿は、僧正遍昭の親也。</p>
	<p>又説、武蔵野とは、実に東国へ下支証のために云ふ也。本之春日野と有りと云々。</p>	
	<p>つまは男女共可謂。</p>	<p>又つまとは、こゝにては業平をいへる也。男をつまと云ふ歌、万に有之。</p>
<p>七夕のつまむかへ舟いそぎつゝこかれやすらむ人知れぬなみ</p>		

【卷末附録】大和国武蔵野異聞（付、C 玄及藤説） 収載文献一覧表

	Aみさし説	B安世説	C玄及藤説	A・B併記	A・B・C併記	A・C併記
中世成立か	古今和歌集二条抄 曼珠院本古注 光広奥書本古今集秘抄 毘沙門堂本古今集注 書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」	勸修寺本古今集注 書陵部本聞書部				
弘安十年（二二八七）奥書	弘安十年本古今集歌注					
文永四年（二二六七） 建治元年（二二七五）		古今集素伝懐中抄				
延元元年（二二三六）以前		歌枕名寄				
応永三十三年（二四二六）	※世阿弥筆「雲林院」	※世阿弥筆「雲林院」				
応永三十年（二四二三）		内閣文庫本古今集注				
宝徳二年（二四五〇）以後		冷泉持為注古今抄				
明応三年（二四九四）		志能夫数理				
文明年間（二四六九～二四八七）	伊勢物語奥秘書					
宗祇（応永二十八年（二四二二） ～文龜二年（二五〇二））以後	伊勢物語懐中抄					
永正二年（二五〇五）か、 永禄八年（二五六五）頃		和漢合図抜萃				
延宝三年（二六七五）		南都名所集				
延宝四年（二六七六）		日次紀事				
延宝六年（二六七八）	奈良名所八重桜					
延宝九年（二六八二）		和州旧跡幽考				
天和二年（二六八二）頃						
天和三年（二六八三）	千種日記					
正徳二年（二七一二）				和漢三才図会		
享保十七年（二七三三）						
安永九年（二七八〇）	武蔵演路					
寛政三年（二七九二）		大和名所図会				
天保七年（二八三六）				江戸名所図会（巻四）		其小唄恋情紫

### 第三節 小松帝説話をめぐって

#### はじめに

「本説を以て説く古今注」(1)とされる「弘安十年古今集歌注」(弘安十年(二二八七)奥書。以下、「弘安十年注」と呼ぶ)(2)に、『古今集』二一番歌詞書中の「仁和の御門」とは、「仁和帝」と称される光孝天皇のことであると見える。さらに同書には、同天皇を「小松帝」とも称すとの説が見え、その本説として次のような説話が記されている。

光孝天皇即位の際、御所へ迎えの車を遣わしたところ、周辺に生えていた松が車を避けたので、同天皇を「小松帝」とも称す、というのである。

本稿では、これを仮に「小松帝説話」と呼ぶ。

歴史資料には、小松帝説話は見えない。光孝天皇即位の史伝としては、『大鏡』基経伝に以下の話が見える。基経の養父良房の大饗で、主賓に供すべき雉子の足を用意し忘れた給仕が、とっさに時康親王(後の光孝天皇)の膳から雉子の足を取り、それを主賓の膳へ据え置いた。その時、同親王は、灯火をそつと消して給仕の行為が人目に付かぬよう配慮した。その気遣いに心打たれた基経は、後に陽成天皇讓位の際、光孝天皇を擁立したというものである。

また、光孝天皇即位にまつわる説話としては、『中外抄』に、陽成天皇讓位に際して基経が親王達の許を巡見したところ、他の親王は自分を次期天皇に推挙してもらおうと浮き足立つなか、時康親王だけは、破れた御簾の内に動じることなく座していたので、基経は同親王を次期天皇に推挙したという説話がある(3)。

しかし、これらの史伝・説話には、小松帝説話のように、植物の松が光孝天皇の即位に関わったので、同天皇を「小松帝」とも称すとい

う記述はない。

そもそも清輔本『古今集』二一番歌の脚注に「仁和の御門」を「小松帝也」とする記述が見えるが、そこには、小松帝説話は記されない(4)。

小松帝説話は、「弘安十年注」以外の古今注や、伊勢注、百人一首注などにも確認できる。しかし、弘安十年注に見える小松帝説話と、その他の古今注・伊勢注・百人一首注に見える小松帝説話とを比較すると、細部に違いが見られる。

本稿は、小松帝説話を通じて、各古今注・伊勢注・百人一首注諸書の関係性を明らかにしつつ、それらの注説を伝えた各流派の関係を追求すべく、その手懸かりを得ることを目的とする。

## 一 古今注に於ける小松帝説話

古今注(5)に於いては、①弘安十年注の他に、②毘沙門堂本古今集注、③延五記、④光広奥書本古今集秘抄(6)、⑤曼殊院本古今秘注抄、⑥古今和歌集三条抄に小松帝説話が確認できる。

この内、③延五記は、常光院流の堯惠(一四三〇?)が明応元年(延徳四。一四九二)に門下の歌人藤原憲輔へ二条家相伝の註を伝受したものである(7)。これについては本稿第四節で取り上げることとし、本節では、他の①②⑥に見える小松帝説話について検討する。なお、①②⑥は、いずれも成立や流派などが詳しくは不明な古今注である。

①弘安十年注の小松帝説話の内容を筋立にしたがって要点ごとに整理すると、次のとおりである。(イ)陽成天皇が物狂いのため讓位。(ロ)元良親王・恒定親王ら病により、陽成第三御子の光孝天皇が即位候補にあがる。(ハ)光孝天皇即位について、臣下らが老人の即位を反対。(ニ)右大臣長平(8)が光孝天皇即位の条件を提案。(ホ)光孝天皇御所は「北山の松原中御所」。即位条件は、御所へ車を遣わし、車を通せば即位するというもの。(ヘ)松が避け車を通したので、光孝天皇即位。(ト)よって、同天皇を小松帝と号す。以下に、①

弘安十年注の本文を掲げる。

【資料一】①弘安十年注「鷹司本」・二一番歌注

(イ) 陽成天皇(御長一丈、御面八寸)、物狂にまし／＼て、下ヲリみにならせ給ければ、(ロ) 彼御子、元良親王、恒定親王等を位につけ奉らんとしけるに、是二人ながら病坐て、不叶。仁明天皇第三の御子、光孝、御年五十に成給を位につけ奉らんとす。(ハ) 臣下あまた申さく、老人の位に即き給はんこと、不可然とて、用奉らず。(ニ) 右大臣長平卿、頻に即け奉るべき由申給。さらば、(ホ) 此御子、北山の松原中に御所のあれば、御迎に車をやらんに、茂り生たる松さりて車をとをしたらば、王とし奉らん。不然者、車を還すべしとて、(ヘ) 車を迎るに、松去て御車をとをし奉る。さて、位に即給。(ト) 仍て、小松の帝と号す。仁和元年に御即位あれば、仁和の帝と申。

一方、②毘沙門堂本古今集注の小松帝説話の内容を、①弘安十年注の要点(イト)に沿って整理すると、次のとおりである。(イ) 陽成院が讓位(讓位理由明記せず)。(ロ) 「王位即べき人」無しにより、光孝天皇が即位候補にあがる。(ハ) 光孝天皇の即位について、公卿あまねく反対(反対理由明記せず)。(ニ) 「時の一人」が同天皇即位の条件を提案。(ホ) 光孝天皇御所は「小松の中」。即位条件は、御所へ車を遣わし、車を通せば即位するというもの。(ヘ) 松が避け車を通したので、光孝天皇即位。(ト) よって、同天皇を小松帝と号す。以下に、②毘沙門堂本古今集注の本文を掲げる。

【資料二】②毘沙門堂本古今集注・二一番歌注

(略) (合意) 御子におはしましける時に人々わかなたぶ、と云は、遍昭僧正に給也。仁和御門とは、仁明天皇第三の御子、光孝天皇の御事也。王子にて五十余まで御坐けるを、(イ) 陽成院、位すべらせ給て後、(ロ) 王位即べき人なかりければ、此王子を位につけたて

まつらむとす。(ハ) 諸卿不用之。(ニ) 時の一人はからひて云、(ホ) 此王子は家、小松の中なり。車を迎(「迎」の左傍に「ムカヘシ」)に、松のきて車をとほしたらば、王にそなへたてまつらむ。さなくば不可用、と云。車を向るに、(ヘ) 松去て車を通せり。仍、即位給へり。(ト) 故に、小松帝と申也。(略)

つまり、①弘安十年注と②毘沙門堂本古今集注とでは、説話の筋立ては共通するものの、要点に細かい相違が見られるのである。④光広奥書本古今集秘抄、⑤曼殊院本古今秘注抄、⑥古今和歌集三条抄もあわせて、③延五記を除く①～⑥の小松帝説話の要点を比較したものが、次の【表1】である。

【表1】古今注に於ける小松帝説話・要点比較

①弘安十年注	物狂い	イ、陽成讓位理由	口、光孝即位候補となる理由	理由	ハ、光孝即位に対する公卿の反対	ニ、光孝即位条件	ホ、光孝天皇御所	ヘ、松が車を避ける	ト、光孝天皇を小松帝と号す
②毘沙門堂本古今集注	―(明記せず)	―(明記せず)	元良親王・恒定親王ら病	老人のため	右大臣長手(長平)	北山の松原中御所	○	○	○
④光広奥書本古今集秘抄	―(明記せず)	―(明記せず)	「王にそなわるべき人」無し	―(明記せず)	時の一人	小松の中	○	○	○
⑤曼殊院本古今秘注抄	―(明記せず)	―(明記せず)	「王にそなわるべき人」無し	―(明記せず)	時の一人	小松の中	○	○	○
⑥古今和歌集三条抄	―(明記せず)	―(明記せず)	「王にそなわるべき人」無し	―(明記せず)	時の一人	小松の中	○	○	○

④光広奥書本古今集秘抄、⑤曼殊院本古今秘注抄、⑥古今和歌集三条抄の小松帝説話は、【表1】に示したように、②毘沙門堂本古今集

注の小松帝説話と要点が一致するため、同系統と言ってよいと思われる（以下、この系統を「毘沙門堂本系統」と呼ぶ）。なお、④光広奥書本古今集秘抄、⑤曼殊院本古今秘注抄、⑥古今和歌集三条抄の小松帝説話は、要点だけでなく行文も②毘沙門堂本古今集注とほぼ一致するため、本文掲出は省略する。

以上をまとめると、③延五記を除く古今注に於ける小松帝説話は、内容の相違から、①弘安十年注と毘沙門堂本系統とに大別することができるといえよう。

## 二 伊勢注に於ける小松帝説話

次に、伊勢注に於ける小松帝説話を確認し、同説話を通じて、各古今注と伊勢注との関連性を検討してみたい。

伊勢注（9）では、『伊勢物語』第百十四段の「仁和のみかど」とは光孝天皇のことであるとし、同天皇を「小松帝」とも称すとの説を記した上で小松帝説話を記す。

伊勢注に於いては、⑦伊勢物語奥秘書、⑧志能夫数理「陽明文庫本」、⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」、⑪東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註に小松帝説話が確認できる。

この内、⑧志能夫数理「陽明文庫本」は、常光院流の「堯恵の教えを受けた橋本公夏が明応三年（一四九四）十月下旬に書いた伊勢物語注釈書」（10）とされる。これについては、古今注の③延五記と同様に本稿第四節で取り上げることとし、本節では、他の⑦⑨⑩⑪に見える小松帝説話を検討していく。なお、⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」と⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」はいわゆる「冷泉家流伊勢物語注」であり（11）、⑦伊勢物語奥秘書はその「冷泉家流伊勢物語注」に近いとされる伊勢注である（12）。⑪東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註は、林克則氏によると、「冷泉家流古註」に属するという（13）。

⑦伊勢物語奥秘書は、文明年間（一四六九〜一四八七）から数十年ほどの間に成立かと思われる。また、「正徹流の古注を伝える宮内庁書

陵部所蔵の正徹伝授・心敬聞書の『伊勢物語注』の注文と一致する部分もあり、同書の説は「正徹流の注釈によっている」との指摘もある(14)。しかし、宮内庁書陵部蔵の正徹伝授・心敬聞書『伊勢物語注』には、小松帝説話は見えない(15)。そのため、同書の小松帝説話は、正徹流以外の注釈書に拠ったかと思われる。

⑦伊勢物語奥秘書の小松帝説話は、本稿第一節で見た古今注に於ける小松帝説話と比べ簡略化されたものであり、行文も大きく異なる。第一節で取り上げた①弘安十年注の要点(イクト)に沿って整理すると、簡略な注なので該当する記述がない場合もあるが、およそ次のとおりである。(ホ)光孝天皇御所「仁和寺」へ車を遣わす(二)の光孝天皇即位条件の提案者、(ホ)の即位条件の具体的内容に関する記述は無い。(へ)小松が避け、車を通す。以下に、⑦伊勢物語奥秘書の本文を掲げる。

【資料三】⑦伊勢物語奥秘書・第一百四段注

(略)仁和御門は、百官詮議して、(ホ)御位に立奉らんとて、仁和寺へ御迎に参し時、(へ)しげかりし庭の小松ども、おのづからかたよりにて、御車を通しけり。かやうの心なき草木も、感じ奉る程の、名王にてましませども、今日ばかりと云詞を聞召、とがめ給ふなり。会席の時儀、尤大切な事、以レ之可レ知。又、一義に(略)是、他説の義也。これは、行平、我述懐をよめり。光孝天皇は、御位に付給ふまじかりけるを、陽成院の、御位をさり給ひて、代を継給ふべき人、おはしまさゝりければ、小松の奇特によりて、そなはり給ふなり。(略)

⑦伊勢物語奥秘書の小松帝説話が(ホ)光孝天皇御所の位置を「仁和寺」とする点は、⑧志能夫数理「陽明文庫本」と一致する。これは本稿第四節でも言及する。

⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」は、二条庶流の歌人藤原為将(二条為忠の孫)による正長元年(一一四二八)の識語と、筆者不明の永正十二年(一一五一一)の奥書を有する。同書の小松帝説話は、【表2】で示すとおり、古今注の毘沙門堂本系統の小松帝説話と要点が一致し、

同系統と言え。⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」の小松帝説話は、要点だけでなく行文も古今注の毘沙門堂本系統とほぼ一致するため、本文掲出は省略する。

⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」(16)は、奥書によると、今川了俊談議の聞書に正徹の説と冷泉持為の説とを書き加えたもので、さらに正徹と持為の説が加えられる前の段階で『頭注密勘』からの引用が書き加えられたものである。その他に、永正二年(一五〇五)と永禄六年(一五六三)と延享二年(一七四五)の奥書を有する。

木戸久二子氏は、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」には「各章段本文の最後までひと通り注釈を施した後、同じ章段本文の頭にさかのぼって異なる注記を書き加えている部分」があり、これらの部分は、同書特有の増補部分であると指摘された(17)。同書の第百十四段注には、注の前半と後半に二種類の小松帝説話が見えるのであるが、その内、注の後半に見える小松帝説話は、「或本」からの引用であり、木戸氏という増補部分にあたる。そのため、本稿では、同書の二種類の小松帝説話の内、注の前半に見えるものを⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部の小松帝説話、後半に見えるものを⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部の小松帝説話と呼ぶこととする。

先に⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部の小松帝説話について検討したい。林克則氏によると、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」には、「或本」からの引用が三十二箇所見られるという(18)。さらに林氏は、この⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部が、⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」・鉄心斎文庫蔵増纂伊勢物語抄に類するものと、静嘉堂文庫蔵伊勢物語塗籠抄・⑪東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註に類するものとの、二種類の「冷泉家流古註」から増補されたものであると指摘されている(19)。また、本稿で「小松帝説話」と呼ぶ第百十四段の注については、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部と同趣の記述が見られるのは、⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」と⑪東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註であり、その内、後者の方が⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部と表現的に近いとされている。ただし、⑪東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註は、二〇二二年九月現在閲覧不能である。同注の小松帝説話に関しては、林氏論文に引用された翻刻本文に拠った。

⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部に見える小松帝説話の内容を、①弘安十年注の要点(イクト)に沿って整理すると、

次のとおりである。(イ) 陽成天皇が物狂いのため譲位。(ロ) 「王といふ人」無しにより、光孝天皇が即位候補にあがる。(ハ) 光孝天皇即位について、「或人」が老人の即位を反対する(20)。(ホ) 即位条件は、車を遣わし、車を通せば即位するというもの(二)の即位条件の提案者、(ホ)の光孝天皇御所の位置は明記しない。(ヘ) 松が避け車を通したので光孝天皇即位。(ト) よって、同天皇を小松帝と号す。以下に、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部の本文を掲げる。

【資料四】⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部・第一百四段注

或本云、光孝天皇を小松天皇と申事は、(イ) 陽成院、物くるはしくおはしまして、位をすべらせ給ひて後、(ロ) 王といふ人なかりしが、此親王、老人にておはしましてけるを、位に即奉らんとするに、(ハ) 或人云、老人位につき給はん事、先れいなきよしをいふに、(ホ) 車をむかへんに、小松のさりて車をとしたらば王とすべし、とて(ヘ) 車を入るに、小松、皆両方へかたぶきて、くるまをとをしければ、位につき給ふ。(ト) 仍、小松帝と申事。(略)

ところで、小松帝説話を含む⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部の注説について、木戸・林両氏は、同書奥書に「了俊談議の聞書に書き加えた」と見える内の持為説がそれではないかと推測されている。ただし、両氏とも、それが事実冷泉持為による説ではなく、持為に仮託された「所謂持為説」としている。持為の手による伊勢注の現存は確認できないが、持為の講釈の聞書とされる古今注に「冷泉持為注」(21)がある。また、持為の説を一部引用する古今注「平松抄」(22)もあるが、どちらにも小松帝説話は見えない。したがって、小松帝説話に限って言えば、持為説とは言い難いようである。

さて、⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」・⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部・⑪東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語注の小松帝説話の要点を比較してみたものが、次の【表2】である。⑦伊勢物語奥秘書の小松帝説話は、記述が簡略で比較が難しいため、この表には入っていない。また、後ほど検討する⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部の小松帝説話は、内容が大きく異なるため、同



の時、天皇は御所に松を好み植えていた。(C) 車を御所へ送るが、栄えた松により通れない。(D) 「天照大神より来りたる御位」ならば松の中に車を遣わせ。もし松が車に触れなければ即位する、との天皇の仰せ。(E) 松が左右に退き、車を通したので、光孝天皇即位。(F) よって、同天皇を小松帝と号す。以下に、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部の本文を掲げる。

【資料五】⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部・第一百四段注

仁和の御門芹河に行幸し給ふとは、光孝天皇、仁和元年に御即位、御年五十。小松の御門とがうす。御年五十四まで親王にて御座ます。

(A) 彼御所は今の炊の御門室町どうじやうの後也。(B) 御位まいる時、すでに五十年斗の御座所に松をこのみて植をかれたれば、御座も所せきなり。御門のかぎなどもさび付たるを、(C) やう／＼にあけて御車を入むとするに、松どもさかへたれば、垣のくづれ口を□うす。(D) 天照大神より来りたる御位ならば、松の中を車をやるべしと有。松さはらずは、御位に付べしと仰らるゝ。(E) 其時、車をとをすに、松、左右へのきて車とをれり。(F) 其故に、小松帝と号すと云々。…

(E)・(F) は、①弘安十年注の要点(イ)ト)の(へ)・(ト)に相当する。⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部の小松帝説話が、その他の小松帝説話と大きく異なるのは、(B)の光孝天皇が松を好み植えていたという点、(D)の「天照大神より来りたる御位」ならば松の中に車を遣わせ。もし松が車に触れなければ即位する、と天皇の仰せがあったとする点である。この二点は、他の古今注・伊勢注の小松帝説話には確認ができないものであり、これと同様の記述が見えるのは、本稿第六節で取り上げる天文二十一年(一五五二)奥書の説話集『塵塚物語』のみである。これについては、第六節でも言及する。

以上をまとめると、⑧志能夫数理「陽明文庫本」を除く伊勢注に於ける小松帝説話については、次のことが指摘できる。

まず第一に、⑦伊勢物語奥秘書の小松帝説話は、他と比べて記述が簡略化されており、本稿第一節で見た小松帝説話を載せる古今注と交流があったとは言い難い。第二に、⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」の小松帝説話は、内容の要点の一致から古今注の毘沙門堂本系統と同

系統といえる。したがって、同書は、第一節で毘沙門堂本系統とした②毘沙門堂本古今集注、④光広奥書本古今集秘抄、⑤曼殊院本古今秘注抄、⑥古今和歌集三条抄と交流があった可能性がある。第三に、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部と⑪東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註との小松帝説話は、一部、古今注の毘沙門堂本系統と内容が一致する部分があるが、どちらかというと①弘安十年注の小松帝説話と一致する部分が多い。同書「或本」部は、所謂持為説かと言われているが、小松帝説話に限って言えば、そうとは言い難く、あるいは①弘安十年注のような古今注の説が入り込んでいる可能性もあるかと思われる。第四に、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部の小松帝説話は、これまで見た小松帝説話とは内容が大きく異なり、特に光孝天皇が松を好み植えていたという点と、「天照大神より来りたる御位」ならば松の中に車を遣わせ。もし松が車に触れなければ即位する、と天皇の仰せがあったとする点は、他の古今注・伊勢注に見られないものである。そのため、同書本体部については、小松帝説話を載せる古今注と交流があったとは言い難い。

### 三 正徹口伝の小松帝説話

ところで、⑫『臥雲日件録抜尤』（24）康正三年（一四五七）六月四日条には、正徹の口伝として小松帝説話が見える。同記事によると、畠山義忠（25）宅に於いて瑞溪周鳳が正徹に「本朝教事」を問い、それに対して正徹が語ったなかに小松帝説話が含まれていたという。正徹は、「小松天王」（小松帝）とは光孝天皇の院号ではないため、永享五年（一四三三）に没した後小松院の「後小松」という院号はおかしく、正しくは「後光孝院」とすべきであると述べている。つまり、上皇の院号に関する話題の中で小松帝説話が語られているのである。

同書の正徹口伝の小松帝説話は、変体漢文で書かれていることもあり、本稿第一節で取り上げた古今注①弘安十年注の要点（イ〜ト）や、第二節で取り上げた伊勢注⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部の要点（A〜F）に該当する記述がないことが多い。しかし、光孝天皇御所へ迎える車を遣わしたところ松が車を避けたので、同天皇が即位したという、本説話の根幹部分は記されている。以下に、⑫『臥雲日件録抜尤』の本文を掲げる。

【資料六】⑫ 『臥雲日件録抜尤』 康正三年（一四五七）六月四日条

四日、一昨日於大夫公（右傍「畠山修理大夫也、三日所ニミエタリ」）宅、与松月（清岩正徹）徹書記相会、凡学和歌者、无不欽服、予就問本朝数事、徹曰、孝光（光孝力）天王、初隠居城中、（A）今大宮道場、其遺跡也、（B）門庭栽松、故曰小松天王、歳至五十、无登祚之思、一旦清和天王子孫絶故、請嗣王位、（C）松間路狭、不可以通車、（D）王曰、惟当推車、（E）於是松樹退于左右、遂登宝祚、在位十二年、此乃寛平（宇多天皇）之父、延喜（醍醐天皇）祖也、然則小松乃在位以前之異名耳、非院号也、今時後小松院之号可怪、惟可号後孝光（光孝力）院乎、又曰：

これをまとめると、次のようになる。

光孝天皇が隠居していた御所跡地は、「今大宮道場」である。その御所の門庭に松を植えていたため、同天皇を「小松天王」という。天皇は五十歳に至り、即位の望みはなかったが、清和天皇の子孫が絶えたため皇位を嗣ぐこととなった。（そこで車を御所へ送る、という記述が他の注には見えるが、ここにはない。）松の間の路は狭く、車が通れない。天皇から、「車を推し進めるべき」との仰せがある。すると、松の樹が左右に退き、車を通し、ついに光孝天皇が即位した。したがって、「小松」は同天皇在位以前の異名であり、院号に非ず。

この正徹口伝の小松帝説話は、本稿第一節で取り上げた古今注①弘安十年注の要点（イ〜ト）と比較すると、（イ）陽成院の譲位理由、（ロ）光孝天皇が即位候補となる理由、（ハ）光孝天皇即位に対する公卿らの反対、（ニ）特定の人物による光孝天皇推挙などが見られない。（ホ）の同天皇即位の条件に関する記述もなく、（ト）の小松帝（正徹口伝では「小松天王」）の命名由来は、松が車を避けたからではなく、同天皇御所の庭に松を植えていたためとする。唯一同趣の記述が見えるのは、（ヘ）の松が車を避けたので、光孝天皇が即位したとする点である。全体としては、①弘安十年注とは隔たりが大きく、同類の説話とは言い難い。

正徹口伝の小松帝説話は、むしろ、本稿第二節で取り上げた伊勢注の⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部に近いと言える。正徹口伝の小松帝説話を、第二節で整理した要点（A〜F）と比較すると、（A）の光孝天皇御所は「今大宮道場」（26）とある。また、（B）の

天皇が松を好み植えていたという記述はないが、天皇御所の庭に松を植えていたという記述がある。さらに(C)の松によって迎えの車が通れないとする点は、行文は異なるものの、「松間路狭、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>以通<sub>レ</sub>車」と同趣の記述が見える。(D)の「天照大神より来りたる御位」という記述はないが、天皇自身が車を御所へ推し進めよと提案する点は一致している。また、(E)の松が「左右」に退き、車を通したとする点も一致している。

この内容を辿ると、⑫『臥雲日件録抜尤』の正徹口伝の小松帝説話は、伊勢注⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部のそれと近いと言えよう。

#### 四 常光院流に於ける小松帝説話

常光院流とは、頓阿の曾孫の堯孝やその門弟・堯恵に受け継がれた和歌の流派である。室町時代には二条派の中心的権威を持っていたとされ、二条派の中で、堂上の流れを汲む飛鳥井家と地下の宗祇ら一派の中間に存したとされる(27)。

本節では、常光院流の古今注・伊勢注・百人一首注に於ける小松帝説話を確認し、同説話を通じて、各注釈書の影響関係を検討したい。常光院流の古今注・伊勢注・百人一首注を一覧にすると、【表3】のとおりである。

【表3】常光院流の古今注・伊勢注・百人一首注

古今注	(伊勢注)	注釈者	書名	成立年	小松帝説話
堯恵伝授藤原憲輔	堯恵	堯恵	堯恵加注承久三年本校合伊勢物語	延徳三年(一四九一)	×
③延五記				明応元年(延徳四。一四九二)	○

伊勢注	橋本公夏	⑧志能夫数理	明応三年（一四九四）	○
古今注	堯惠伝受橋本公夏	橋本公夏聞書	明応六年（一四九七）	未確認
伊勢注	堯憲・堯惠講釈、後土御門院聞書	後土御門院宸筆伊勢物語聞書	明応七年（一四九八）	未確認
古今注	鳥居小路経厚講釈、尊鎮親王聞書	経厚注	享祿二〜三年（一五二九〜三〇）	×
伊勢注	鳥居小路経厚講釈、尊鎮親王聞書	経厚講伊勢物語聞書	天文十二年（一五四三）	×
百人一首注	鳥居小路経厚講釈、尊鎮親王聞書	百人一首経厚抄	享祿三年（一五三〇）	×

この内、古今注「橋本公夏聞書」は、「堯惠の聞書（？）を記し、ついで「私」として公夏の見解を述べる」（28）ものであるが、現在知られている伝本は東海大学附属図書館桃園文庫蔵の一本のみで、二〇二二年九月現在、同文庫の資料は閲覧不能である。画像データも未公開のため、小松帝説話の有無も確認できていない。また、堯憲・堯惠講釈、後土御門院聞書の伊勢注「後土御門院宸筆伊勢物語聞書」は、冒頭部のみ帝国学士院編『宸翰英華 第一冊』（29）に影印・翻刻されるが、他は未公開である。そのため、小松帝説話の有無は確認できていない。

よって今回は、これらを除く、堯惠加注承久三年本校合伊勢物語、③延五記、⑧志能夫数理、経厚注、経厚講伊勢物語聞書、百人一首経厚抄を調査対象とした。結果、これらの常光院流の注釈書に於いて小松帝説話が確認できるのは、③延五記と⑧志能夫数理のみであった。

③延五記は、本稿第一節で述べたとおり、堯惠が明応元年（延徳四。一四九二）に門下の歌人藤原憲輔へ二条家相伝の註を伝受した古今注である。同書の小松帝説話は、非常に簡略な注であるため、古今注①弘安十年注の要点（イ〜ト）や伊勢注⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部の要点（A〜F）に該当する記述がないことが多い。しかし、第三節で見た正徹口伝の小松帝説話と同様、本説話の根幹部分である光孝天皇御所へ迎えの車を遣わしたところ松が車を避けたので同天皇が即位した、という記述はある。以下に、③延五記の本文を掲げる。

【資料七】古今注③延五記・二一番歌注

(略) 仁和の御門、光孝天皇也。延喜の御門の祖父の御門也。小松の天皇とも申。四十二にして位につき御坐す。王位のしるしを見奉らん為に、御車を小松原の中へやりはなちしかば、(E) 其松、左右へのきて、御車をとをし奉しに (F) 依て、小松の天皇と申奉也。

これをまとめると、次のとおりである。

光孝天皇の「王位のしるしを見奉らん為に」、車を「小松原」へ遣わす。すると、松が「左右」に退き、車を通した。よって、同天皇を「小松の天皇」とも称す。

この③延五記の小松帝説話は、古今注①弘安十年注や毘沙門堂本系統よりも、伊勢注⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部に近い。

③延五記の小松帝説話を、本稿第二節で整理した⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部の要点 (A～F) と比較すると、(A～D) に該当する記述はないが、(E) の松が「左右」に退き車を通したとする点と、(F) の、それにより同天皇を小松帝 (③延五記は「小松の天皇」とも称すという点が共通する。ただし、光孝天皇の「王位のしるしを見奉らん為に」車を「小松原」へ遣わすという記述は、③延五記独自のものである。

次に橋本公夏の伊勢注⑧志能夫数理「陽明文庫本」の小松帝説話を検討する。本稿第二節でも述べたとおり、⑧志能夫数理「陽明文庫本」は、堯恵の教えを受けた公夏が明応三年 (一四九四) に書いた伊勢注である。以下に同書の本文を掲げる。

【資料八】伊勢注⑧志能夫数理「陽明文庫本」・一一四段注

仁和ノ御門ト申ハ、(略) 光孝天皇 (ト) 申是也。(小) 松帝 (トモ) 申奉ル。御奇瑞ヲ見奉ラントテ仁和寺ノ小松原ヘ御車ヲヤリ侍ルニ、(E) 小松両方ニノ (キ) テ御車 (ヲ通) シ奉ルニ (F) 依テ、小松天皇トモ申奉レリ。今ノ仁和寺 (ヲ) 小松ノ里トシ侍ル此

謂ニヤ。御年五十五ニテ御位ニツカセ給フ。(略)

話の構成は、③延五記とほぼ同様である。ただし、迎えの車を遣わした場所について、③延五記では「小松原」とするのを、ここでは「仁和寺ノ小松原」とするなど、細かい点については違いがある。なお、伊勢注⑦伊勢物語奥秘書では光孝天皇御所の位置を「仁和寺」としており、⑧志能夫数理「陽明文庫本」の「仁和寺ノ小松原」という表現は、あたかも③延五記と⑦伊勢物語奥秘書とを足したもののようにも見えるが、これについては今は確証がない。

⑧志能夫数理「陽明文庫本」の小松帝説話で特に注目したいのは、光孝天皇の「御奇瑞ヲ見奉ラントテ」車を「仁和寺ノ小松原」へ遣わしたという記述である。これは、表現は少し異なるが、先に見た③延五記の「王位のしるしを見奉らん為に」車を「小松原」へ遣わすという記述と、主旨は同様である。③延五記は堯恵の古今注、⑧志能夫数理「陽明文庫本」は公夏の伊勢注であり、堯恵は公夏の師である。このことから、公夏は、古今注として堯恵から小松帝説話を聞き、それを自身の伊勢注⑧志能夫数理「陽明文庫本」(明応三年(一四九四)成立)に記した可能性が考えられる。ただし堯恵は、自身の説を記した「堯恵加注承久三年本校合伊勢物語」(延徳三年(一四九一)成立)には小松帝説話を記さない(30)。二条家流の堯恵としては、必ずしも伊勢注の小松帝説話を重視していた訳ではなかったのかもしれない。先に述べたとおり、公夏には、堯恵の聞書に自身の見解を書き加えた古今注「橋本公夏聞書」があるが、これは現在未確認である。公夏は、小松帝説話を伊勢注(⑧志能夫数理「陽明文庫本」)にのみ記したのか、あるいは古今注・伊勢注どちらにも記したのか。また、なぜ公夏は、師の堯恵が古今注として伝えた小松帝説話を伊勢注にも記したのか。という点については、今後、公夏の古今注「橋本公夏聞書」に小松帝説話が見えるかどうかを確認した上で考えたい。

少し気になるのは、堯恵の高弟鳥居小路経厚が、自身の古今注・伊勢注・百人一首注いずれにおいても小松帝説話を記していない点である。経厚の師堯恵が小松帝説話を知っていたことは、③延五記の記述から明らかである。また、経厚の兄弟弟子ともいえる公夏は、堯恵から教わったと思しき小松帝説話を自身の伊勢注(⑧志能夫数理「陽明文庫本」)に書き記している。にも関わらず、経厚は、いずれの注釈

書にも小松帝説話を記さない。この疑問については、今後、経厚の古今注・伊勢注で師の堯恵の説がどのように取捨選択されているかを調べた上で、考えられる可能性を検討したい。

ところで、本稿第三節で見たとおり、康正三年（一四五七）時点で正徹も小松帝説話を知っていたことは、⑩臥雲日件録抜尤の記事から明らかである。正徹とともに『文明千首』（文明十六年（一四八四）七月十六日足利義尚主催）に出詠している公夏が、正徹と交流があっても不思議はない。とすると、公夏の⑧志能夫数理「陽明文庫本」に小松帝説話が見えるのは、堯恵からではなく正徹からの影響である可能性も考えなくてはならないであろう。しかし、公夏の⑧志能夫数理（明応三年（一四九四））に見える小松帝説話は、正徹のそれと同じではなく、光孝天皇御所の位置が異なっているので、直接継承したとは言えない。このことから、やはり、公夏は師の堯恵から小松帝説話を聞いた可能性が高い、と考えるのである。

以上をまとめると、常光院流に於ける小松帝説話については、次のことが指摘できる。

堯恵は、古今注として小松帝説話を伝えていた（③延五記）。また、その小松帝説話は、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部のそれと近いものであった。公夏の伊勢注⑧志能夫数理「陽明文庫本」の小松帝説話は、堯恵の古今注③延五記の小松帝説話と同類と見てよい。このことから、公夏は、古今注として堯恵から小松帝説話を聞き、それを自身の伊勢注に記したものと考えられる。ただし、「堯恵加注承久三年本校合伊勢物語」には小松帝説話が見えないので、二条家流の堯恵としては、必ずしも伊勢注の小松帝説話を重視していた訳ではなかったのかもしれない。

## 五 百人一首注に於ける小松帝説話

本節では、百人一首注に於ける小松帝説話を確認し、同説話を通して、これまでに見た小松帝説話を載せる古今注・伊勢注との関係性を検討したい。

百人一首注では、『百人一首』一五番歌の出典が『古今集』二一番歌であることから、『古今集』二一番歌詞書の「仁和の御門」について、「仁和の御門」とは光孝天皇のことであると、同天皇を「小松帝」とも称すとの説を記した上で、小松帝説話を記す。

百人一首注に於いては、⑬後陽成天皇『百人一首抄』、⑭後水尾天皇『百人一首抄』に小松帝説話が確認できる。なお、両書ともに、詳細不明の「或秘抄」からの引用として小松帝説話を記している。

⑬後陽成天皇『百人一首抄』は、『宗祇抄』を基盤にした三条西公条（称名院）の講釈を、後陽成天皇自らが集大成・勘案して著作したもので、同天皇が慶長十一年（一六〇六）八月に百人一首の講釈を行うため撰したとされる（31）。

⑭後水尾天皇『百人一首抄』は、「後水尾院が寛文元年（一六六一）に後西天皇に対して行った百人一首御講釈に関わる著述」のうち、「院自身の手になる抄物」に分類されるもので、今回調査対象とした『百人一首注釈書叢刊（六）後水尾天皇百人一首抄』の底本である陽明文庫本は、「近衛基熙が天和二年（一六八二）に書写した」ものである。同書には、「父後陽成院の『百人一首抄』（Ⅱ⑬後陽成天皇『百人一首抄』）が抄出されているという（32）。当該の小松帝説話も、本文の一致から、⑬後陽成天皇『百人一首抄』の抄出部分と考えられる。

⑬後陽成天皇『百人一首抄』所引「或秘抄」部の小松帝説話を、①弘安十年注の要点（イ〜ト）に沿って整理すると、要点（ロ）に該当する記述はないが、およそ次のとおりである。（イ）陽成院が光孝天皇に譲位する（譲位理由明記せず）。（ハ）光孝天皇即位について、公卿あまねく反対（反対理由明記せず）。（ニ）「或一人」が同天皇即位の条件を提案。（ホ）光孝天皇御所は「小松の中」。即位条件は、御所へ車を送り、車を通せば即位するというもの。（ヘ）松が避け車を通したので、光孝天皇即位。（ト）よって、同天皇を小松帝と号す。以下に、⑬後陽成天皇『百人一首抄』の本文を掲げる。なお、先に述べたように、⑭後水尾天皇『百人一首抄』はこれを抄出したものであり、行文まで一致するので、本文掲出は省略する。

【資料九】⑬後陽成天皇『百人一首抄』・一五番歌注

仁和のみかど、みこにおはしましける時、人にわかなたまひける御歌とあり。仁和は光孝天皇の御事也。みこは親王也。(略)  
 或秘抄に、(イ) 陽成院、光孝天皇に讓位し給はんとす。(ハ) 公卿あまねく不用。(ニ) 或一人のいはく、(ホ) 此王子の家は小松の中也。それへ車をむかへん。松のきて、車をとほしたらば、帝位にすゑ奉らん。さくは、もちひじとて、(ヘ) 車をむかふるに、松のきて車をとほしたり。すなはち位につきたまふ。(ト) よりて、小松帝と申也。(略)

この⑬後陽成天皇『百人一首抄』所引「或秘抄」部の小松帝説話の要点を整理したものが、次の【表4】である(⑬後陽成天皇『百人一首抄』を抄出する⑭後水尾天皇『百人一首抄』も同様)。

【表4】百人一首注に於ける小松帝説話・要点整理

所引「或秘抄」部	⑬後陽成天皇『百人一首抄』	イ、陽成讓位理由 —(明記せず)	ロ、光孝即位候補となる理由 —(該当する記述なし)	ハ、光孝即位に対する公卿の反対理由 —(明記せず)	ニ、光孝即位条件 提案者 或一人	ホ、光孝天皇 御所 小松の中	ヘ、松が車を 避ける ○	ト、光孝天皇を 小松帝と号す ○
----------	---------------	---------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------	----------------------	--------------------	------------------------

前掲の【表1】古今注に於ける小松帝説話・要点比較および【表2】伊勢注に於ける小松帝説話・要点比較と見比べると分かるように、⑬後陽成天皇『百人一首抄』・⑭後水尾天皇『百人一首抄』所引の「或秘抄」の小松帝説話は、(イ)の陽成院讓位の理由を明記しない点、(ハ)の光孝天皇即位に対する公卿の反対理由を明記しない点、(ホ)の光孝天皇御所の位置を「小松の中」とする点が、古今注の毘沙門堂本系および伊勢注の⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」に一致する。ただし、要点(ロ)の光孝天皇が即位候補となる理由について、毘沙

門堂本系統と⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」は「王にそなわるべき人」無しとするが、⑬後陽成天皇『百人一首抄』・⑭後水尾天皇『百人一首抄』所引の「或秘抄」は、それに該当する記述がない。また、(二)の光孝天皇即位の条件を提案する人物について、前者は「時の一人」とするが、後者は「或一人」とするなど、細部に相違点も見られるのである。

以上のことから、百人一首注に於ける小松帝説話については、次のことが指摘できよう。

百人一首注に於いては、⑬後陽成天皇『百人一首抄』所引の「或秘抄」に小松帝説話が確認できる。また、それが⑭後水尾天皇『百人一首抄』にも引用される。そして、その⑬後陽成天皇『百人一首抄』と⑭後水尾天皇『百人一首抄』所引の「或秘抄」の小松帝説話は、古今注の毘沙門堂本系および伊勢注の⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」のそれに近い内容となっている。したがって、これらの注釈書の間には、交流があった可能性が考えられる。

## 六 『塵塚物語』に於ける小松帝説話

古代〜中世末の故事逸話六十五話を集録した説話集⑮『塵塚物語』巻一に「小松天皇御事（付）石塔の事」として小松帝説話が載る。同書は、巻末に「天文廿一年（一五五二）十一月日 藤某判」あることから、いちおう天文二十一年成立とされる。しかし、現存本の本文は元禄二年（一六八九）刊本がもっとも古い可能性があり、また三卷本『吉野拾遺』（貞享三年（一六八六）刊）との関係等などから、貞享三年（一六八六）以降成立かともされる（33）。

『塵塚物語』は、成立年・作者未詳の説話集であり、所収説話の出典などもあまり検討されていない。本節では、この『塵塚物語』に於ける小松帝説話を確認し、同説話を通して、古今注・伊勢注・百人一首注との関係性を検討してみたいと思う。

⑮『塵塚物語』の小松帝説話は、①弘安十年注の要点（イ〜ト）に該当する記述が少なく、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部の要点（A〜F）に該当する記述が多い。そこで、⑮『塵塚物語』の小松帝説話を⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部の要点（A〜F）

に沿って整理すると、次のとおりである。

(B) 光孝天皇は御所の庭に松を好み植えていた(⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部は、この前に(A)光孝天皇御所の位置を記すが、ここでは記さない)。(C) 迎えの車を御所へ送るが、栄えた松により通れない。(D) 「天しよう大じんより御ゆづりのくらゐ」ならば松の中に車を遣わせ。もし松が車に触れなければ即位する、との天皇の仰せ。(E) 松が左右に退き、車を通したので、光孝天皇即位。(F) よって、同天皇を「小松の天皇」と申し上げる。以下に『塵塚物語』の本文を掲げる。

【資料十】⑩『塵塚物語』巻一「小松天皇御事(付)石塔の事」

小松天皇は仁明天皇第二の御子也。此みかどは、親王にて御座ありしとき、常陸の大守、中務卿、上野大守、式部卿、太宰の帥など経させたまひてのち、御とし五十五歳にして思召しよらず御くらゐにつかせたまふと云々。(B) むかし唯人にておはしませしときより、つねに松をこのませ給ひて、御庭にあまたの小松をうえたまふ。(C) 御くらゐの時、御とし已にたけさせ賜ふ故、小松も大木になりて枝はびこりたれば、御くるまをいれんとせしに、松にさゝへられて入るべきやうもなし。諸臣せんぎありて、此まつを切るべきよし奏す。(D) その時、勅定にいはいはく、朕、いまくらゐにつく事、天しよう大じんより御ゆづりのくらゐならば、此まつの中を車やるべし。松さはらずは、くらゐにつくべし。さはらば、位につくまじ、とおほせらるゝによりて、(E) 諸臣も是非なく御くるまをとすに、松ども左右へ枝わかれて、御くるま、大路を引くが如し。(F) 此聖徳によりて、小松の天皇と申たてまつるとぞ。まことに本朝不双の賢王にてわたらせ玉ふ御事、諸史に載せ奉らずといふことなし。(略)

⑩『塵塚物語』の小松帝説話は、(B)の光孝天皇が松を好み植えていたという点、(D)の「天しよう大じんより御ゆづりのくらゐ」ならば松の中に車を遣わせ。もし松が車に触れなければ即位する、との天皇の仰せがあったとする点、(E)の松が「左右」に退いて車を通したとする点が⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部に一致する。この内、(D)の「天しよう大じんより御ゆづりのくらゐ」とい

う表現は、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部の「天照大神より来りたる御位」と重なる表現であり、他の古今注・伊勢注・百人一首注には見えない表現である。これは、両者が近い関係にあることを窺わせる。

以上のことから、⑮『塵塚物語』に於ける小松帝説話については、次のことが指摘できる。

⑮『塵塚物語』の小松帝説話は、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部のそれと内容の要点が一致する。特に要点(D)では、細かい表現なども一致する。したがって、⑮『塵塚物語』は、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部と交流があった可能性が高いと考えられる。

以上を踏まえると、あるいは、『塵塚物語』奥書に見える「藤某」とは、冷泉家流の藤原氏である可能性も考えられようか。いずれにせよ、同書が冷泉家流の説に接していたのは確かである。

## おわりに

本稿では、小松帝説話を通して、同説話を載せる古今注・伊勢注・百人一首注および諸書の関係性を検討してみた。その結果、以下のことが明らかとなった。

第一に、古今注の②毘沙門堂本古今集注、④光広奥書本古今集秘抄、⑤曼殊院本古今秘注抄、⑥古今和歌集三条抄および伊勢注の⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」の小松帝説話は、同系統といえる。また、百人一首注の⑬後陽成天皇『百人一首抄』と⑭後水尾天皇『百人一首抄』所引「或秘抄」の小松帝説話も、この系統に近い。したがって、これらの古今注・伊勢注・百人一首注の間には、交流があった可能性がある。

第二に、古今注の①弘安十年注は、伊勢注の⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部および⑪東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註のそれと近い。したがって、この三書の間にも、交流があった可能性がある。

第三に、常光院流では、堯恵の③延五記と、公夏の⑧志能夫数理「陽明文庫本」に小松帝説話が見え、両者は類似している。堯恵は、古今注③延五記には小松帝説話を記すが、「堯恵加注承久三年本校合伊勢物語」には記さない。一方、堯恵の教えを受けた公夏は、自身の伊勢注⑧志能夫数理「陽明文庫本」に小松帝説話を記す。おそらく公夏は、古今注として堯恵から小松帝説話を聞き、それを自身の伊勢注に記したものと考えられる。③延五記と⑧志能夫数理に見える小松帝説話は、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部のそれと近いものである。ただし、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部にはなく、③延五記と⑧志能夫数理にのみ共通する表現も見られるため、前者と後者との間にどの程度交流があったかは未詳である。

第四に、⑫『臥雲日件録抜尤』の正徹口伝と⑮『塵塚物語』の小松帝説話は、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部のそれと近い。特に、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」本体部と⑮『塵塚物語』には、特徴的な極めて近い類似表現が見られ、これは他書には見られないものである。したがって、この両書は、非常に近い関係にあると考えられる。

なお、本稿で明らかにすることのできなかった問題もいくつかある。

まず、小松帝説話が、どのように発生したかという問題である。今後は、本説話と他の天皇・皇帝の即位説話とを比較し、それぞれの影響関係を検討する必要がある。

次に、同系統の小松帝説話を載せる古今注の②毘沙門堂本古今集注、④光広奥書本古今集秘抄、⑤曼殊院本古今秘注抄、⑥古今和歌集三条抄および伊勢注の⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」、百人一首注の⑬後陽成天皇『百人一首抄』と⑭後水尾天皇『百人一首抄』所引「或秘抄」の関係性を明らかにしたい。

さらに、常光院流に於いて、公夏は、伊勢注にのみ小松帝説話を記したのか、古今注・伊勢注どちらにも記したのか。また、なぜ公夏は、堯恵が古今注として伝えたとthink小松帝説話を、伊勢注にも記したのか。さらに、堯恵の高弟鳥居小路経厚は、なぜ自身の古今注・伊勢注いずれにも小松帝説話を記していないのか。その理由を探る必要がある。

この他、残された課題は多々あるが、それはそれとして、今後は小松帝説話のような比較検証が可能な注説を見つけて、今回取り上げた

古今注・伊勢注・百人一首注や諸書に於いてそれらがどのような関係性にあるのかを調べ、小松帝説話の様相と比較検証したい。そして、それらを蓄積し、流派間の交流の有無や、流派内の継承の在り方を明らかにしていきたい。

#### 注

- (1) 片桐洋一「IV「弘安十年本歌注」の周辺」(『中世古今集注釈書解題(二)』赤尾照文堂、一九七三年四月)。
- (2) 諸本の内、「佐賀県立図書館本」と「初雁文庫本」が「弘安十年(注・一二八七年)丁亥七月十二日」の奥書を有する。ただし、片桐洋一氏によると、「佐賀県立図書館本」は「初雁文庫本」の祖型である。「弘安十年注」を増補したものである。「初雁文庫本」は祖型の「弘安十年注」の抄出であったとしても、転写の段階か、あるいは底本において若干の増補があったと考えられる。祖型の「弘安十年注」に最も近いのが、奥書を持たない「鷹司本」と「為家抄」(「弘安十年古今集歌注混入」)であるという(注(1)所掲、片桐氏論文)。
- (3) 『中外抄』上・二八条。『玉葉』承安二年(一一七二)十一月二十日条と『世継物語』五二に同話がある。なお、『古事談』卷一・五は、『中外抄』の本条に依拠する。
- (4) 清輔本『古今集』二二番歌詞書の脚注には「小松帝也／仁明天皇第三子」とある(日本古典文学会編『清輔本古今和歌集』日本文学刊行会、一九七四年一月)。
- (5) 古今注の各書名は、特に明記しない限り、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『古今集注釈書伝本書目』(勉誠出版、二〇〇七年二月)の「通称書名一覧」に拠る。
- (6) かつて片桐洋一氏が「烏丸本注抜書」と称した古今注(片桐洋一「V「烏丸本注抜書」と「毘沙門堂本注」」(『中世古今集注釈書解題(二)』赤尾照文堂、一九七三年四月)。のちに、片桐氏と進士恭子氏によって「光広奥書本古今集秘抄」と称されるようになった(進士恭子「光広奥書本古今集秘抄」(片桐洋一編『王朝の文学とその系譜』和泉書院、一九九一年十月)。

- (7) 秋永一枝「解題」(秋永一枝、田辺佳代編『天理図書館蔵 古今集延五記』笠間叢書98。笠間書院、一九七八年八月)。
- (8) 弘安十年注諸本の内、「初雁文庫本」と「尊経閣文庫本」は「長平」を「長手」とする。「初雁文庫本」は、国文学研究資料館初雁文庫蔵本(12/209)を注(1)所掲片桐氏著書『中世古今集注釈書解題(二)』の翻刻により確認。「尊経閣文庫本」は、実践女子大学図書館山岸徳平蔵本を西澤美仁・牧野和夫・杉山友美「山岸文庫蔵『古今和歌集聞書』翻刻(二)〜(四) (調査報告56(〜56-4))」(『実践女子大学文芸資料研究所年報』一七・一八・二〇・二一、一九九八年三月・二〇〇一年三月・二〇〇二年三月)の翻刻により確認。
- (9) 伊勢注の各書名は、特に明記しない限り、本文を引用した各書籍での呼称に拠る。
- (10) 山本登朗「堯恵と伊勢物語―鉄心斎文庫蔵堯恵加注承久三年本校合伊勢物語をめぐって―」(『光華女子大学研究紀要』三六、一九九八年十二月。『伊勢物語論 文体・主題・享受』(笠間書院、二〇〇一年五月)所収)。<sup>⑧</sup>志能夫数理「陽明文庫本」については、山本淳子『志能夫数理』(陽明文庫蔵)「解題」(片桐洋一・山本登朗責任編集『伊勢物語古注釈大成(五)』笠間書院、二〇一〇年二月)にも詳しい解説がある。また、山本登朗・山本淳子両氏によると、同書は、宗祇による伊勢物語講釈の聞き書きを集成した鉄心斎文庫蔵「伊勢物語忍摺抄」とは同名の異書であるという。なお、鉄心斎文庫蔵「伊勢物語忍摺抄」には、小松帝説話は見えない(片桐洋一編『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊(三)』(八木書店、一九八九年三月)の影印により確認)。
- (11) 「冷泉家流伊勢物語注」(「冷泉家流伊勢物語古注」とも)とは、冷泉家の秘伝として伝えられたとされる伊勢注。片桐洋一「冷泉家流伊勢物語古注をめぐって」(『伊勢物語の研究(研究篇)』明治書院、一九六八年二月)、片桐洋一・山本登朗責任編集『伊勢物語古注釈大成(一)』(笠間書院、二〇〇四年十月)参照。
- (12) 片桐洋一「解題」(注(11)所掲、片桐氏・山本氏著書『伊勢物語古注釈大成(一)』)。
- (13) 林克則「宮内庁書陵部蔵「伊勢物語抄」に見える「或本」について」(『武蔵大学人文学会雑誌』二七―二八、一九九六年一月)。なお、林氏のいう「冷泉家流古註」とは、片桐洋一氏が「冷泉家流伊勢物語注」や「冷泉家流伊勢物語古注」と総称する注釈書類と同一か

どうかは不明である。

(14) 注(12) 所掲、片桐氏解題。

(15) 宮内庁書陵部蔵本・558・161。国文学研究資料館日本古典籍総合目録データベースの画像データにより確認。

(16) 片桐洋一『伊勢物語の研究〔研究篇〕』（明治書院、一九六八年二月）に詳しい解説がある。片桐氏によると、同書は、広島大学蔵「定家流伊勢物語千金莫伝」と同種の本に増補して一書をなしたもので、「その増補部分では、定家の頭注密勘がかなりの役割を果たしている」という。しかし、広島大学蔵「定家流伊勢物語千金莫伝」は初段から第六十七段までの零本のため、同書に小松帝説話が記されていたかは不明である。また、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」に書き加えられたという『頭注密勘』には、小松帝説話は見えない。

(17) 木戸久二子「宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』の増補部分の性格―その旧注とのかかわりについて―」（『中古文学』四九、一九九二年六月）。

(18) 注(13) 所掲、林氏論文。

(19) 注(13) 所掲、林氏論文。この論文の中で、林氏は、⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」（林氏論文では「鉄心斎文庫蔵伊勢物語註（十卷本註）」と呼称）・鉄心斎文庫蔵増纂伊勢物語抄・⑦伊勢物語奥秘書（林氏論文では「鉄心斎文庫蔵伊勢物語奥秘抄（奥秘書）」と呼称）・静嘉堂文庫蔵伊勢物語塗籠抄・慶應義塾図書館蔵伊勢物語註・⑪東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註・東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物かたり抄を「冷泉家流古註」に属す注釈書としておられる。その上で、これらの「冷泉家流古註」と⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部とを比較検討された。

(20) 本文は「或人云…をいふに」とあるので、「或人」は老人たることの難点を理由に、光孝天皇の即位に反対したが、他は天皇即位の車を御所に送り試すという条件を提案した、と解釈するのが穏当であろう。ただし、⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」所引「或本」部とほぼ同文である⑪東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註は、「老人の位につき給はん事憚あり。されば車をむかへんに小松

さはらで車をとをしたらは王とせんといへり。」とある。これは当然、「ある人云」は「といへり」にかかると読める。つまり、「或人」が光孝即位の難点と条件を両方言っているのであり、この点、「或本」部と全く同一ではない。なお、⑫後陽成天皇『百人一首抄』と⑬後水尾天皇『百人一首抄』所引の「或秘抄」では、「或一人」が、天皇御所へ車を送るという条件のみを提案したことになっている。

- (21) 広島大学附属図書館蔵本・ト872。 田野慎二・山崎真克編『翻刻平安文学資料稿 第三期(二・三) 冷泉持為注古今抄(上・下)』(広島平安文学研究会、一九九六年五月・一九九七年三月)の翻刻により確認。なお、「古今持為注」は持為の注とするには疑わしいともされるが、田野氏と山崎氏は、「本注釈書を持為によるものと認めてよいと思われる」という(前掲、田野氏・山崎氏著書所収「解題」)。

- (22) 京都大学附属図書館平松文庫蔵本・平松／第七門／コ6。 佐竹昭広編『古今集抄 京都大学蔵』(臨川書店、一九八〇年四月)の影印により確認。

- (23) 「今の大炊の御門室町どうじやうの後」とは、「聞名寺」とも称された時宗遊行派の道場「大炊道場」を指すか。ジャパナレッズジ版『日本歴史地名大系』(平凡社)には、「大炊道場は、もと大炊御門大路北、室町西(現中京区)にあつて、今に道場町の町名を残す。この地は光孝天皇の小松殿跡と伝え、道場内に光孝天皇の位牌石塔などがあつた(臥雲日件録・京童跡追)」とある。

- (24) 瑞溪周鳳(臨濟宗。五山文学僧。一三九一〜一四七三)の日記「臥雲日件録」(散逸)を惟高妙安(臨濟宗。五山文学僧。一四八〇〜一五六七)が抜粋したもの。

- (25) 明徳元〜寛正四年(一二三九〇〜一四六三)。七四歳。畠山満慶男。法名賢良。能登守護。『草根集』には、永享四年(一四三二)三月に自邸の草庵が焼失した正徹が義忠邸に訪れ、そこで慰安を受けて三十首歌を詠んだと見えるなど、義忠と正徹は親しい間柄であったことが知られる(巻二・一七三四〜一七三七)。

- (26) 「今大宮道場」とは、「猪熊大宮道場」(『満濟准后日記』永享六年(一四三四)六月一日条)や「樋口大宮道場」(『看聞日記』永享

六年（一四三四）六月五日条、『師郷記』享徳三年（一四五四）十一月三十日条）などに見える場所か。ジャパンナレッジ版『日本歴史地名大系』（平凡社）によると、「猪熊大宮道場」と「樋口大宮道場」とは同じ道場のことで、樋口南・六条坊門北・猪熊西・大宮東の方一町を占めていたという。『看聞日記』によると、永享六年（一四三四）六月五日に明の外交使節が將軍義教に謁見した際、ここに宿泊している。『康富記』『師郷記』によると、享徳三年（一四五四）十一月三十日に焼亡。

(27) 井上宗雄「橋本公夏の生涯―中世後期「源氏物語」注釈者伝記の内―」（『リポート笠間』三、一九七二年四月）。

(28) 慶應義塾大学附属研究所道文庫編『古今集注釈書伝本書目』（勉誠出版、二〇〇七年二月）。

(29) 紀元二千六百年奉祝会、一九四四年十二月。

(30) 国文学研究資料館鉄心斎文庫蔵本・98・280。国文学研究資料館日本古典籍総合目録データベースの画像データにより確認。

(31) 吉海直人編著『百人一首注釈書叢刊（一）百人一首注釈書目略解題』（和泉書院、一九九九年十一月）。

(32) 田中隆裕「解題」（島津忠夫、田中隆裕編『百人一首注釈書叢刊（六）後水尾天皇百人一首抄』〈和泉書院、一九九四年一〇月〉所収）。

(33) 今井正之助『『塵塚物語』考―『吉野拾遺』との関係―』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』五五、二〇〇六年三月）。

## 引用本文

\*私家集はWeb図書館版『新編私家集大成』に、その他の歌集は同『新編国歌大観』に拠り、表記は私に改めた。

\*その他の引用本文は、次の諸書に拠り、表記は私に改めた。なお、①～⑫は、本稿に於ける通し番号。

〔古今注〕

① 弘安十年注「鷹司本」 Ⅱ宮内庁書陵部蔵本・鷹／402（国文学研究資料館日本古典籍総合目録データベースの画像データ）。② 毘沙門

堂本古今集注Ⅱ国文学研究資料館蔵本・99-169（国文学研究資料館編『中世古今和歌集注釈の世界―毘沙門堂本古今集注をひもとく』

(勉誠出版、二〇一八年三月)の翻刻)。③延五記Ⅱ天理図書館蔵本・<sup>911.23</sup>イ3 (堯恵自筆署名・花押本。秋永一枝、田辺佳代編『天理図書館蔵 古今集延五記』(笠間叢書98。笠間書院、一九七八年八月)の翻刻)。④光広奥書本古今集秘抄Ⅱ片桐洋一蔵本(孤本。進士恭子「光広奥書本古今集秘抄」(片桐洋一編『王朝の文学とその系譜』和泉書院、一九九一年十月)の翻刻)。⑤曼殊院本古今集秘抄Ⅱ曼殊院蔵本(孤本。新井栄蔵、浅見緑解題『曼殊院蔵古今伝授資料(一)』(汲古書院、一九九〇年十二月)の影印)。⑥古今和歌集三条抄Ⅱ宮内庁書陵部蔵本・266/302。徳江元正編『室町文学纂集(二) 古今和歌集三条抄』(三弥井書店、一九九〇年十月)の翻刻)。

〔伊勢注〕

⑦伊勢物語奥秘書Ⅱ鉄心斎文庫蔵本(片桐洋一編『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊(二)』(八木書店、一九八九年一月)の影印)。⑧志能夫数理「陽明文庫本」Ⅱ陽明文庫蔵本(片桐洋一・山本登朗責任編集『伊勢物語古注釈大成(五)』(笠間書院、二〇一〇年二月)の翻刻)。⑨十卷本伊勢物語注「冷泉家流」Ⅱ鉄心斎文庫蔵本(片桐洋一編『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊(一)』(八木書店、一九八八年十一月)の影印)。⑩書陵部本伊勢物語抄「冷泉家流」Ⅱ宮内庁書陵部蔵本・217・346(片桐洋一『伊勢物語の研究「資料篇」』(明治書院、一九六九年一月)の翻刻)。⑪東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註Ⅱ東海大学付属図書館桃園文庫蔵本(林克則「宮内庁書陵部蔵「伊勢物語抄」に見える「或本」について」(『武蔵大学人文学会雑誌』二七―二八、一九九六年一月)の部分翻刻)。

〔百人一首注〕

⑬後陽成天皇『百人一首抄』Ⅱ宮内庁書陵部蔵本・501・414(国文学研究資料館日本古典籍総合目録データベースの画像データ)。⑭後水尾天皇『百人一首抄』Ⅱ陽明文庫蔵本。島津忠夫・田中隆裕編『百人一首注釈書叢刊(六) 後水尾天皇百人一首抄』(和泉書院、一九九四年十月)の翻刻)。

〔その他〕

⑫臥雲日件録抜尤Ⅱ大日本古記録本(岩波書店)の翻刻。⑮塵塚物語Ⅱ日本随筆全集本(国民図書)の翻刻。

## 初出(含掲載予定)一覧

\*表現の統一や補正のため、全体にわたって修正を施した。

## 序章

・新稿

## 第一章 古記録の説話―『看聞日記』を対象として―

### 第一節 「戸開閉」の怪異説話をめぐって

・同題(『鶴見日本文学』二二、二〇一七年三月)

### 第二節 葉に詩歌を書くこと

・同題(『国文鶴見』五一、二〇一七年三月)

### 第三節 『看聞日記』における貞成の評言―「呵法沙汰」の解釈をめぐって―

・同題(『鶴見日本文学会報』八六、二〇二〇年三月)

## 第二章 古注釈の説話―本説を以て説く古今注を対象として―

### 第一節 勸修寺本「古今和歌集注」論統貂

・同題(『国文鶴見』五四、二〇二〇年三月)

### 第二節 大和国武蔵野異聞―中世古今集注・伊勢物語注から人情本まで―

・同題(『国文鶴見』五三、二〇一九年三月)

第三節 小松帝説話をめぐって

・新稿 \*同題で「古典文学研究の方法と対象(仮題)」(花鳥社、二〇二三年五月刊行予定)に掲載予定。